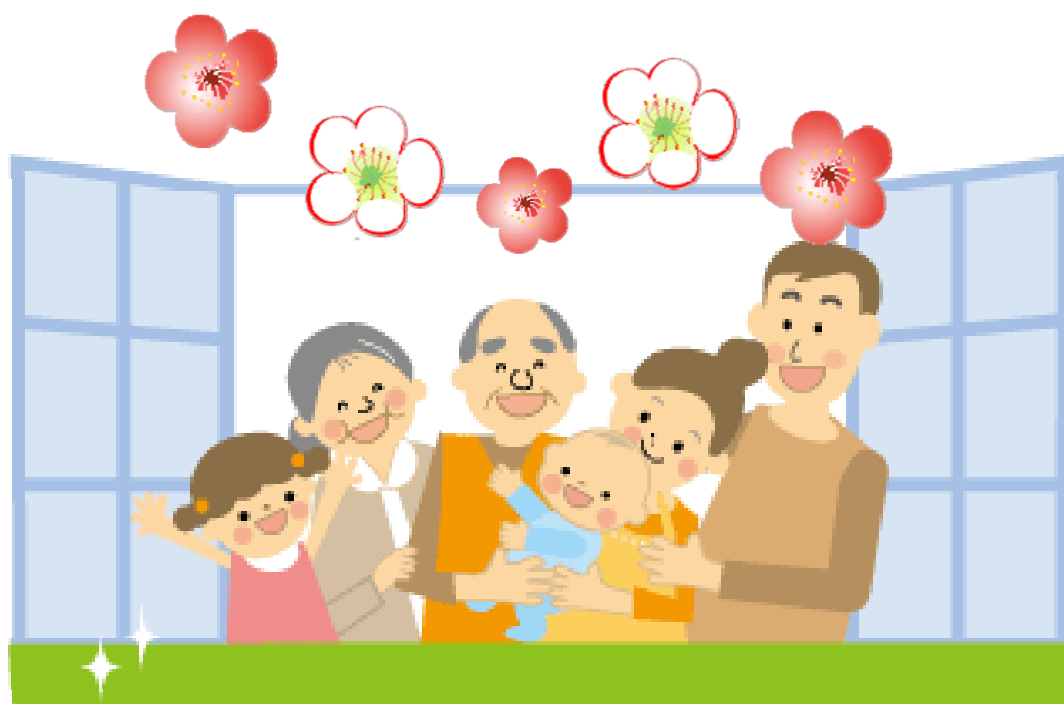


みらい
梅色次代へ伸びる力をはぐくもう

子育て・子育て応援のまち・ながよ

長与町次世代育成支援対策推進後期行動計画



平成 22 年 3 月

長 与 町

は じ め に

次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、本町では平成17年3月に前期行動計画を策定し、これまで住民の皆様のお力を借りながら、さまざまな子育て支援に取り組んで、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」では、国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実の乖離に着目し、要因が整理され、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の重点戦略では、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされました。

本町では、これらの全国や本町のニーズ、課題を踏まえながら、前期計画を見直し、後期計画を策定しました。

また、この後期計画では、前期計画から引き続き「梅色^{みらい}次代へ伸びる力をはぐくもう 子育て・子育て支援のまち・ながよ」を基本理念としております。住民の皆様には、この基本理念を再度ご理解いただき、それぞれの立場で状況に応じたご参加やご協力をお願いいたします。

結びにあたり、この後期計画の策定において、ご審議いただいた地域協議会の委員をはじめ、アンケートを通して、貴重なご意見やご提案をお寄せいただいた方々に心から感謝を申し上げます。

平成22年3月

長与町長 葉山 友昭

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画策定の背景	6
3 前期計画の総括	10
第2章 長与町の現状と課題	13
1 本町の現状	15
2 子どもの状況と子育ての実態	24
第3章 計画の基本的事項	33
1 計画の取組み方針	35
2 児童数の将来推計	38
第4章 計画の内容	39
I なかまづくりは子育て・子育ての交流からはじめよう	41
1 子どもを社会で育てる意識づくり	42
2 子育て・子育て交流コミュニティづくり	46
II 子どもの生きるかつ（活）力をそだてよう	53
1 生きる力の育成	54
2 ところとからだの健康	59
III よりよい子育て環境をつくろう	66
1 子育てと社会参加の両立支援	67
2 子育てを支援する生活環境の整備	73
IV 家庭の子育てを支援しよう	79
1 家庭の子育て力・教育力の向上	80
2 援助が必要な子ども・家庭への支援	85
V 子どもと母親の生命と健康を守ろう	89
1 安全で快適な妊娠・出産の支援	90
2 健やかな成長・発達支援	92

第5章 計画の推進 95

1 住民や関係機関などとの連携	97
2 公表・進行管理.....	97
3 ネットワーク機能の強化.....	97
4 調査研究.....	98



第1章 計画策定にあたって



この章では、計画がなぜ必要であるのか、どのような位置づけにあるのか、また計画を策定するために実施したことを記載しています。

1 計画策定の趣旨

(1) 目的

本計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成されることを目的に、子育て家庭への支援や子どもが育つ環境の整備など子育て・子育てに関わるすべての施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

(2) 性格・位置づけ

- ① 本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく法定計画です。
- ② 次世代育成支援対策推進法は、平成17年度から平成26年度までの10年間の取組みを地方公共団体に義務付けており、この計画は平成22年度から平成26年度までの後期計画にあたります。
- ③ 本計画は、母子保健施策を包含し、一体の計画として策定しています。
- ④ 本計画は、「長与町総合計画」、並びに保健・福祉にかかわる関連計画を包含する「長与町総合保健福祉計画」との整合を図っています。
- ⑤ 本計画は、「子どもの権利条約¹」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮し、策定しています。



¹ 子どもの権利条約：

基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。平成元年（1989年）11月20日に国連総会において採択され、平成18年（2006年）12月現在で193の国と地域が締結しています。この条約は、大正13年（1924年）の「子どもの権利に関するジュネーブ宣言」、昭和34年（1959年）の「子どもの権利宣言」を受けて成立しました。子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守ることを定めています。わが国は平成6年（1994年）4月に批准し、158番目の批准国です（日本ユニセフ資料）。

(3) 計画期間

本計画は前期計画を継承し、平成 22 年度から平成 26 年度の 5 年間です。

年 度(平成)									
17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
前期計画					後期計画				

(4) 対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業（事業所）、行政などすべての個人及び団体を対象とします。

(5) 策定の方法

① 策定体制

各種関係団体からなる「長与町次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画の内容を審議しました。

また、庁内組織として「長与町次世代育成支援対策推進委員会」を設置し、関連課による横断的な検討と総合調整を行いました。

② 調査の実施

本計画は長与町総合保健福祉計画に包含される計画であるため、「長与町総合保健福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施し、住民の実態や要望・意見などを把握しました。

図表 1 住民アンケートの概要

	高齢者	就学前児童	小学生	一般住民
調査対象者	① 65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方 ② 65歳以上の要支援・要介護認定者のうち在宅で介護を受けている方	③ 町内在住の就学前児童(0～5歳児)	④ 町内在住の小学生(1～6年生)	⑤ 町内在住の町民(18～64歳)
抽出方法	① 平成20年9月1日住民基本台帳から無作為抽出(認定者除く) ② 平成20年9月1日認定者台帳から在宅サービス利用者全数	平成20年12月22日住民基本台帳から年齢別・学校区別に層化し無作為抽出	町内各小学校から学級抽出	平成20年12月22日住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・回収	郵送配布・回収	学校配布・回収	郵送配布・回収
配布数	① 1,780票 ② 1,125票	900票	874票	1,500票
回収数	① 1,190票 ② 555票	511票	714票	649票
回収率	① 66.9% ② 49.3%	56.8%	81.7%	43.3%
調査時期	①②は平成20年9月8日～9月26日 ③～⑤は平成21年1月10日～1月23日			

なお、これ以降アンケートの引用では、「就学前」「小学生」と表記していますが、それぞれ就学前あるいは小学生の子どもの保護者又は家庭のことを指しています。

グラフの中で「n」とは回答者数を表しています。割合(%)は四捨五入の関係で合計が100%にならないことがあります。また、割合の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しないこともあります。

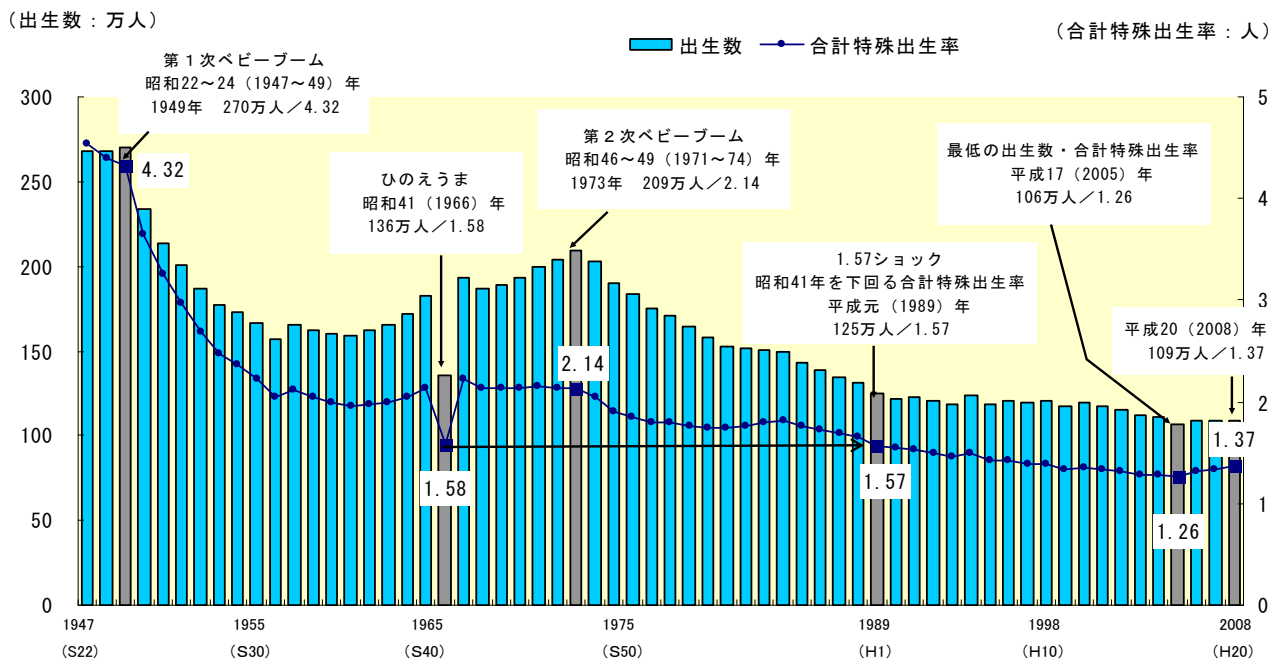


2 計画策定の背景

(1) わが国の出生の状況

わが国では急速に少子化が進行しており、平成 17 年(2005 年)の合計特殊出生率²は 1.26 と過去最低を記録しました。その後、平成 20 年(2008 年)の合計特殊出生率は 1.37 と 3 年連続で上昇し、出生数も対前年比 1 千人増の 1,091,150 人となりましたが、依然として低い水準にあります。

図表 2 わが国の出生数と合計特殊出生率の推移



資料：各年人口動態統計

(2) 国の取組み

国においては、平成 16 年 12 月、「少子化社会対策大綱」の実施計画として「子ども・子育て応援プラン」を策定し、概ね 10 年後を展望した「めざすべき社会」の姿を提示しました。しかし、予想以上に少子化が進行したため、平成 19 年 12 月、「少子化社会対策会議」に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議を設置し、就労と出産・子育ての二者択一構造の解

² 合計特殊出生率：

15~49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率と同じ確率で出産するとした場合に、一生の間に産むと想定される子どもの数に相当します。

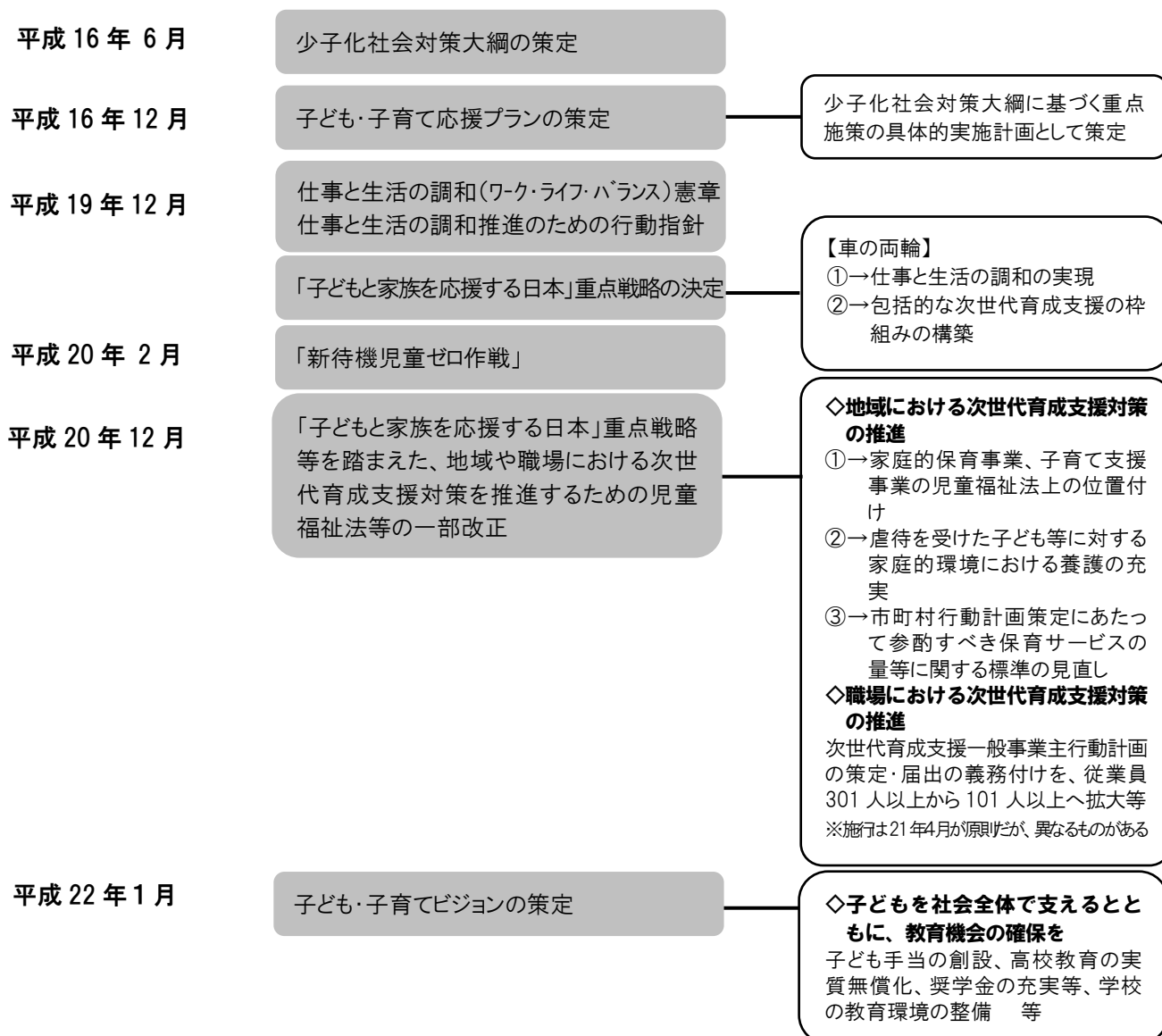
消に向けて、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2つの取組みを車の両輪として同時並行的に進めることを重点戦略として決めました。

また、都市部を中心とする保育所の「待機児童」を解消するため、平成20年2月に「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとし、平成20年度から3年間を集中重点期間として推進しています。

平成20年12月には、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を踏まえ、家庭的保育事業などの創設、虐待など困難な状況にある子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定促進などを内容とする児童福祉法等の一部改正が行われました。

平成22年1月、「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、子ども手当の創設、高校教育の実質無償化などが盛り込まれました。

図表3 わが国の少子化対策の主な流れ



(3) 県の取組み

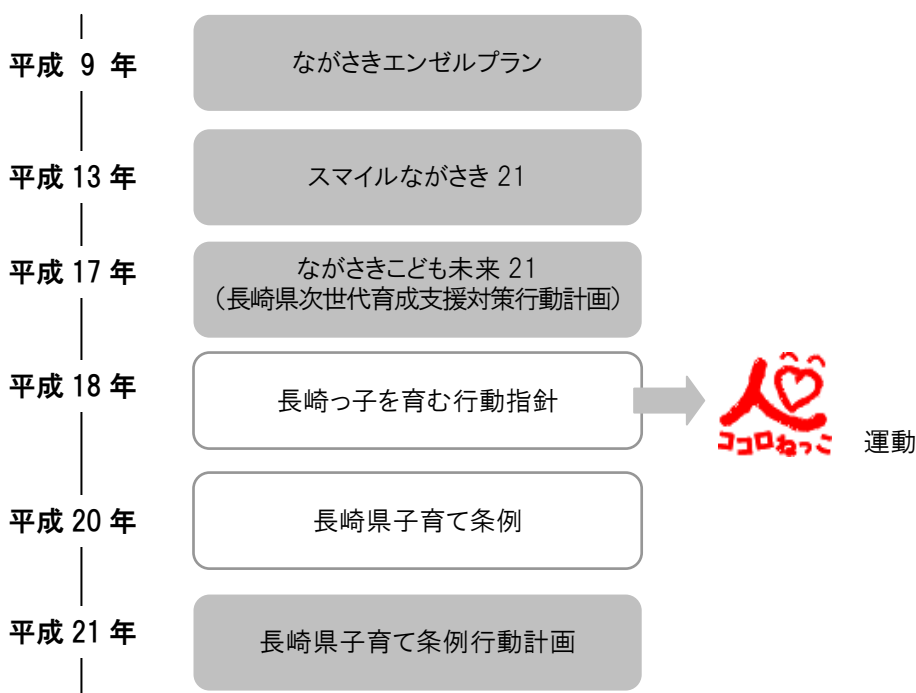
長崎県ではこれまで「ながさきエンゼルプラン」(平成9年)、「スマイルながさき21」(平成13年)を策定し、社会全体で子育て家庭を支援するための環境整備を計画的に推進してきました。

「次世代育成支援対策推進法」の施行に伴い、平成17年3月、「長崎県次世代育成支援対策行動計画(ながさきこども未来21)」を策定し、未来の長崎を担う子どもたちが健やかに生まれ、育つ環境づくりを進めてきました。

また、平成17年度、痛ましい少年事件が連続して発生したことから、知事から緊急アピールが提案されたことを受け、具体的な協議の場として「長崎っ子を育む県民会議」が設置され、平成18年11月、「長崎っ子を育む行動指針」が策定されました。この行動指針の重点施策として、子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動「ココロねっこ運動」が推進されています。

このような子どもや子育て支援に関する県と県民の一連の取組みに根拠を与え、さらに強力に進めるため、平成20年10月、県・市町等の役割や県の基本的施策等を明確にした「長崎県子育て条例」を制定しました。

「長崎県子育て条例」に関する取組みを総合的かつ計画的に進めるとともに、策定から5年が経過する「ながさきこども未来21」の後期計画として、子育て支援のニーズや国の制度などの変化に対応した施策の見直しを行うため、平成22年3月、「長崎県子育て条例行動計画」を策定したところです。



(4) 次世代育成支援に係る本町の取組み

核家族化等の中で、出産や子育てに不安を抱えていたり、地域から孤立している親が増えて
いる状況を踏まえ、健康保険課では、マタニティ広場や乳幼児健診・相談等の母子保健事業を
通して、親子の交流の場の提供を心がけるとともに、妊娠・出産期に親になること、子ども
の発育・発達や子育てに関する知識の普及や情報の提供を行っています。また、専門の医師や臨
床心理士による育児相談の充実を図り、育児不安の軽減に努めるとともに、親子の健康づくり
の支援に取り組んでいます。

福祉課では、公立保育所で実施してきた地域子育て支援センター事業について、平成 18 年
度から「ほほえみの家」において独立開設し、機能充実を図りました。子育て短期支援事業に
ついては、平成 19 年度から長崎市内の児童養護施設 2 か所へ事業委託し、平成 21 年度は長
崎市内の保育園 1 か所を追加委託して充実を図ったほか、平成 20 年 10 月には、時津町と共
同で病児保育「さくらっこルーム」を開設し、保育サービスを強化しました。障害児の児童デ
イサービス事業は、平成 21 年度から長与町社会福祉協議会で行うようになりました。このほ
か平成 19 年度からは参加型の講座として、「親育ち講座(ノーバディーズパーフェクト講座³)」
を実施しています。

学校教育課では、学校教育における総合的な支援体制の充実に向け、特別支援学級や通級指
導教室の開設、また特別支援教育支援員の配置など、特別支援教育の推進に積極的に取り組ん
でいます。

生涯学習課では、働く婦人の家において 1 歳前からの子育て支援(親子教室)を行っていま
す。また、土曜日や長期の休みを利用した児童・生徒を対象に町立公民館等で自然体験やもの
づくり体験などの講座、平成 21 年度からは、新たに「放課後子ども教室推進事業」を取り入
れ小学生を対象にした講座を増やし、子どもの居場所づくり事業を推進しています。



³ ノーバディーズパーフェクト (Nobody's Perfect) :

カナダ生まれの子育て中の親支援プログラムで、完璧な親や完璧な子どもなど存在しない、可能な限りベストをつ
くることが大切で、必要なときにはまわりから助けを借りることが大切という考え方です。

3 前期計画の総括

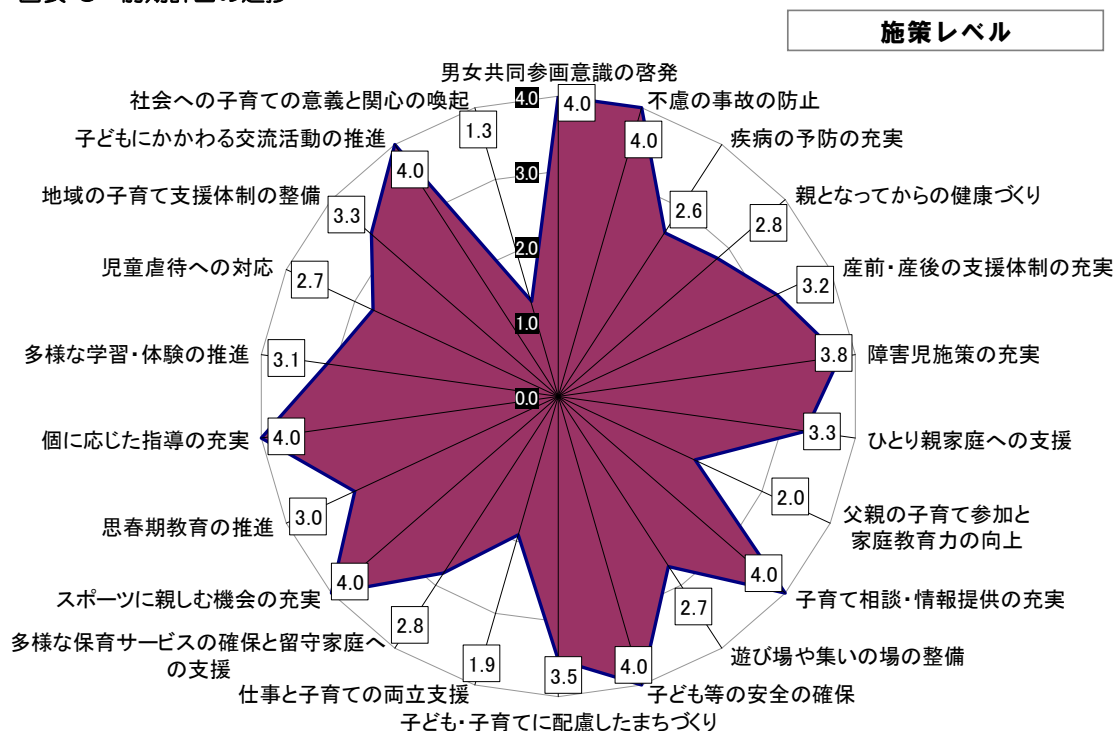
前期計画について、平成 20 年度末時点の実施状況調査を行い、全 156 事業の進捗状況を把握しました。事業評価はわかりやすいよう点数化し、以下の基準で5段階の点数付けの手法を用いています。

156 事業全体の評価は4点満点中、平均 3.2 点となりましたが、「社会への子育ての意義と関心の喚起」(1.3 点)、「仕事と子育ての両立支援」(1.9 点)、「父親の子育て参加と家庭教育力の向上」(2.0 点)は、平均(3.2 点)を大きく下回ったことから、後期計画では特に留意する必要があります。

図表 4 点数の基準

評価の基準	
4 点	概ね計画通りに取り組み、成果はあげた
3 点	概ね計画通りに取り組んだが、成果は明確ではない
2 点	計画通りに取り組んだとはいえないが、一定の成果はあがった
1 点	計画通りに取り組んでおらず、成果もあがっていない
0 点	実施していない・終了した

図表 5 前期計画の進捗



図表 6 前期計画の進捗状況（再掲）

基本目標	評価	推進施策	評価	施策	評価	調査事業数	未実施事業数	全体平均との乖離
Ⅰ なかまづくりは子育て・子育ての交流からはじめよう	3.2	1 子どもを社会で育てる意識づくり	2.7	(1) 男女共同参画意識の啓発	4.0	3	0	0.8
				(2) 社会への子育ての意義と関心の喚起	1.3	3	2	△ 1.9
	3.2	2 子育て・子育て交流コミュニティづくり	3.3	(1) 子どもにかかわる交流活動の推進	4.0	4	0	0.8
				(2) 地域の子育て支援体制の整備	3.3	11	1	0.1
				(3) 児童虐待への対応	2.7	3	1	△ 0.5
Ⅱ 子どもの生きるかつ(活)力をそだてよう	3.4	1 生きる力の育成	3.4	(1) 多様な学習・体験の推進	3.1	9	2	△ 0.1
				(2) 個に応じた指導の充実	4.0	5	0	0.8
	3.4	2 健康な大人になるための支援	3.3	(1) 思春期教育の推進	3.0	5	1	△ 0.2
				(2) スポーツに親しむ機会の充実	4.0	2	0	0.8
Ⅲ よりよい子育て環境をつくらう	3.0	1 子育てと社会参加の両立支援	2.4	(1) 多様な保育サービスの確保と留守家庭への支援	2.8	10	3	△ 0.4
				(2) 仕事と子育ての両立支援	1.9	8	1	△ 1.3
	3.0	2 子育てを支援する生活環境の整備	3.6	(1) 子ども・子育てに配慮したまちづくり	3.5	6	0	0.3
				(2) 子ども等の安全の確保	4.0	8	0	0.8
				(3) 遊び場や集いの場の整備	2.7	3	1	△ 0.5
Ⅳ 家庭の子育てを支援しよう	3.5	1 家庭の子育て力・教育力の向上	2.9	(1) 子育て相談・情報提供の充実	4.0	5	0	0.8
				(2) 父親の子育て参加と家庭教育力の向上	2.0	6	3	△ 1.2
	3.5	2 援助が必要な子ども・家庭への支援	3.7	(1) ひとり親家庭への支援	3.3	3	0	0.1
				(2) 障害児施策の充実	3.8	23	0	0.6
Ⅴ 子どもと母親の生命と健康を守ろう	3.0	1 安全で快適な妊娠・出産の支援	3.1	(1) 産前・産後の支援体制の充実	3.2	14	2	0.0
				(2) 親となつてからの健康づくり	2.8	4	1	△ 0.4
	3.0	2 健やかな成長・発達支援	3.0	(1) 疾病の予防の充実	2.6	16	3	△ 0.6
				(2) 不慮の事故の防止	4.0	5	0	0.8
全体平均					3.2	156事業	21事業	—

Ⅰ－１－(2)「社会への子育ての意義と関心の喚起」（評価 1.3）については、広報やホームページによる「子育ての社会の意識啓発」をはじめ3事業を掲載していましたが、十分な目的意識を持って実施するには至らず、2事業が未実施となっています。

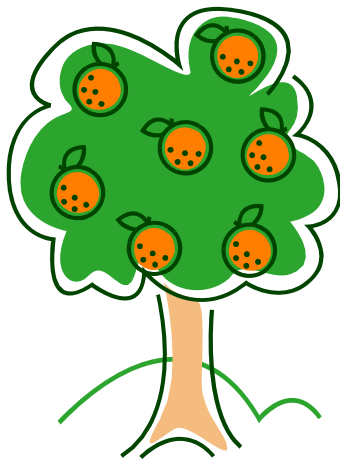
Ⅲ－１－(2)「仕事と子育ての両立支援」（評価 1.9）については、「ファミリーフレンドリー企業の周知」「少子化対策に取り組む事業所の公表」「商工会と連携した労務講座・経済講座の開

3 前期計画の総括

催」の3事業は実施しましたが、成果が見えない事業であったこと、「出前講座の開催」については事業目的が把握されておらず、実施に至らなかったなどが低い評価の要因です。

このほかⅣ－1－(2)「父親の子育て参加と家庭教育力の向上」（評価 2.0）については、「パパママクッキング」をマタニティ広場に組み込むなど、子育て支援センターの設置による類似事業の整理が主な要因です。

これらの結果を踏まえ、後期計画では明確な目的意識を持って、成果が見える事業に絞込んでいく必要があります。





第2章 長与町の現状と課題



この章では、計画を策定するための課題を見出すため、町の現状とアンケート等から出た現状や課題を示しています。

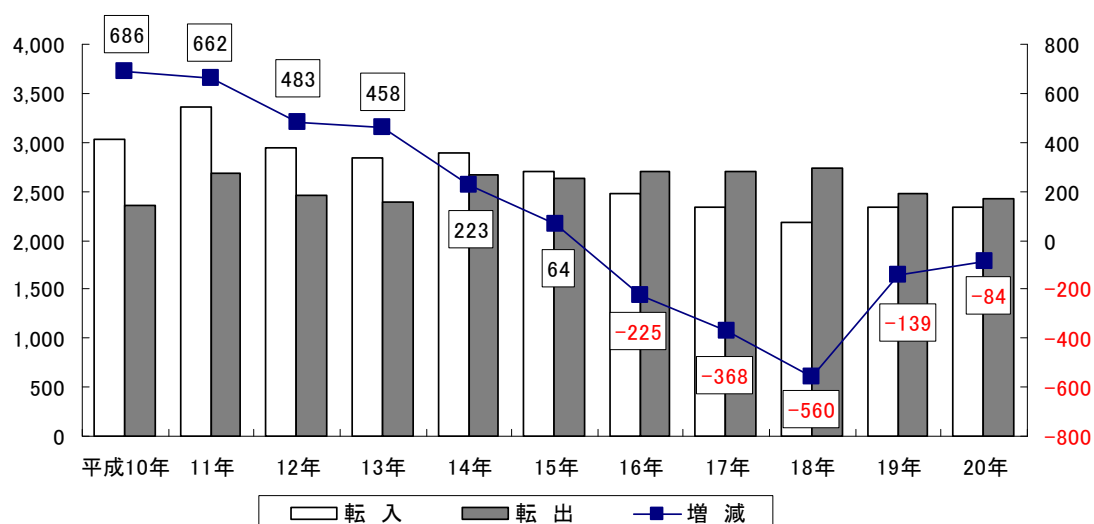
1 本町の現状

(1) 人口の動向

本町は、長崎市の中心部から約10kmの位置にあり、柑橘栽培を中心とした農村地域でしたが、昭和46年の新都市計画法による市街化区域の決定を機に、長崎市のベッドタウンとしての都市化が進み、転出入は年間概ね4～5千人台に上るなど総人口も一貫して増加してきました。平成21年9月末日の人口は42,552人（住民基本台帳）で、県下では人口規模が最も大きな町となっていますが、近年は人口が減少し始めています。

図表 7 本町の転出入の推移

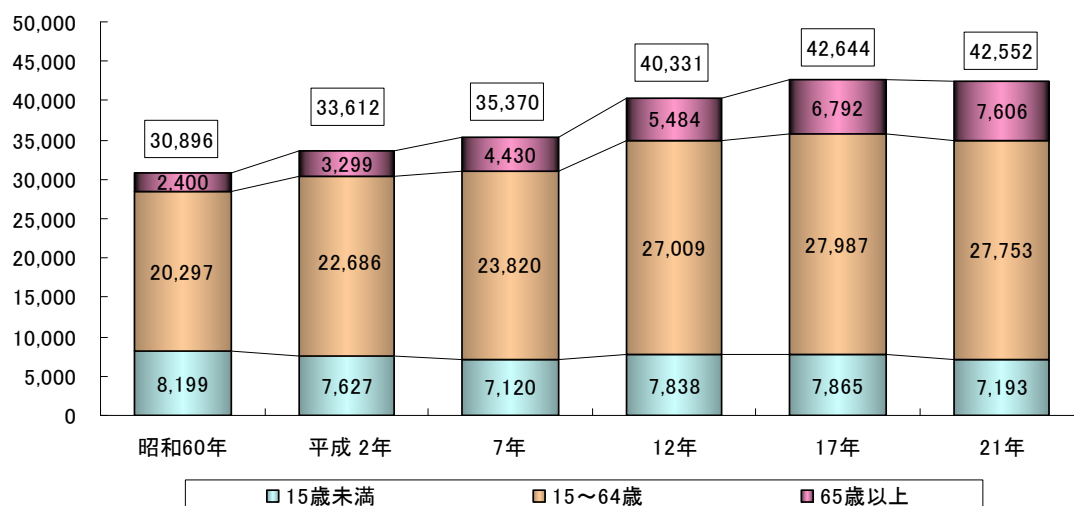
(転入・転出人口:人)



資料：各年住民基本台帳 12月末

図表 8 本町の3区分人口の推移

(人口:人)



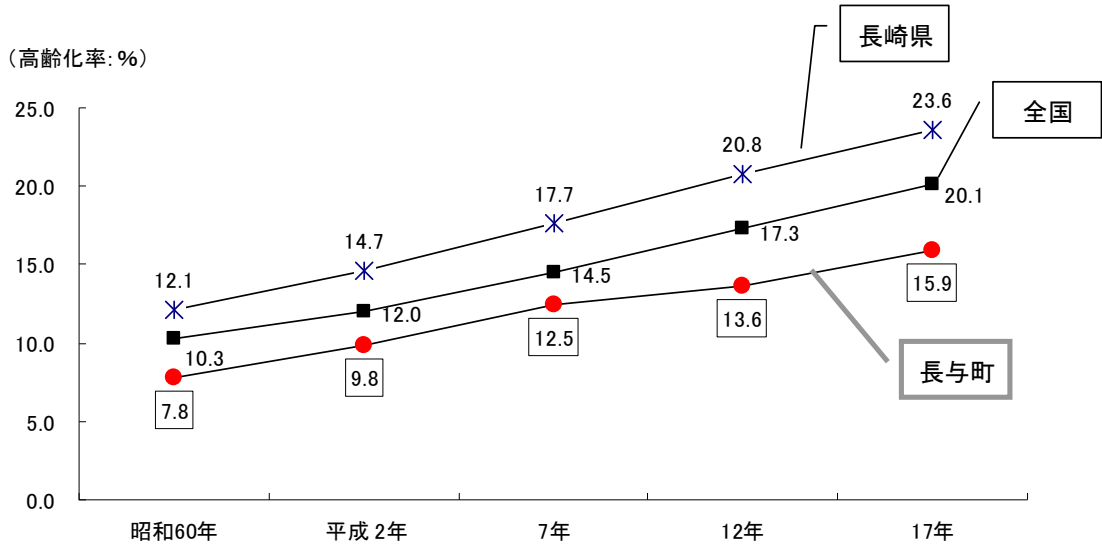
資料：各年国勢調査（年齢不詳は除く）・平成21年は住民基本台帳9月末

1 本町の現状

県・全国と比較すると、高齢化率は下回り、年少人口比率は上回って推移していますが、昭和60年当時と比べると高齢化率は2倍となる一方、年少人口比率は7割減となるなど、本町においても少子高齢化が進んでいます。

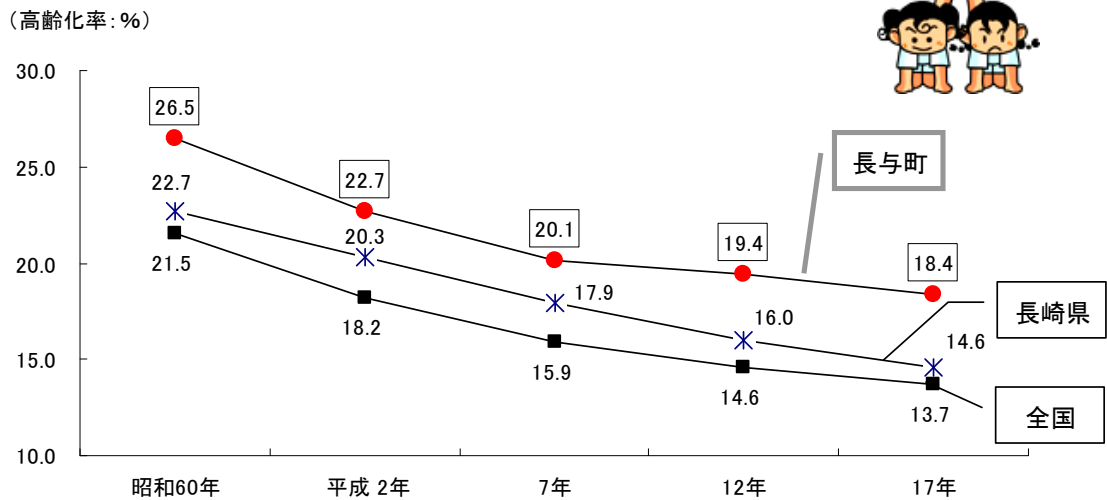


図表 9 老年人口比率の県・全国との比較



資料：各年国勢調査

図表 10 年少人口比率の県・全国との比較



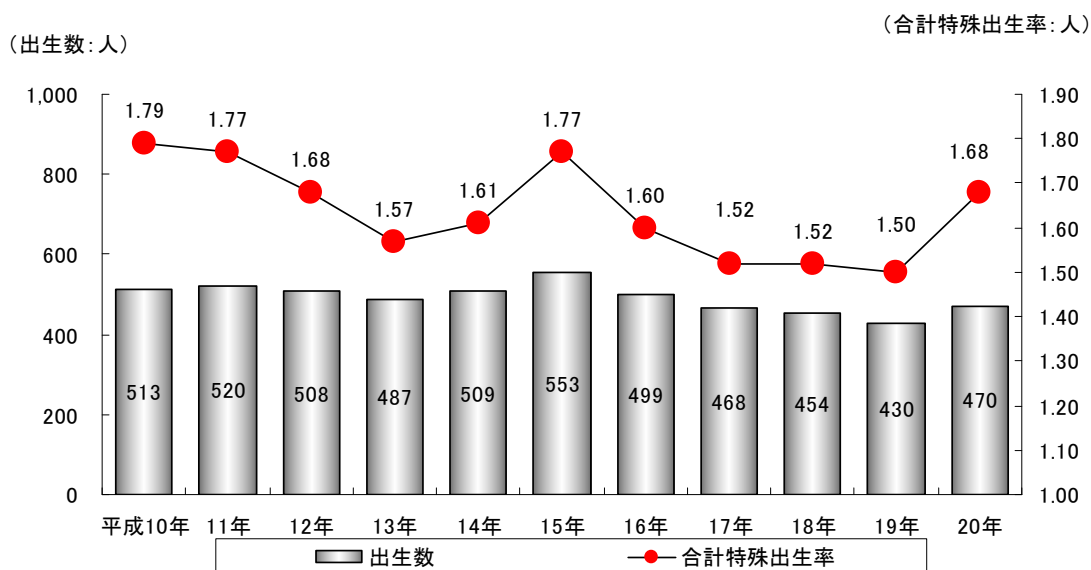
資料：各年国勢調査

(2) 出生の動向

近年の本町の出生数は平成 20 年でやや回復しましたが、平成 15 年の 553 人をピークに徐々に減少しています。

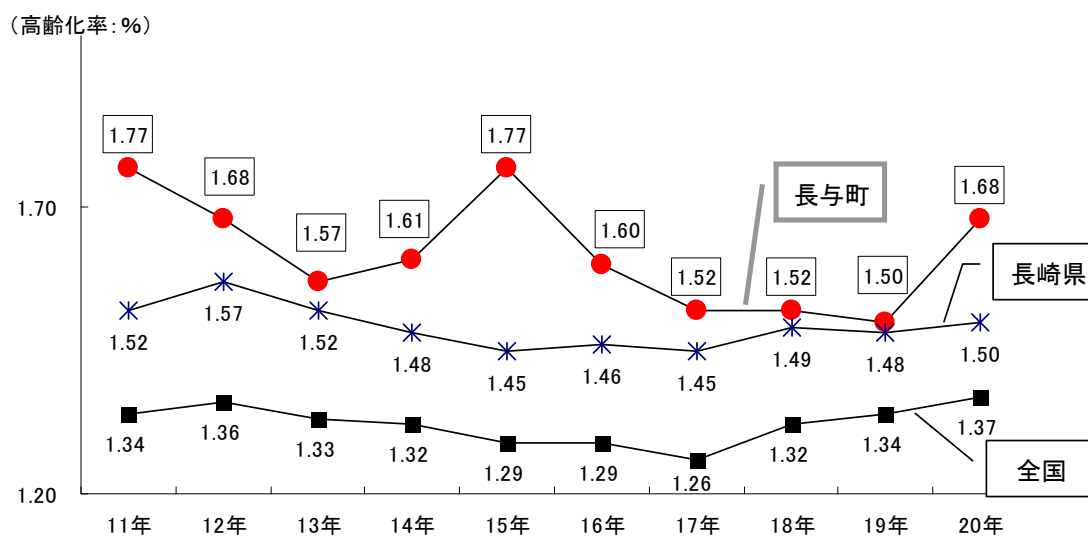
合計特殊出生率で見ると、一貫して全国を上回り、県をも上回る水準で推移してきましたが、平成 20 年は前年の 1.50 から 1.68 と大幅に上昇し、県 (1.50)、全国 (1.37) を大きく超えました。

図表 11 本町の出生数・合計特殊出生率の推移



資料：各年人口動態統計

図表 12 本町の合計特殊出生率の推移と県・全国との比較

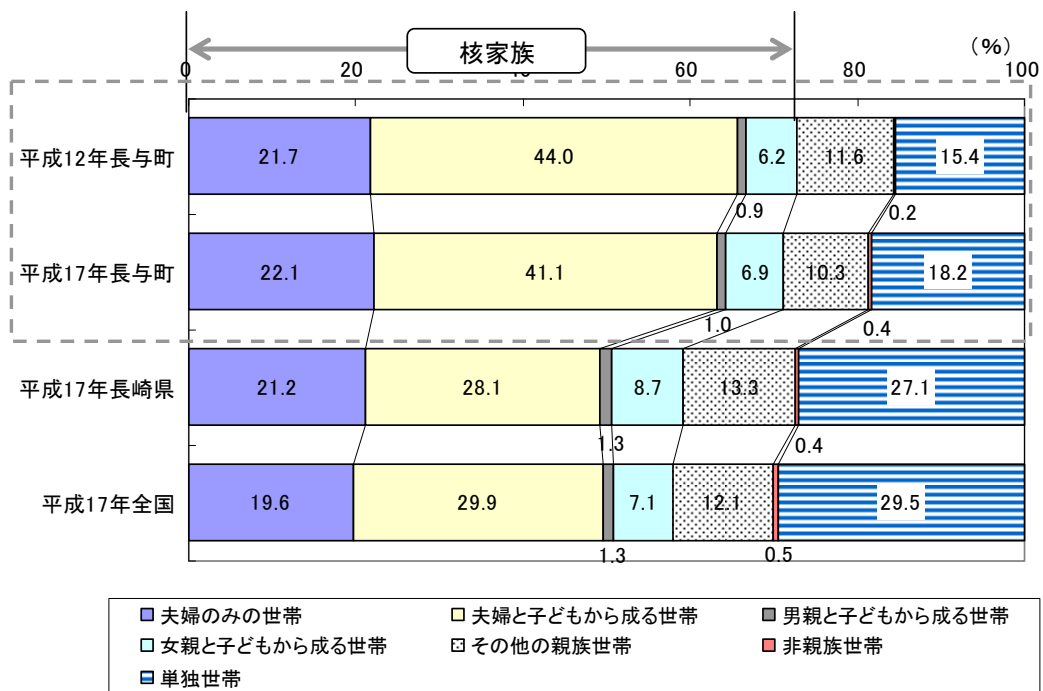


資料：各年人口動態統計

(3) 世帯の変化

平成 17 年における本町の核家族世帯（「夫婦のみの世帯」「夫婦と子どもから成る世帯」「男親と子どもから成る世帯」「女親と子どもから成る世帯」の合計）の割合は 71.1%と県（59.3%）、全国（57.9%）を大きく上回っています。平成 12 年から 17 年の 5 年間で「夫婦と子どもから成る世帯」は 44.0%から 41.1%へと減少し、3 世代同居などの「その他の親族世帯」が 11.6%から 10.3%へと減少しており、「夫婦のみの世帯」や「単独世帯」が増加しています。

図表 13 本町の世帯類型の推移と県・全国との比較



資料：各年人口動態統計

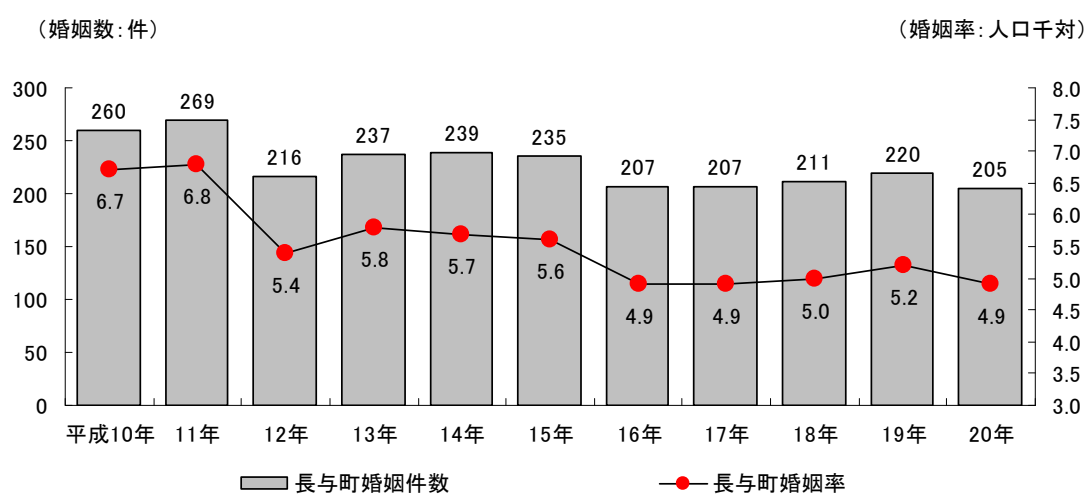


(4) 結婚・離婚

平成10年、11年では260件台だった婚姻件数は、平成20年では205件と大きく減少しました。婚姻率（人口千対）で見ると、平成11年で婚姻率6.8（千人のうち6.8人が結婚することを意味しています）であったものが平成12年では5.4と急激に低下した後、平成16年、17年で4.9とさらに低下しています。平成20年は4.9となっています。

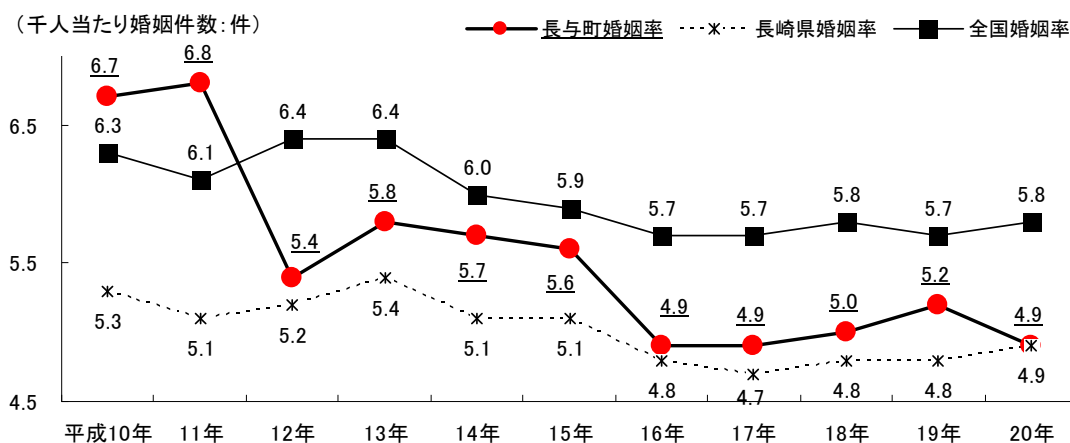
平成12年以降の本町の婚姻率は、全国を下回り、県を上回る水準で推移してきましたが、平成20年には県（4.9）と同率です。

図表 14 本町の婚姻件数・婚姻率の推移



資料：各年人口動態統計

図表 15 本町の婚姻率の推移と県・全国との比較



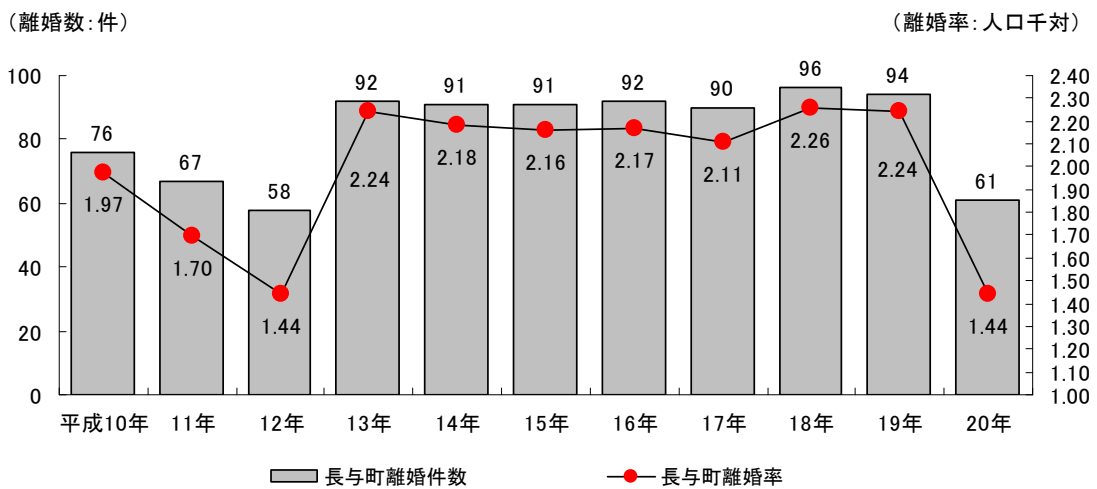
資料：各年人口動態統計

1 本町の現状

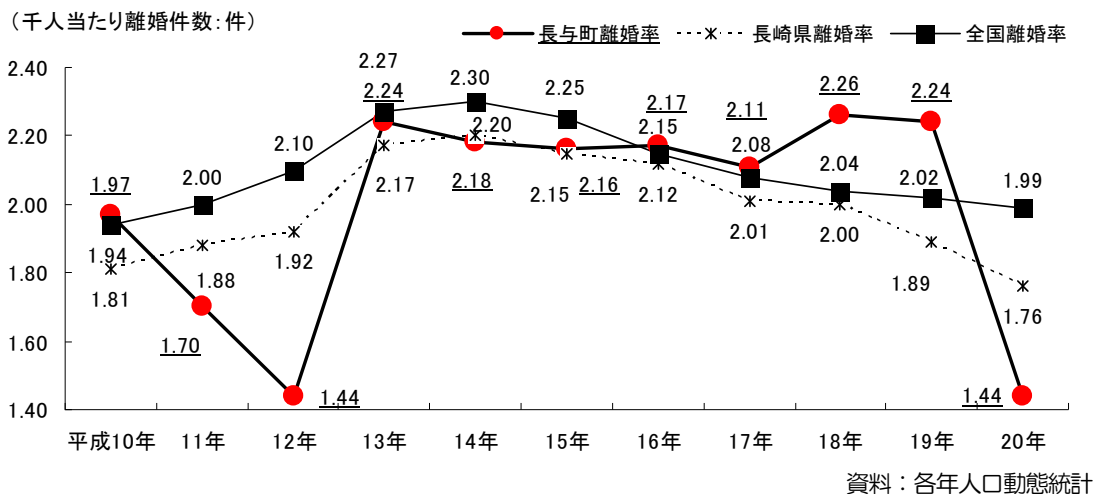
離婚件数については平成13年に急増し、平成19年まで年間90件台で推移してきました。離婚率（人口千対）で見ると、離婚件数が急増した平成13年からは2.00台で推移していますが、平成20年は離婚件数61件、離婚率1.44と平成12年とほぼ同水準となりました。

離婚率の県・全国との比較では、離婚が急増した平成13年から平成16年までは県の離婚率を前後して推移し、その後、平成19年まで全国をも上回っています。離婚件数が急激に減少した平成20年は、県（1.76）・全国（1.99）を大きく下回っています。

図表 16 本町の離婚件数・離婚率の推移



図表 17 本町の離婚率の推移と県・全国との比較



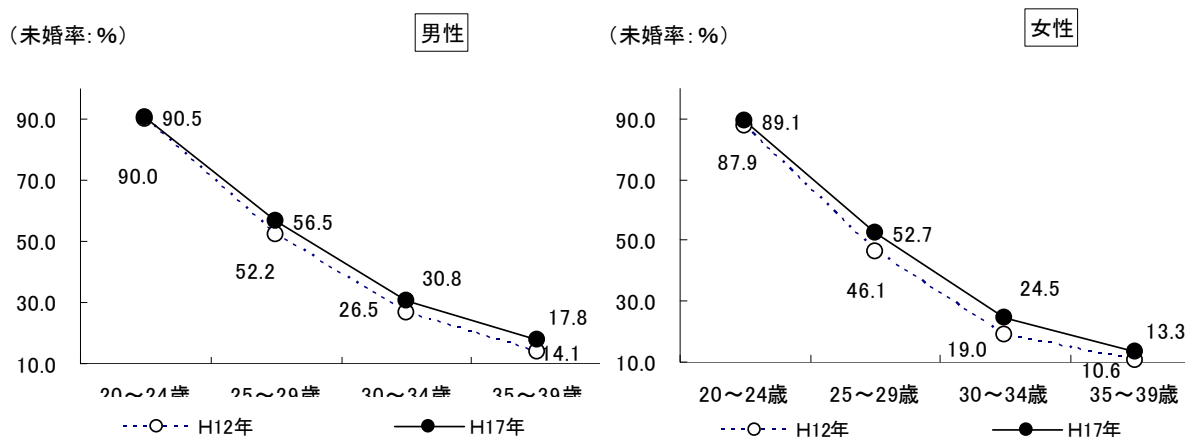
平成 17 年における 20～39 歳の未婚率を県・全国と比較すると、概ね各年齢層で男女ともに低い水準にあります。しかし、平成 12 年と 17 年を比べると、いずれの年齢層も男女ともに未婚率が上昇しています。

図表 18 本町・県・全国との未婚率の比較（平成 17 年）

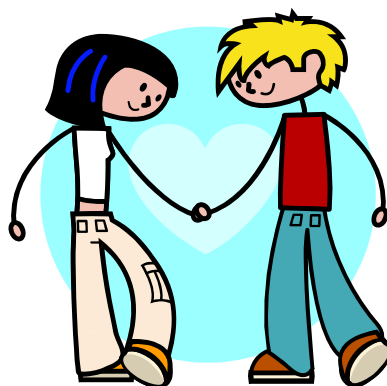
(%)	男 性			女 性		
	長与町	長崎県	全 国	長与町	長崎県	全 国
20～24 歳	90.5	90.4	93.4	89.1	87.0	88.7
25～29 歳	56.5	65.1	71.4	52.7	56.9	59.0
30～34 歳	30.8	41.4	47.1	24.5	31.5	32.0
35～39 歳	17.8	28.5	30.0	13.3	19.6	18.4

資料：国勢調査

図表 19 本町の未婚率の推移



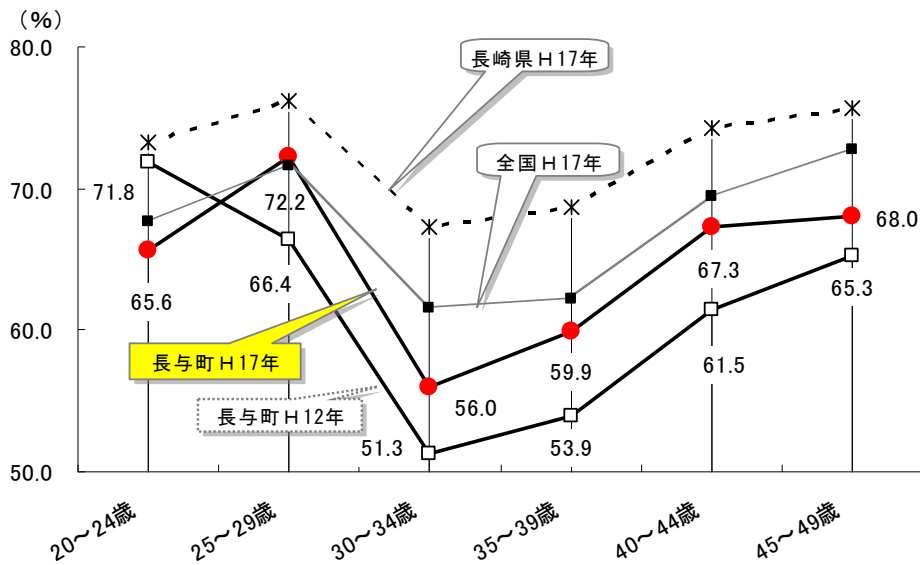
資料：各年国勢調査



(5) 働く女性の状況

平成12年と17年における本町の働く女性の割合をみると、25歳から49歳までの各年齢層で上昇しており、働く女性が増えていることを示しています。しかし県と比べるといずれの年齢層も下回っています。

図表 20 本町の女性の年齢別労働力率の推移と県・全国との比較



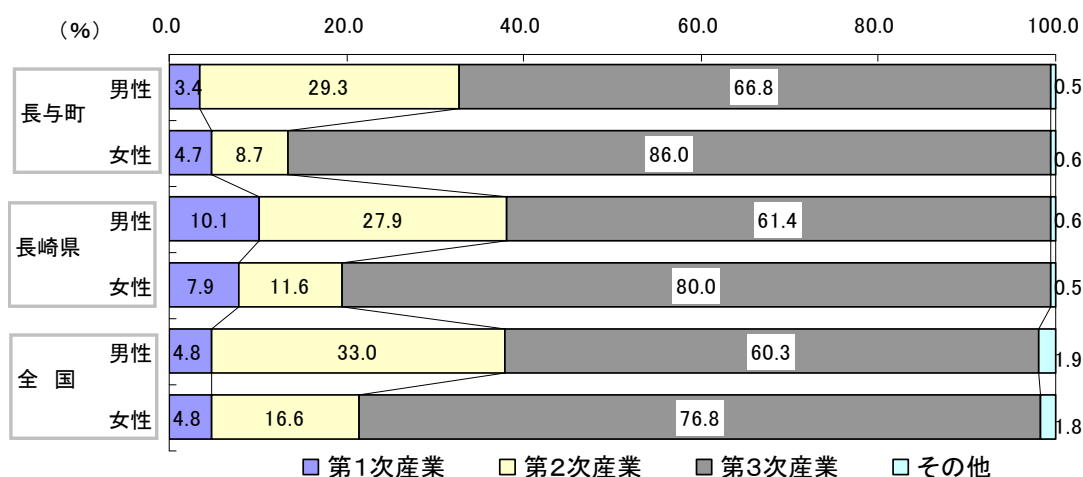
資料：各年国勢調査



(6) 産業別就業構造

平成 17 年における産業別就業者は男女ともに第 3 次産業の割合が県・全国を上回り、第 2 次産業の男性では全国を下回るものの県をやや上回る水準にあります。また、第 1 次産業では男女ともに県・全国を下回っています。平成 12 年から 5 年間の推移をみると、就業形態が多様な第 3 次産業の就業者数が男女ともに増加しています。

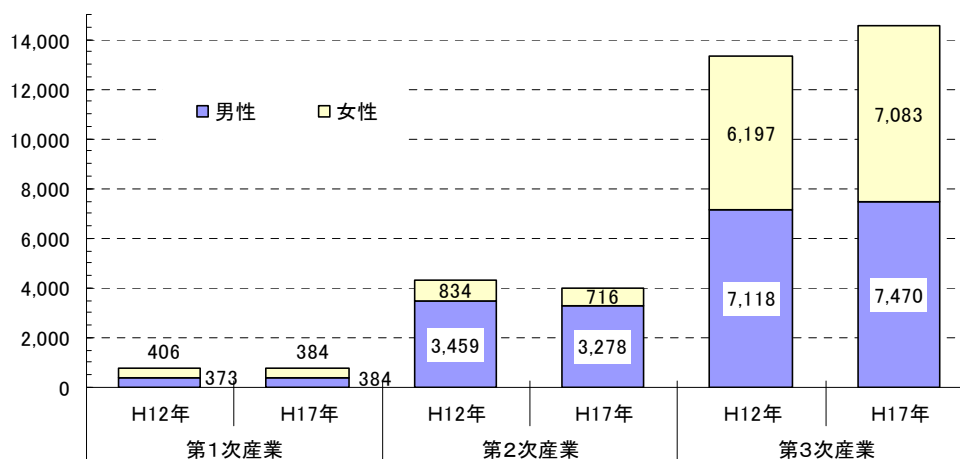
図表 21 男女別産業別就業比率の本町・県・全国との比較（平成 17 年）



資料：国勢調査

図表 22 本町の男女別産業別就業者数の推移

(就業人口：人)



資料：各年国勢調査

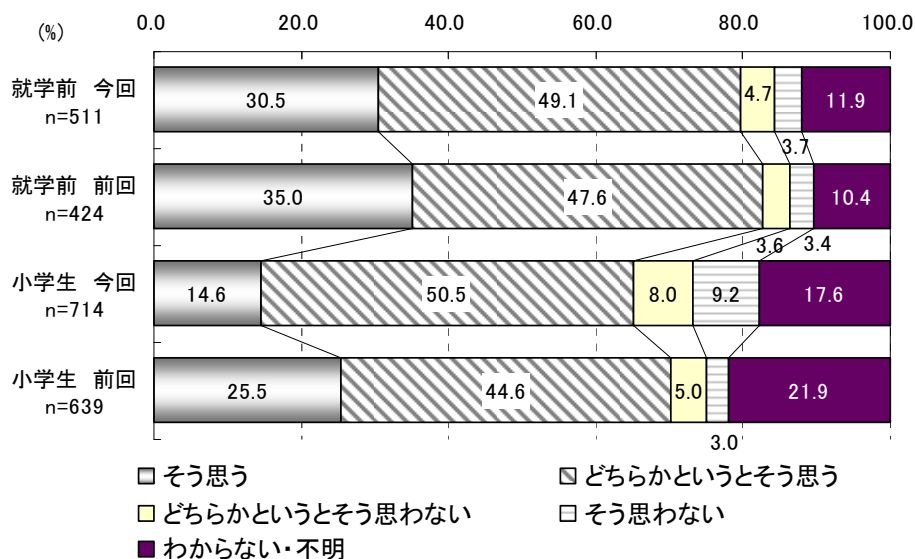
2 子どもの状況と子育ての実態

平成 21 年に実施したアンケートから、次のような実態や要望が見られました。

(1) 子育てしやすい環境について

子育てしやすいまちかを前回調査⁴と比較したところ、就学前では「そう思う」が 4.5 ポイント減少しました。小学生では「そう思う」が 25.5%から 14.6%へと 10.9 ポイント減少し、「どちらかというと思う」がやや増加しています。総合的には子育てしやすいまちとしての評価はやや低くなったといえます。

図表 23 長与町は子育てしやすいか（前回調査との比較）



【見えたこと】

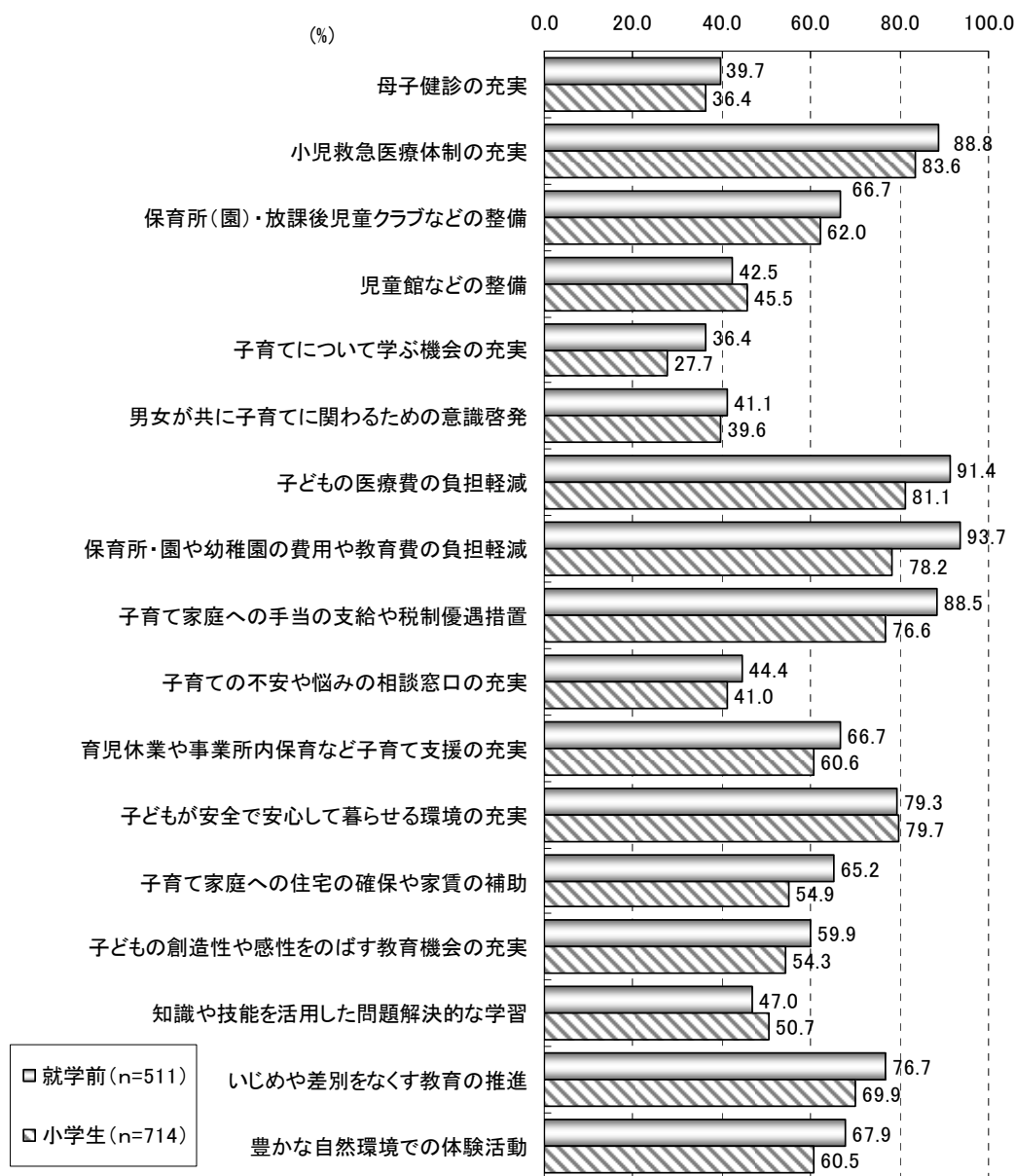
■長与町は子育てしやすいまちとする住民はやや減少しました。今後、子育てしやすいまちの実現に向けて、住民ニーズを的確に捉えた子育て支援施策に取り組む必要があります。

⁴ 前回調査の概要：平成 16 年 2 月実施

種類	調査対象（回答者）	抽出調査方法	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前	町内の 0～5 歳の就学前児童の保護者	郵送法	930	424	45.6%
小学生	町内の小学校に通学している小学 1～6 年生の保護者と 4～6 年生の本人	学校を通じて配付	870	639	73.4%
住民	町内に在住している 20～60 歳代の住民	郵送法	700	277	39.6%
合計	3 種		2,500	1,340	53.6%

子育て現役家庭が挙げる子育て支援策の上位4項目は、就学前では「保育所・園や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」(93.7%)、「子どもの医療費の負担軽減」(91.4%)、「小児救急医療体制の充実」(88.8%)、「子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置」(88.5%)と経済的負担の軽減と小児救急医療が90%前後で挙がりました。小学生では「小児救急医療体制の充実」(83.6%)、「子どもの医療費の負担軽減」(81.1%)、「子どもが安全で安心して暮らせる環境の充実」(79.7%)、「保育所・園や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」(78.2%)と安全安心な環境を望む声も上位に入りました。

図表 24 町が積極的に取り組むべき子育て支援策



【見えたこと】

■現役の子育て家庭でニーズが高い、経済的負担の軽減、小児救急医療体制の充実、子どもが安全で安心して暮らせる環境の充実などを中心とした後期計画の施策検討が必要です。

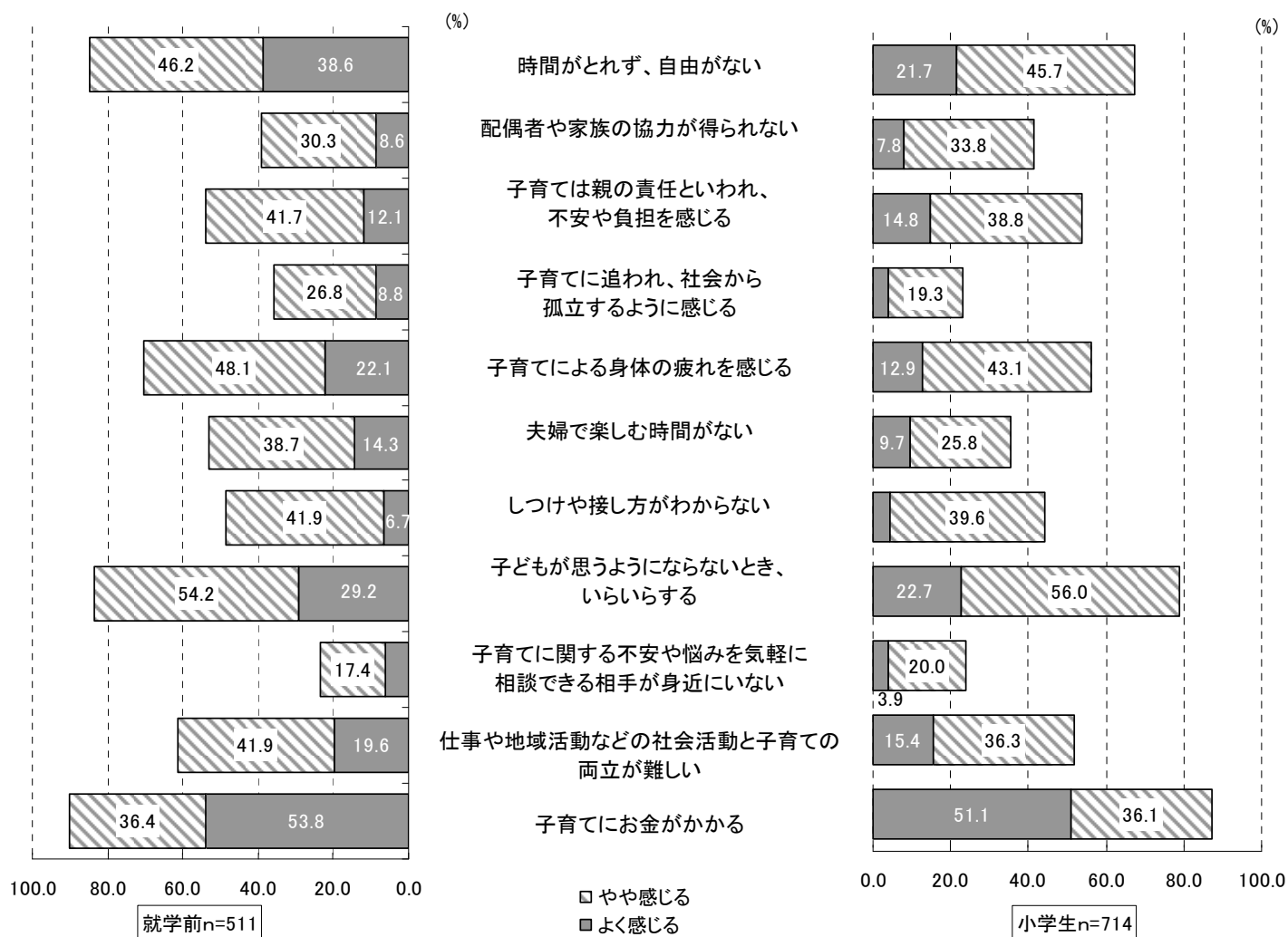
(2) 子育ての負担

子育て家庭では経済的負担感のほか、時間的、身体的、心理的負担感などが見られ、特に「子どもが思うようにならないとき、いらいらする」が就学前も小学生も目立っています。

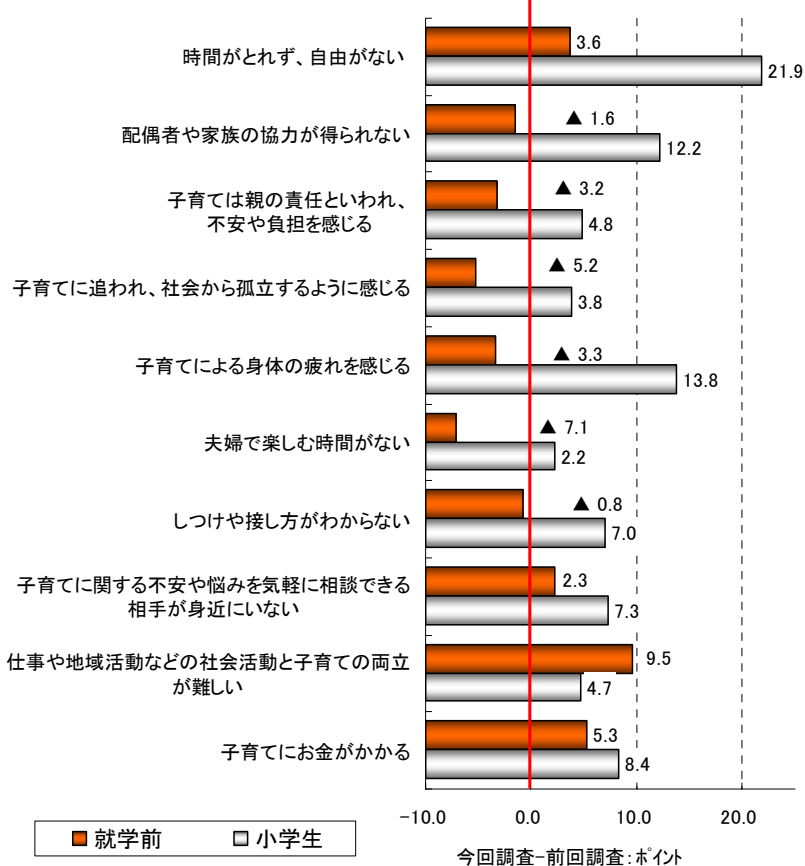
5年前の前回調査と比較すると、就学前では子育ての負担感はかなり解消されてきていますが、小学生では「時間がとれず、自由がない」(21.9ポイント増)や「子育てによる身体の疲れを感じる」(13.8ポイント増)など今回調査の方がたいへん高くなっています。

しかし、前回調査同様、6割を超える子育て家庭は子育てが楽しいと答えています。

図表 25 子育ての負担

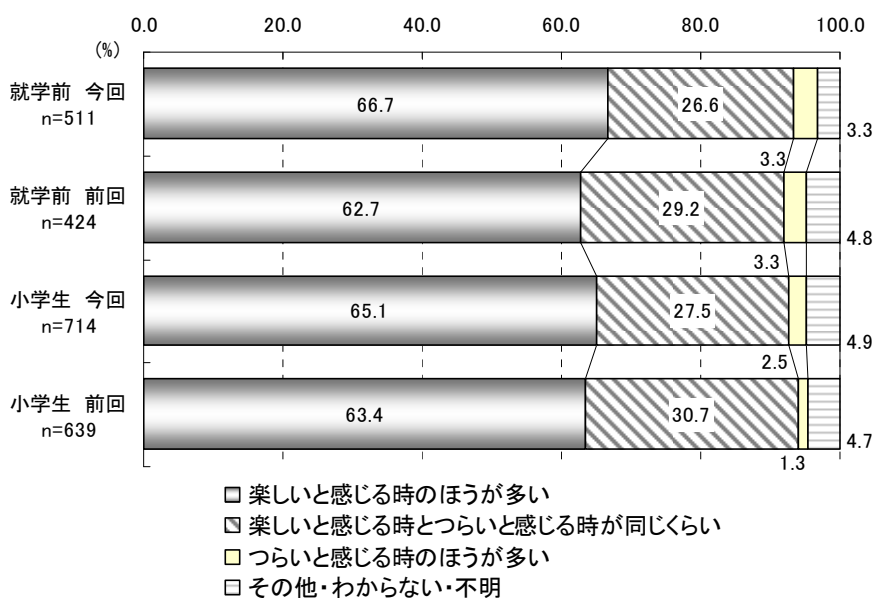


図表 26 子育ての負担感について前回調査との比較



注：数値は「よく感じる」「やや感じる」の合計について（今回調査-前回調査）
「子どもが思うようにならないとき、いらいらする」は前回調査の選択肢と異なるため記載していない。

図表 27 子育ての楽しさについて前回調査との比較



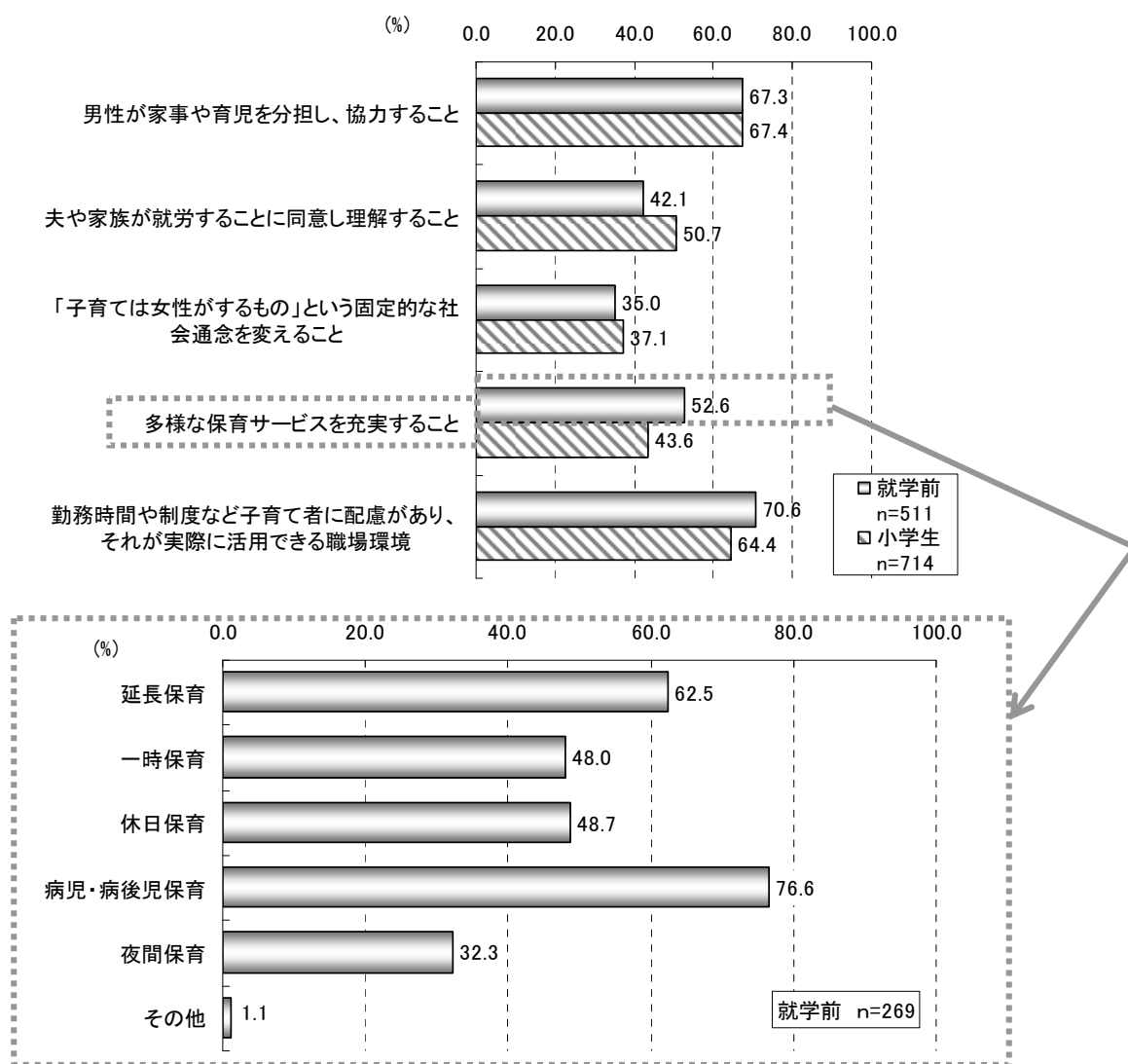
【見えたこと】

■子育ての責任は親・家庭にあることが基本ですが、子育てに対する様々な負担感が高まっており、子育ての楽しさが持続するよう、相談支援やネットワークづくりなど総合的な支援体制が必要です。

(3) 仕事と子育ての両立支援について

仕事と子育ての両立支援については、就学前では「勤務時間や制度など子育て者に配慮があり、それが実際に活用できる職場環境」「男性が家事や育児を分担し、協力すること」「多様な保育サービスを充実すること」の順となっています。多様な保育サービスの中でも特に「病児・病後児保育」と「延長保育」の要望が高くなっています。

図表 28 仕事と子育てを両立するために必要な施策



注：平成 20 年 10 月から「病児保育」を開始しています。また、平成 21 年度から「一時保育」は「一時預かり」として行っています。

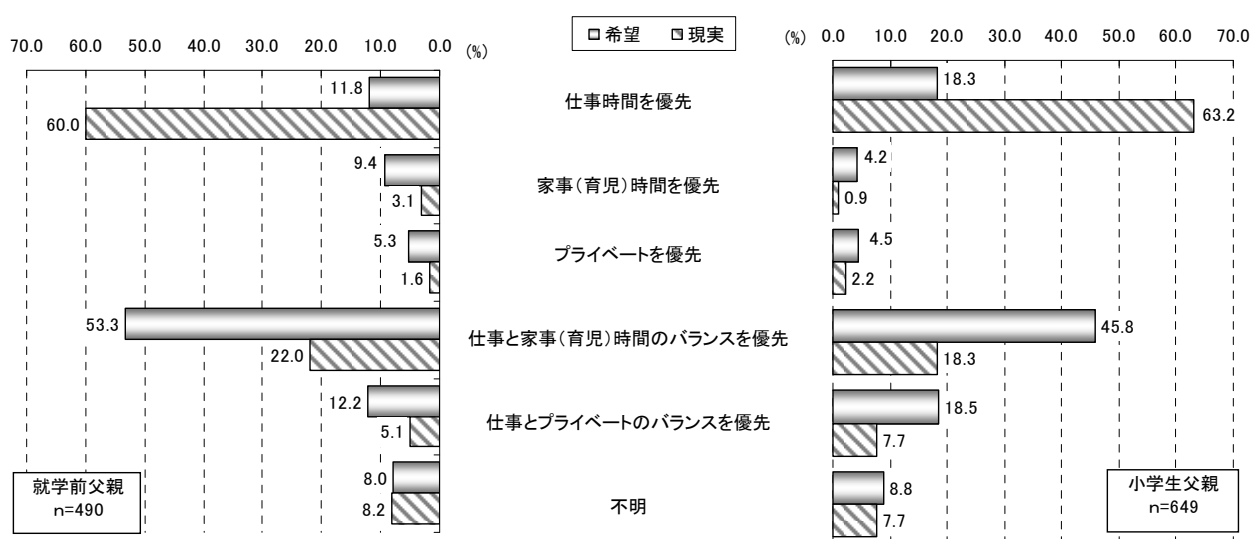
【見えたこと】

■就労形態の多様化、女性の社会参加の増大などにより、ニーズに応じた多様な保育サービスの充実を図るとともに、新たなサービスはPRしていくことも大切です。

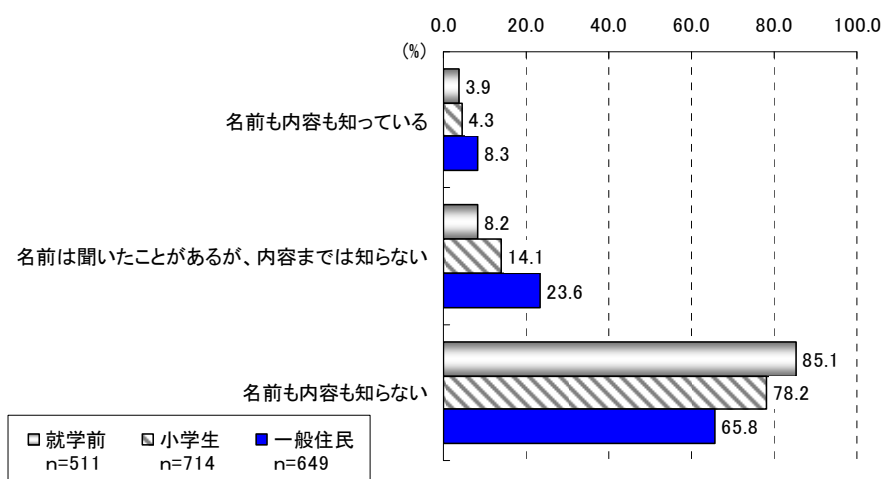
(4) 仕事と家事・育児のバランス

仕事と家事や育児時間の優先度を父親に質問したところ、希望では「仕事と家事（育児）時間のバランスを優先」が圧倒的多数ですが、現実では「仕事時間を優先」が就学前も小学生も60%を超えています。国においては、これまで個々の企業の取組みに依存していた「働き方の見直し」を社会全体で動かすため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していますが、本町では名前も内容も知らない人がたいへん多いことがわかりました。

図表 29 仕事と育児時間の優先度について父親の「希望」と「現実」



図表 30 ワーク・ライフ・バランスの認知度



【見えたこと】

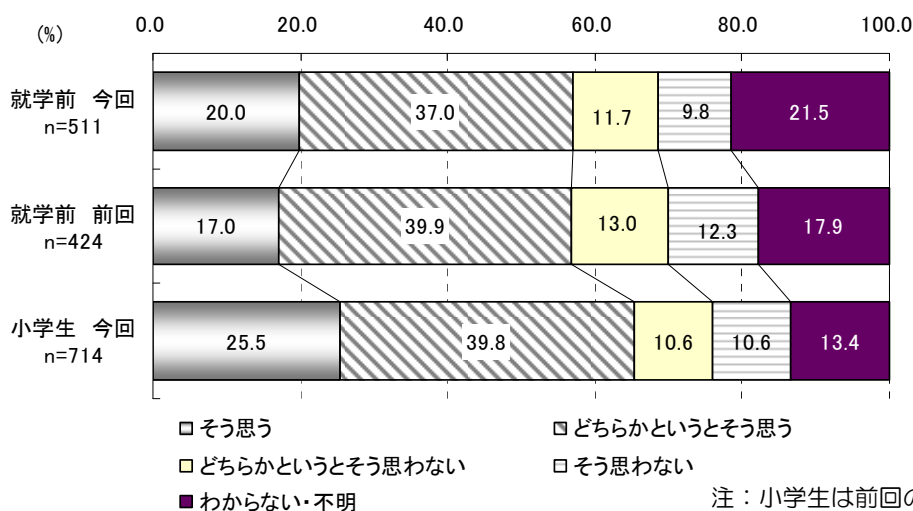
■仕事と生活の調和のあり方について考えてみるよう、事業所や住民に働きかけていくことが大切です。

(5) 子育て家庭と地域とのつながり

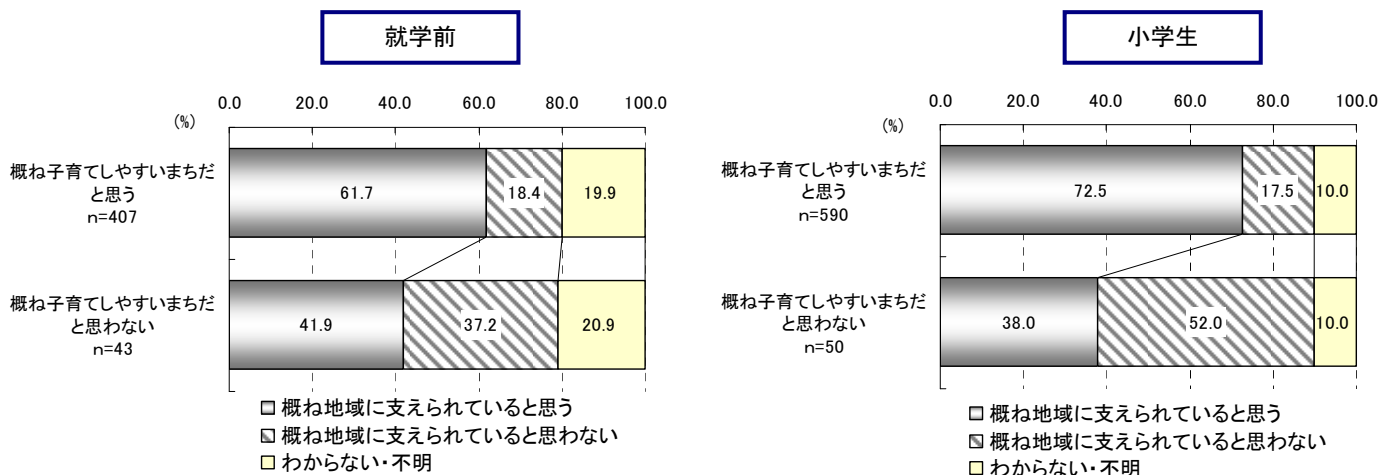
地域に支えられているとするのは就学前で20.0%、「どちらかというと思う」を含めると57.0%で前回調査(56.9%)とほとんど変化が見られませんでした。小学生では支えられていると思う割合(65.3%)は就学前を上回っています。

アンケートを詳しく見ると、子育てしやすいまちと答える人ほど、地域に支えられていると感じています。

図表 31 地域による支援の状況



図表 32 子育てしやすいまちと地域による支援の関係



【見えたこと】

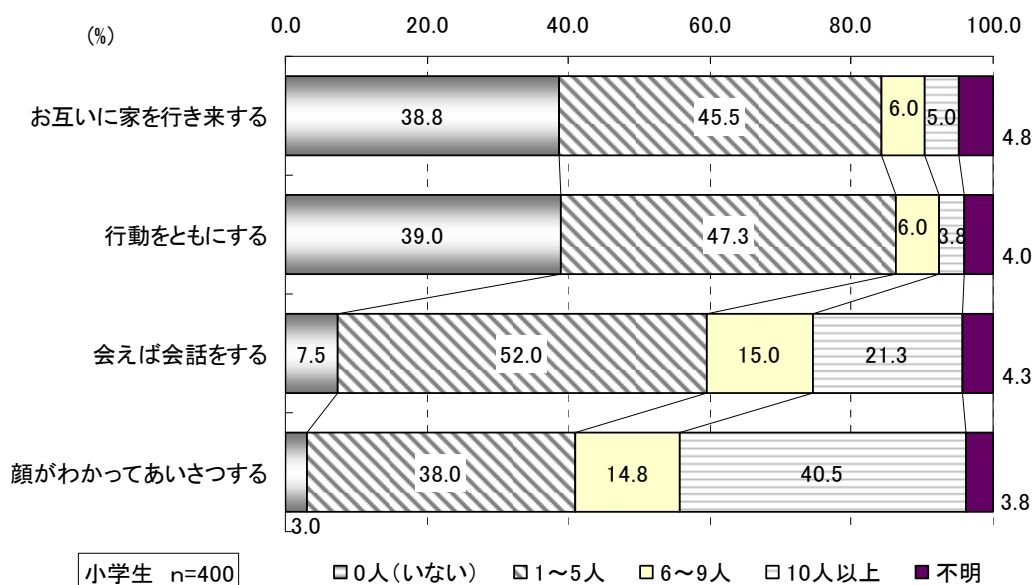
■子育てしやすいまちにするため、“地域の子育て力”の強化や地域の子育て支援機能の充実などに取り組むことが必要です。

(6) 子どもと地域

家族以外の大人の知り合いについて「お互いに家を行き来する」「行動をともにする」といった深いつきあいをしている子どもは少なく、「顔がわかってあいさつする」が多くなっています。前回調査と比較すると、いずれの項目も1人あたり人数がわずかに減少しています。

また、子育て家庭から、「道で会った時に気軽に声をかけてほしい」「いじめられている時には助けてほしい」「子どもの規範となるような態度を示してほしい」などを地域に望んでいます。一方の住民については60%を超える人が「子どもが危険な目に遭いそうな時は手助けや保護をする」「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは積極的に注意する」ことを行うべきだとしています。

図表 33 家族以外のおとなの知り合い（小学4～6年生本人が回答）

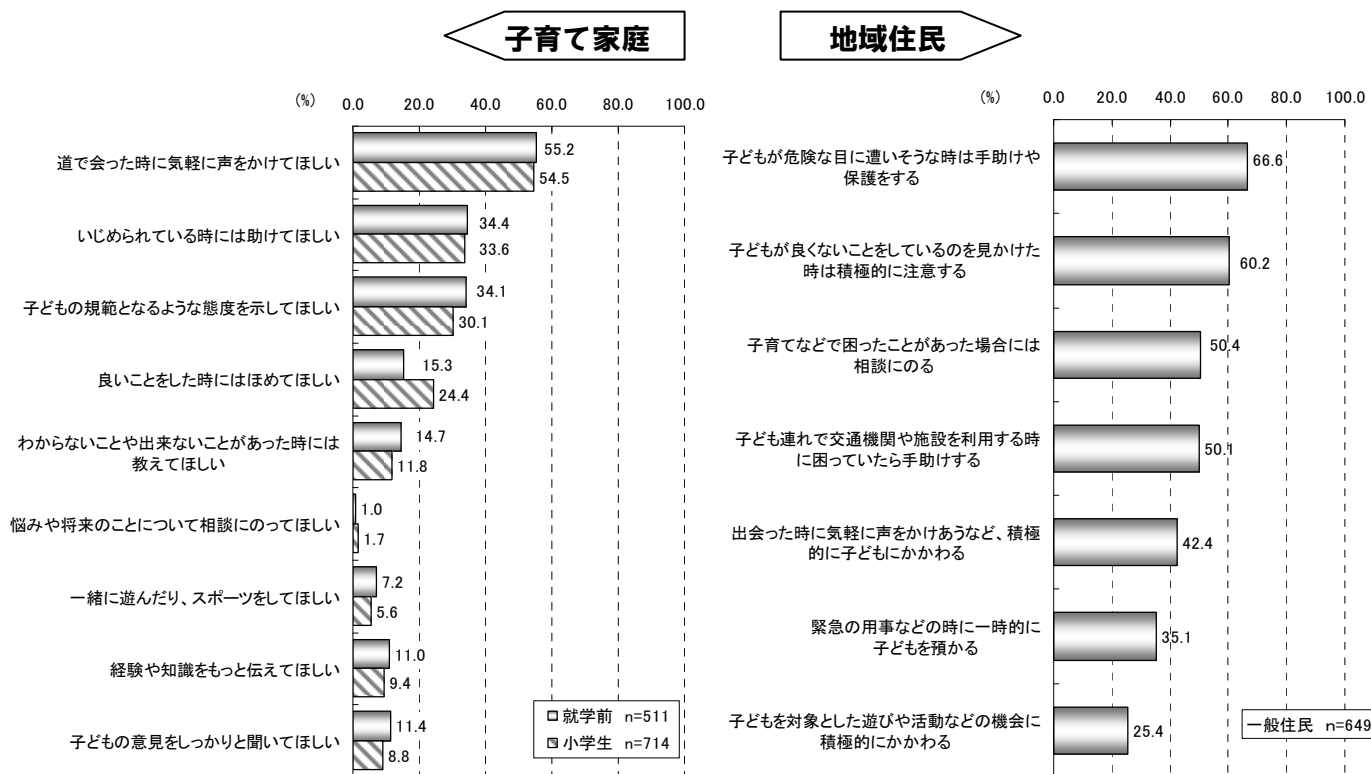


参考(大人の知り合い数)平均(人)	今回調査	前回調査
① お互いに家を行き来する	2.2 人	2.4 人
② 行動をともにする	2.1 人	2.2 人
③ 会えば会話をする	4.8 人	4.9 人
④ 顔がわかってあいさつする	6.4 人	6.5 人

注：1人あたり平均は「0人」を0、「1～5人」を2.5人、「6～9人」を7.5人、「10人以上」を10人として集計し、無回答を除いたもので合計を除いて算出しています。

2 子どもの状況と子育ての実態

図表 34 子育て家庭が地域に望むこと・地域が行うべきだと思うこと



【見えたこと】

■子育て家庭から地域の住民へ、気軽な声かけやいじめられている時には助けてほしい、子どもの規範となるような態度を示してほしいなどの要望が挙がっています。地域全体で子どもの育ちや子育てへの関心を高め、みんなで育む必要があります。



■ 第3章 計画の基本的事項



この章では、目指すところや理念（考え方）、施策の体系を示しています。

1 計画の取組み方針

(1) 本計画の基本理念

次世代育成支援対策推進法の趣旨や策定指針にのっとり、前記のニーズや課題を踏まえながら、本計画の基本理念と取組み目標を以下の通り定めます。

美しい山々、町のシンボルとも言える長与川、波静かな大村湾など豊かな自然に恵まれた本町は、美しい郷土を次代に引き継ぐ住民活動に取り組み、地域の祭りなど伝統ある郷土芸能の伝承活動によって、町の自然や歴史を愛し、大切にしようとする子どもの育成を目指してきました。

町のすべての子どもが「一人の住民」として位置づけられ、町全体がこぞって次代の担い手である子どもの健やかな育成に向けて、具体的な行動（アクション）を起こすよう、前期計画を踏襲し、

梅色^{みらい}次代へ伸びる力をはぐくもう
子育て・子育て支援のまち・ながよ

を基本理念に定めます。

本町の町花・木である梅は、毎春、他の草木に先がけて花を付けることから、率先して物事に取り組む気質や姿勢を表現しています。子どものいる人もいない人も、すべての住民が子育て・子育てを応援する頼もしいまちづくりを、他に先がけて積極的に取り組むことを期待し、ながよの次代（みらい）を鮮やかな梅色にしていきたいと願うものです。

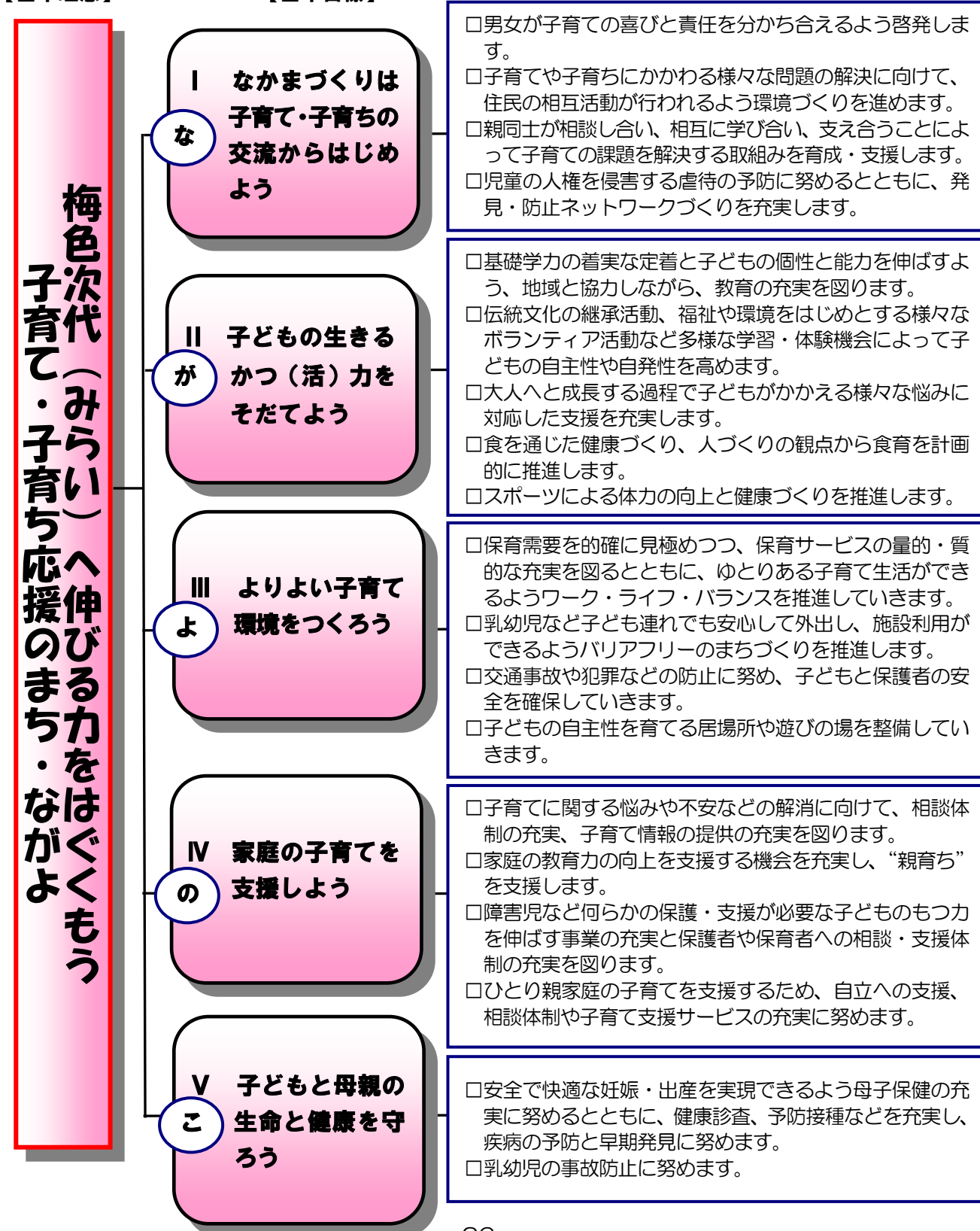


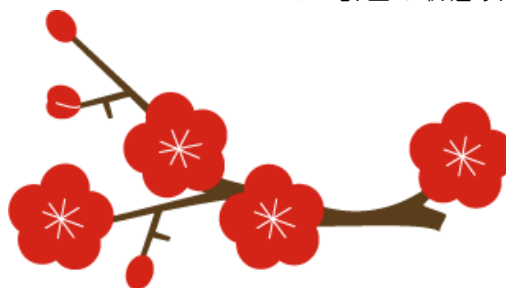
(2) 基本目標・施策体系

本計画の理念（目標像）である「梅色次代（みらい）へ伸びる力をはぐくもう 子育て・子育て応援のまち・ながよ」の実現のため、基本目標の下に関連する施策を以下の通り体系づけ、総合的な取組みを進めます。

【基本理念】

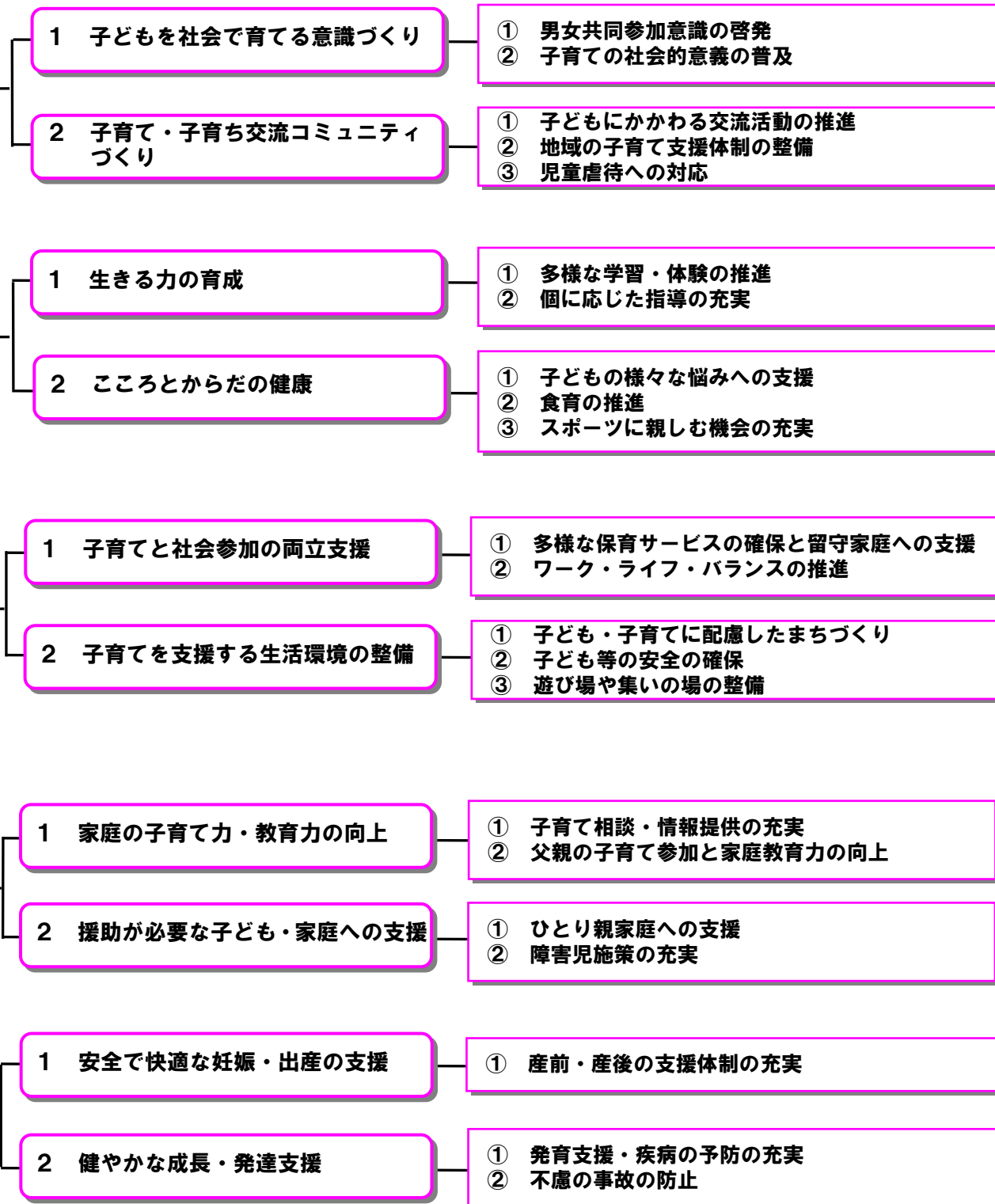
【基本目標】





【推進施策】

【施策】

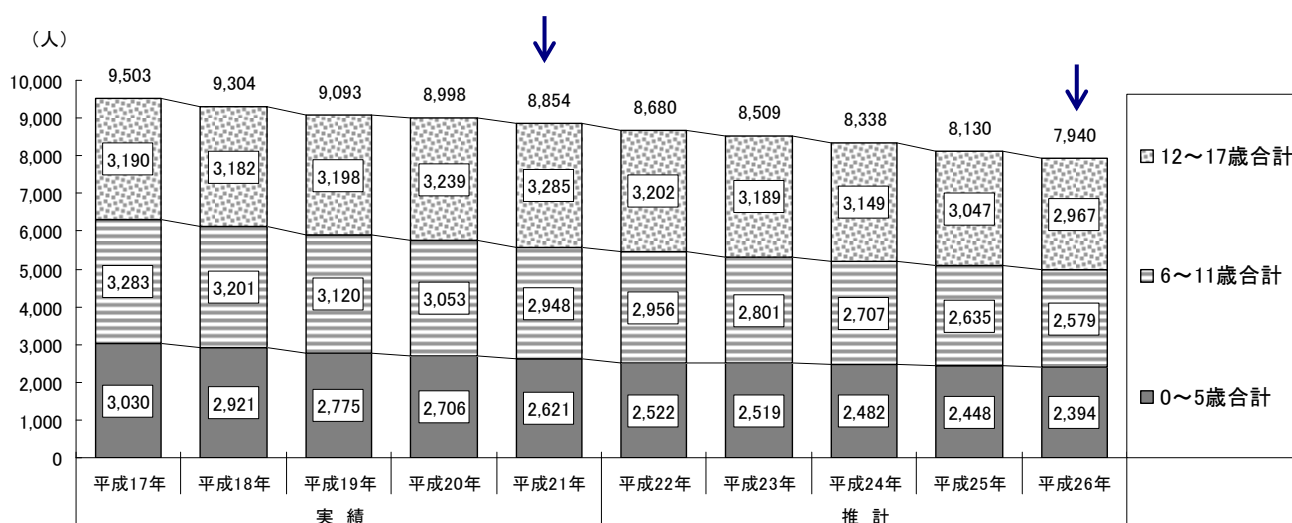


2 児童数の将来推計

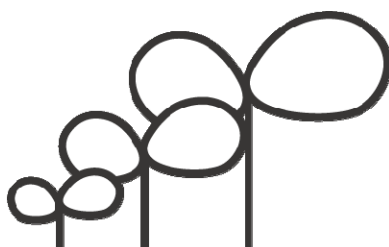
本計画の対象となる0～17歳の児童人口は、平成21年の8,854人から、後期計画の目標年度である平成26年には7,940人へと減少が予測されます。

年齢階層別では0～5歳の就学前児童が2,621人から2,394人へ、6～11歳の就学人口が2,948人から2,579人へ、12～17歳人口が3,285人から2,967人へといずれも減少する見込みです。

図表 35 本町の計画期間における児童人口推計



注：平成17～21年4月1日の住民基本台帳人口に基づき、コーホート変化率⁵により推計



⁵ コーホート変化率法：

コーホート変化率法とは、あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。

第4章 計画の内容



この章では、前章で示した施策体系に沿って、具体的施策ごとの現状と課題、後期計画での方針、推進する事業を記載しています。また基本目標ごとに5年間で達成すべき成果指標を示しています。

■ 事業区分

事業区分	目 安
新規	5年間で新たに実施します
拡充	5年間で拡充します
(表記なし)	これまで実施してきた事業を継続します
追加	前期計画には記載していないが実施した事業
検討	実施に向けて検討します

基本目標

I なかまづくりは子育て・子育ての交流からはじめよう

推進施策

施策

1 子どもを社会で育てる意識づくり

- ① 男女共同参画意識の啓発
- ② 子育ての社会的意義の普及

2 子育て・子育て交流コミュニティづくり

- ① 子どもにかかわる交流活動の推進
- ② 地域の子育て支援体制の整備
- ③ 児童虐待への対応

成果指標

指 標	現 状 値(H20 年)	目 標 値(H26 年)
赤ちゃんふれあい体験参加者数	中学校3校 34 人	中学校3校 50 人
乳児家庭全戸訪問達成率	98%	100%
子育て支援センター利用者数	15,648 人	18,000 人

1 子どもを社会で育てる意識づくり

① 男女共同参画意識の啓発

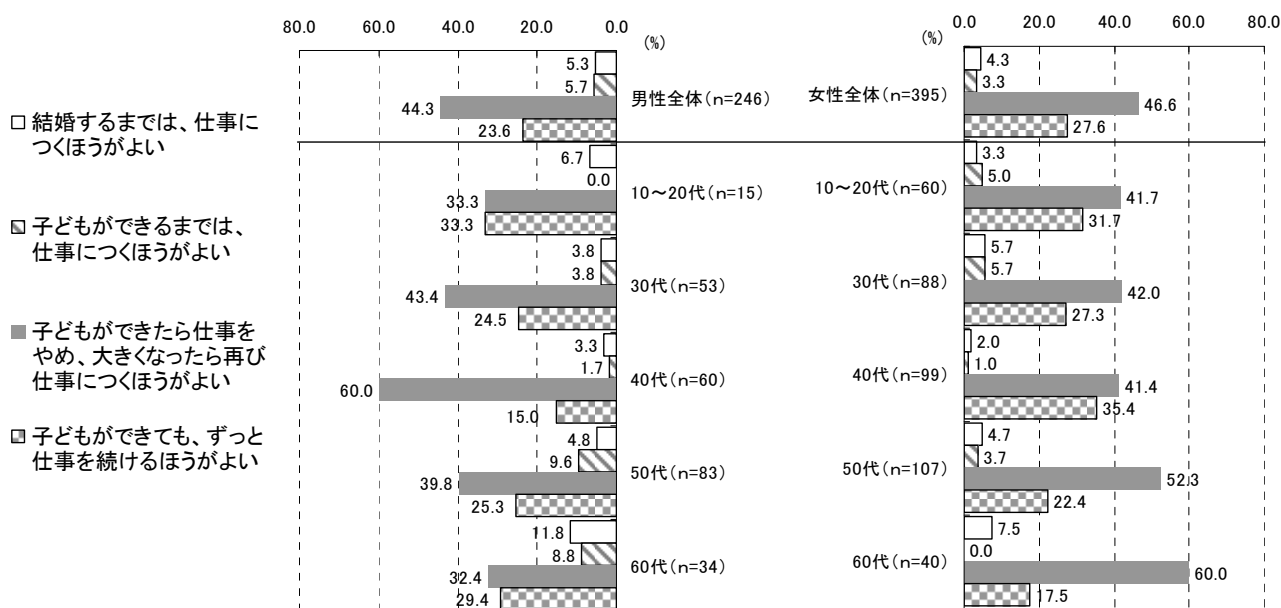
本町の現状と課題

□女性（お母さん）にとって子育てと就労の両立のために必要なこととして、就学前では「勤務時間や制度など子育て者に配慮があり、それが実際に活用できる職場環境」（70.6%）に次いで「男性が家事や育児を分担し、協力すること」が67.3%、「夫や家族が就労することに同意し理解すること」が42.1%の順となりましたが、小学生では「男性が家事や育児を分担し、協力すること」（67.4%）が最も多く、このほか就学前・小学生いずれも『子育ては女性がするもの』という固定的な社会通念を変えることが30%台に上るなど、男性や家族、周囲の意識の変革を強く求める結果となっています（図表28）。

□一方、女性が働くことについて住民に質問したところ、特に40代の“中断なし就業”（子どもができて仕事も続ける）について、男性は15.0%、女性は35.4%と2倍以上の差があり、“一時中断型”（子育てのために仕事をやめ、子どもが大きくなったら再就職する）は男性の60.0%に対し女性は41.4%と、男女で大きな差が見られます。

このような意識の差の裏には、「男は仕事、女は家庭」が向いているという性で役割を固定化してしまう考え方が根強く残っていることも要因です。

図表 36 女性が働くことについて（一部）



資料：一般住民

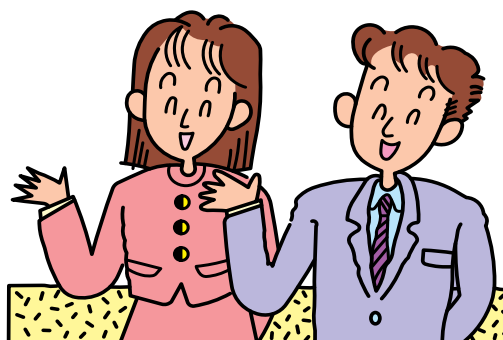
□本町では、国が実施する6月23日～29日の「男女共同参画週間」に合わせ、男女共同参画パネル展や講演会などを開催して広く住民に意識啓発を行っています。今後も効果的な意識啓発を進めていくことが必要です。

後期の方針と事業

◇固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、引き続き効果的な啓発を進めます。

◇様々な機会を通じて住民の男女共同参画意識を盛り上げます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	男女共同参画意識の啓発	住民	男女共同参画週間において集中的で効果的な啓発を行う。	—	—	—	企画課
	講演会の開催	住民	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発のための講演会を定期的で開催する。	講演会開催回数	1回/年	1回/年	企画課

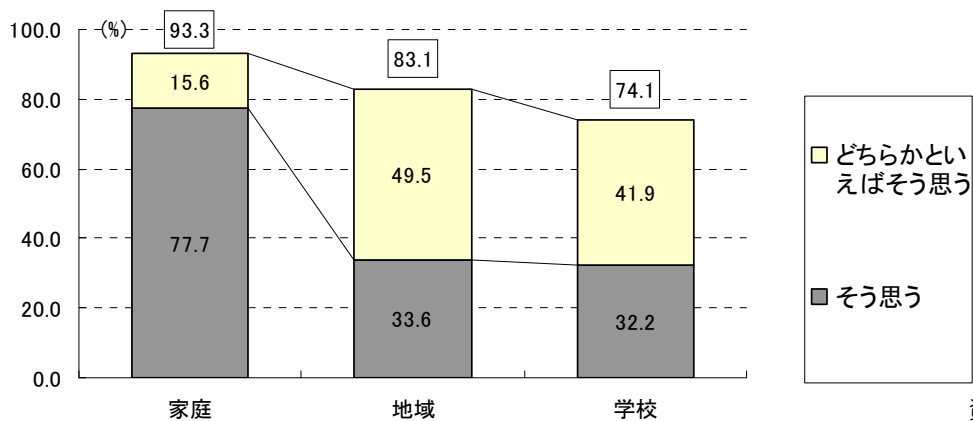


② 子育ての社会的意義の普及

本町の現状と課題

□子育てや子どもの教育について一般の住民に質問したところ、“親（家庭）の果たす役割がますます重要になる”（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計）が93.3%に上り、子育ての第一義的責任は親にあることを多くの住民が肯定する結果となりました。また、“地域が果たす役割がますます重要になる”が83.1%と学校の役割（74.1%）を上回り、子育てや子どもの教育に対して“地域の役割がある”との認識が高いこともわかりました。しかし一方では、図表 34 に見られるように、子育て家庭から地域に対する要望に応じていくことができるよう、子どもは社会の宝であり、長与町の宝であることを普及していく必要があります。また、いのちの大切さや子育ての意義を次代の若者に伝えていくことも大切です。

図表 37 子育てや子どもの教育の責任について（一部）



□本町では次世代育成支援の一環として、毎年、子育て支援センター「おひさまひろば」において中学生の「夏休み乳幼児ふれあい体験」を実施し、子どもや母親に接することによって、いのちの大切さや子育てへの理解を普及してきました。平成 20 年度から高校生にも拡大しています。

□毎年、6月末から7月初めの1週間を「長与の子の心を見つめる教育週間」と定め、家庭・地域・学校が協力し合って、こころ豊かな長与の子どもを育てる気運を高めています。週間中は小学6年生によるペーロン交流会や中学3年生による弁論大会なども開催しています。

□平成 18 年 10 月から、九州共同事業（長崎、福岡、佐賀、熊本、大分、宮崎、鹿児島）により、「ながさき子育て応援の店事業」が推進されています。社会全体で子育てを支援する気運を高めるため協賛店舗を登録する制度です。ながさき子育て応援の店事業に協賛する店では「とくとくサービス」と「すまいるサービス」の2種類が提供されます。協賛店舗等店の広告、チラシ等にシンボルマークの利用や子育て応援企業ローンの利用などの特典が与えられます。



ながさき子育て応援の店
シンボルマーク



とくとくサービス
対象：小学校入学前の子どもがいる家庭
内容：割引サービス・ポイントサービス・プレゼントなど



すまいるサービス
目的：子育てに優しい設備の提供
内容：授乳コーナーの設置・ベビーカーの設置・ミルクのお湯の提供など

本町では 55 店舗が「ながさき子育て応援の店」として登録しています（平成 21 年度現在）。

後期の方針と事業

◇子育ての第一義的責任は家庭にあることを基本に、地域で子育て・子育てを担う気運を高めます。

◇次代を担う世代にいのちの大切さや子育ての意義を伝えていきます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	子育ての社会化の意識啓発	住民	子育ての社会化の必要性、子どもの自立など、広報紙やホームページなどによる意識啓発を行う。	—	—	—	福祉課
追加	長与の子の心を見つめる教育週間	住民	「長与の子の心を見つめる教育週間」を定め、学校公開や授業参観などにより子どもと地域の交流を図る。	実施校	全小中学校	全小中学校	学校教育課
追加	ながさき子育て応援の店	事業主・住民	子育て家庭で、職場で、住民一人ひとりが子育てを支えていく取組みを周知する(県事業)。	—	—	—	福祉課
拡充	赤ちゃんふれあい体験	中高生	子育て支援センターで、乳幼児や母親とふれ合うことによって、いのちの大切さを学び、子育ての喜びや責任を伝える。	参加校	中学生3校 (34人) 高生1校 (120人)	中学3校 高校1校	福祉課

2 子育て・子育て交流コミュニティづくり

① 子どもにかかわる交流活動の推進

本町の現状と課題

□豊かな心を育む交流事業では、各行事とも学校、児童生徒が主体となって取り組んでおり、年々その内容も充実してきています。特に小学6年生の「ペーロン交流会」、中学2年生の「ふれあいペーロン」は、町ペーロン協会からの指導を受け、伝統の継承、郷土への誇りの念を育んでいます。



小学6年生のペーロン交流会



中学2年生のふれあいペーロン

□学校の週5日制に伴い実施している子どもの居場所づくり事業は、体験的な活動を重視した「子ども講座」として、年間に7回を目処に子どもわくわく体験講座を町立公民館等で実施したほか、土曜日は親子おし花・似顔絵・料理・サイエンス等を実施しました。

□子ども会の活性化事業では、子ども会リーダー研修会を行いました。今後も一層の充実が求められています。

□青少年健全育成では、家庭の日・人権作文・標語表彰など青少年健全育成町民のつどいの共催、各地域の健全育成協議会への支援等により青少年健全育成活動への理解を深めています。

後期の方針と事業

◇子どもを中心とした様々な交流活動が促進され、多様な人材とふれあう機会が得られるよう地域が主体的に行う活動を支援していきます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	体験交流学習事業	小中学生	小学6年生、中学2年生全員が、伝統の継承や郷土への誇りの念を育むため、長与町ペーロン協会の指導のもとペーロン競争を体験する。	実施回数	1回/年	1回/年	学校教育課
追加	音楽交流会（文化活動事業）	小中学生	小学2年生が集まり「なかよし音楽会」、中学1年生は「音楽祭」において、各校の合奏・合唱の発表を行う。	各事業開催回数	1回/年	1回/年	学校教育課
追加	小学生読書のつどい（文化活動事業）	小学4年生	町内全小学校が集まり、読書活動の取組み発表を行う。	実施回数	1回/年	1回/年	学校教育課
	子どもの居場所づくり事業	小学生	学校週5日制に伴い、町立公民館等において、子ども講座として体験的講座、教室を開催する。	開催回数	24回/年	28回/年	生涯学習課
追加	中学生からのメッセージ（文化活動事業）	中学3年生	町内全中学校が集まり、各校の代表による弁論発表を行う。	実施回数	1回/年	1回/年	学校教育課
	子ども会の活性化事業	就学前・小中学生・保護者	子ども会活動の支援、リーダーの育成球技大会・子どものつどいを開催する。	開催回数	5回/年	5回/年	生涯学習課
	青少年健全育成活動	子ども・保護者	地域の青少年健全育成協議会の活動支援や町民のつどい等を共催により実施する。	開催回数	8回/年	8回/年	生涯学習課



② 地域の子育て支援体制の整備

本町の現状と課題

□子育て支援センターは親同士の共通の悩みやアイデアなど情報交換・育児相談の場となっており、中でもほほえみの家で行っている町直営の「おひさまひろば」の近年の年間利用者は1万人前後に上ります。しかし民間保育園で実施してきた子育て支援センター事業については規模に差があり、国の基準に対応する必要があります。

図表 38 子育て支援センターの利用状況

(人)	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
長与町子育て支援センター-おひさまひろば	11,491	10,041	9,365
長与保育園	166	1,075	1,145
めぐみ保育園	2,265	2,064	1,915
道の尾保育園	447	545	741
あじさい保育園	852	1,072	2,483
計	15,221	14,797	15,649

□平成 20 年度の園庭開放は、週 1 回の開放が 3 園、隔週 1 日の開放が 4 園となっています

□生涯学習課では「働く婦人の家」において、0歳からの乳幼児を対象に、親子活動や育児支援を行っています。

□身近な地域での子育て支援として、町内 3 か所で母子保健推進員が子育てサロンを開催しています。

□子育て支援センターにおいて多胎児を持つ親同士の共通の悩みやアイデアなど情報交換・育児相談の場として「ツインズの会」を毎月開催しています。

□本町はすべての小学校区に児童館が整備されていますが、就学児童の利用時間と調整し、「ちびっこのつどい」や「ミカンちゃんひろば」を開催して就学前親子のふれあい交流を支援しています。

図表 39 児童館の利用状況

(人)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
1日平均利用者数	321	339	338	343



□町内の子育てサークルの支援については以下の通りとなっており、自主サークル会場へ遊具を持っていき、わらべうたあそび・情報交換・遊びの助言や育児相談などを行っています。

図表 40 子育てサークル運営支援の状況

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
子育てサークル運営支援	(回)	51	43	44	58
	(組)	5	4	4	6

後期の方針と事業

◇母子保健推進員など地域住民の力を借りながら、子育て中の保護者を中心とした交流や育児サークルの育成を促し、育児の悩みや不安、孤立感の解消を図ります。

◇子育て支援センターについては、「おひさまひろば」の体制強化を図るとともに、町内3か所の体制で充実を図ります。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	地域子育て支援センター事業	乳幼児・保護者	育児不安等についての相談指導や地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施する。	実施箇所数	4園(直営1園・民間3園)	3園(直営1園・民間2園)	福祉課
	児童館の活用	乳幼児・保護者	就学前親子の交流を支援するため、児童館の活用を図る。	—	—	—	福祉課
	園庭開放	乳幼児・保護者	町内すべての保育所(園)で就園前の子どもを遊ばせながら、親同士の交流を図る。	—	—	—	福祉課
	民生委員児童委員の活動	乳幼児・保護者	地区ごとの子育て支援活動を支援する。	—	—	—	福祉課
	母子保健推進員活動	乳幼児・保護者	家庭訪問・子育てサロン活動を行う。	—	—	—	健康保険課
	ツインズの会	多胎妊婦・多胎児とその家族	専属の保育士による子育て座談会・育児用品リサイクル・身体計測・季節の行事などに参加する。	実施回数	12回/年	12回/年	福祉課
追加	子育てサークル運営支援	乳幼児・保護者	各地区で実施している自主サークルへの情報提供や育児相談等の支援を行う。	—	—	—	福祉課
	親子教室	乳幼児・保護者	「働く婦人の家」において、0歳からの乳幼児を対象に、親子活動や育児支援を行うとともに、社会性の向上などへの関心も高めていく。	開催回数	100回/年	100回/年	生涯学習課

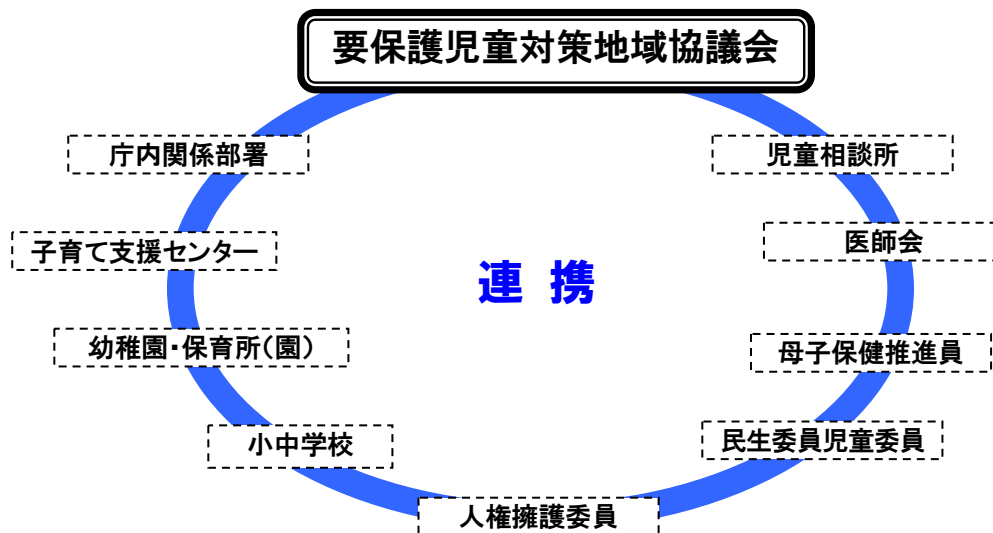
③ 児童虐待への対応

本町の現状と課題

□平成12年11月、「児童虐待の防止に関する法律」（児童虐待防止法）が施行されたことに伴い、虐待の相談・通告が促進されました。また、平成17年4月から「改正児童福祉法」が施行され、児童相談所に集中していた取組みが市町村に拡大されることになり、児童虐待の予防は最も住民に近い自治体が行うこととなりました。

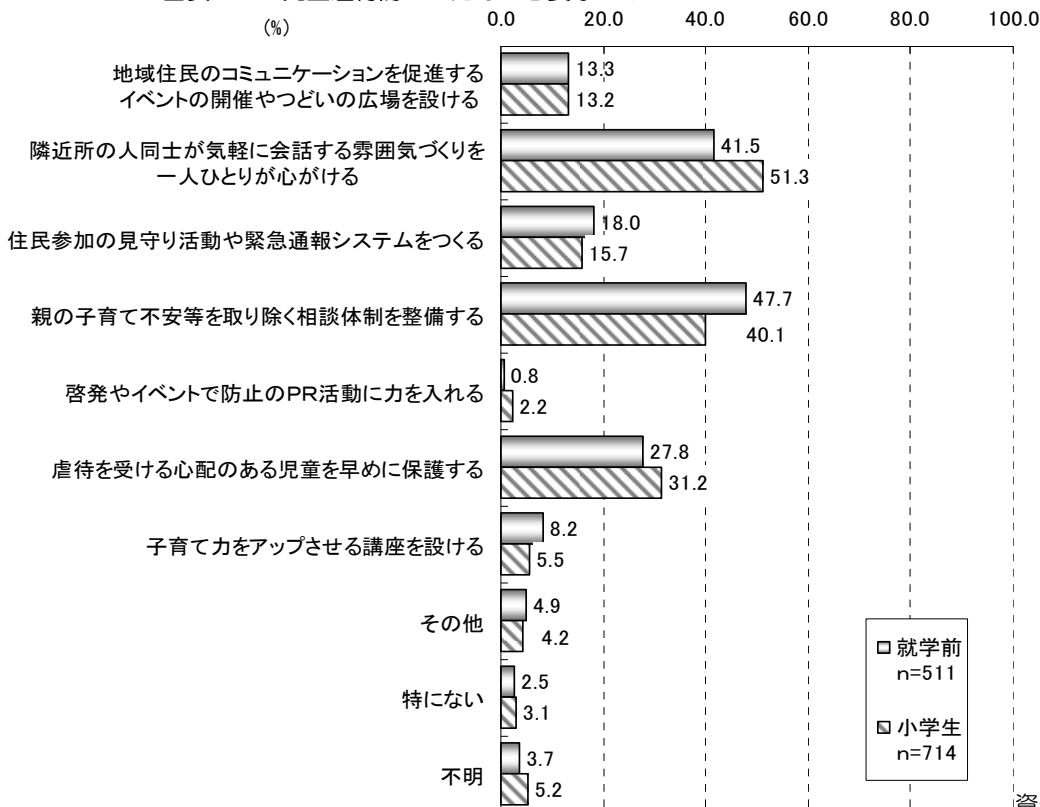
□本町では、庁内関係部署や町内幼稚園・保育所（園）、小中学校、民生委員児童委員、人権擁護委員、母子保健推進員、医師会、各関係機関により構成される「要保護児童対策地域協議会」を設置し、個別に検討が必要なケースについては関係者によるケース検討会議を開催するなど、体制を整えてきました。

図表 41 要保護児童対策地域協議会ネットワーク図



□児童虐待防止のために、「親の子育て不安等を取り除く相談体制を整備する」（就学前 47.7%、小学生 40.1%）「隣近所の人同士が気軽に会話する雰囲気づくりを一人ひとりが心がける」（就学前 41.5%、小学生 51.3%）など相談体制の充実や地域の協力を求める声が聞かれました。相談体制の充実とともに、人権尊重への関心を高め、地域住民による早期発見に向けた取組みを進める必要があります。

図表 42 児童虐待防止のために必要なこと



資料：就学前・小学生

□配偶者やパートナーに暴力や心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、犯罪です。DV（ドメスティック・バイオレンス⁶⁾はその家庭で育つ子どもにも深刻なダメージを与えています。児童虐待の防止等に関する法律においても、DVが児童虐待にあたることが明記されています。

□本町では、女性に対する暴力を根絶するための啓発を行うとともに、相談機関と連携して早急な対応に努めています。また県内に2か所（長崎市・佐世保市）ある「長崎こども・女性・障害者支援センター」では女性に関する相談、配偶者の暴力に関する相談を受け付けています。



長崎こども・女性・障害者支援センター



⁶⁾DV (Domestic Violence)：ドメスティック・バイオレンス：

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成16年12月2日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合がありますが、「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。なお、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではなく、明確な定義はありません。

後期の方針と事業

◇児童虐待の予防を重視し、家庭児童相談を強化します。

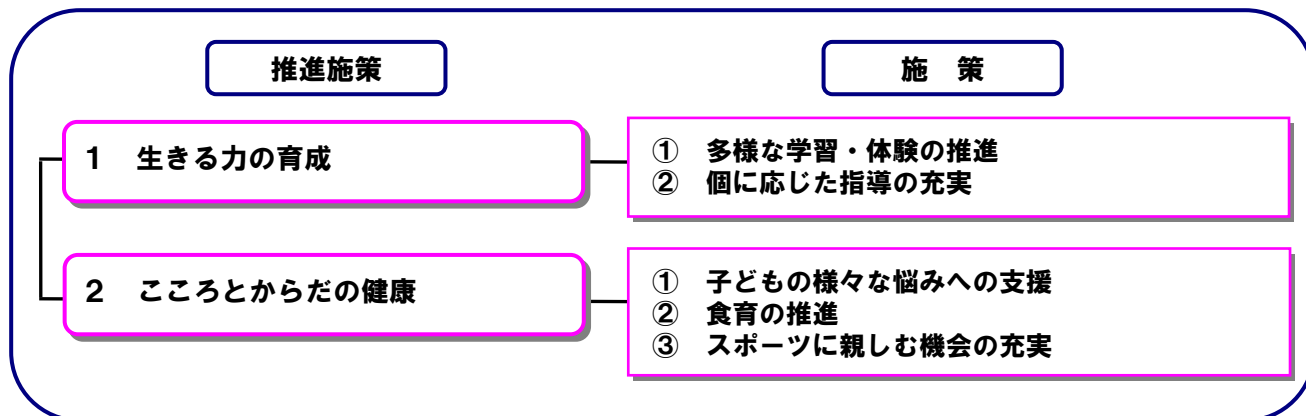
◇児童相談所との連携や庁内の連絡・協力体制を確立することはもちろんのこと、住民の児童虐待への関心を喚起して、虐待の早期発見、早期対応を図ります。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	要保護児童対策地域協議会	子育てに関する関係機関	ネットワーク会議・実務者による援助活動連絡会議（情報交換・事例研究）・個別事例に関係するメンバー員による「援助チーム」で活動を行う。必要に応じて個別ケース検討会議を開催する。	—	—	—	福祉課
	家庭児童相談員	乳幼児・保護者	相談員の増員を図り、同時に相談員の資質の向上に努める。	—	—	—	福祉課
追加	DV相談	児童・保護者	子どもの成長に大きな影響が心配されるDV（ドメスティック・バイオレンス）の防止や被害者への支援を行う。	—	—	—	企画課
追加	DV予防教育	中学生	男女の交際が始まる前に男女関係について考えることにより、深刻なDV被害を予防するための「デートDV防止授業」を実施する。	—	—	—	企画課 学校教育課



基本目標

Ⅱ 子どもの生きるかつ（活）力をそだてよう



成果指標

指 標	現 状 値(H20年)	目 標 値(H26年)
学校の授業が理解できる割合 (小学4～6年生の「よくわかる」 「だいたいわかる」の合計) 【H20年度住民アンケート】	83.8%	85.0%
ながよ検定(学校版)	100%	100%
児童館各種行事年間開催回数	506回	660回
朝食を毎日食べている割合 【平成21年度全国学力・学習状況調査】 長与町食育推進計画より	小学5年生 92.3% 中学2年生 87.4%	小学5年生 100% 中学2年生 100%

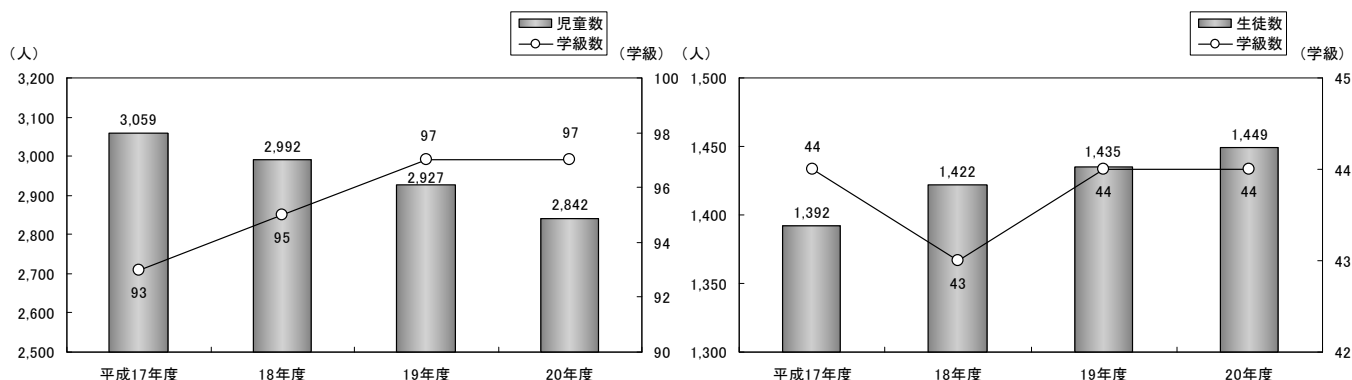
1 生きる力の育成

① 多様な学習・体験の推進

本町の現状と課題

□平成 20 年度の児童生徒数は小中学生合わせて 4,200 人を超えています。生徒数（中学生）は増加していますが、児童数（小学生）は年々減少傾向にあります。

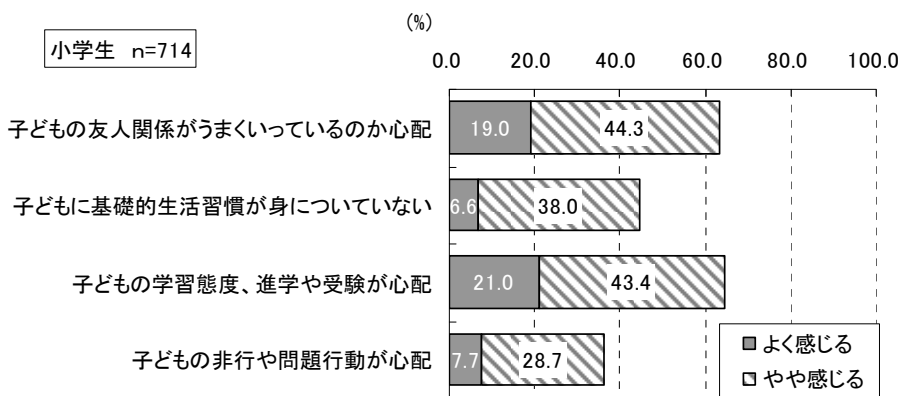
図表 43 本町の小中学校の状況



資料：各年5月現在

□小学生保護者に子育てで心配なことを質問したところ、学習態度や進学・受験、子どもの友人関係について不安を感じる人が6割を超えており、子どもの学校生活について親の心配が伺われます。

図表 44 小学生家庭の子育てへの不安感



資料：小学生

□教育目標、教育課題や地域全体での子育ての目標、学校・家庭・地域の役割などについて、学校と地域が協議するシステムとして、平成 20 年度から、すべての小中学校に学校支援会議が設置されており、学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみの子育て活動を行っています。

□本町においても開かれた学校づくりを推進しており、各学校に学校評議員を配置し、保護者・地域住民の意向を把握して学校運営への反映に努めています。各学校では自己評価と外部評価を行い、その結果を学校だより等で公表しています。

□本町では平成 15 年度から小学校、平成 16 年度から中学校において「一部地区学校選択制度⁷」を実施し、学校の活性化や特色ある学校づくりを推進しています。

□子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるためには、情報を受身的に利用するのではなく、自分の目的を持ち、自分で選択・判断し、表現していく力が求められています。また、学校や家庭におけるネットワーク環境の整備に伴い、コンピュータがコミュニケーションの道具として利用されるようになり、操作技術だけでなく、モラルやマナーを身に付けることが重要になっています。

□長崎県では、子どもがいる家庭で夜（タベ）のひとときの 10 分間程度時間を設け、家族が一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりする活動を「家族 10 分間読書活動」と位置づけ、ココねっこ運動の一環として推進しています。

□本町には長与町図書館があり、図書約 1,000 冊を積載する自動車文庫で地域を巡回しています。また、定期的に図書館から各小学校に本を持参し、学校における読書を支援しています。



長与町図書館



長与町図書館自動車文庫
「ほほえみ号」

□子どもの頃から働くということの意味を体験するため、職場体験を行っています。本町の中学生では町内の事業所を中心に 2～3 日の計画で実施し、一部の小学校においても町商工会と連携して実施しています。また、社会福祉協議会（長与町ボランティアセンター）の協力を得て福祉体験学習を各小中学校で実施し、福祉のこころを学んでいます。

⁷ 一部地区学校選択制度：

校区の一部を限定して、本来の指定学校又は教育委員会が指定した選択指定学校のいずれかの学校を選択できる制度です。

後期の方針と事業

- ◇自然体験学習、意見発表の機会などにより生きる力の育成を図ります。
- ◇インターネットの正しい利用を普及し、情報社会の犯罪やいじめを防止します。
- ◇読書する習慣や自らが考え、創造する喜びを体験させます。
- ◇地域と連携した職場体験や福祉学習を通じて、職業観や奉仕の心を育てます。

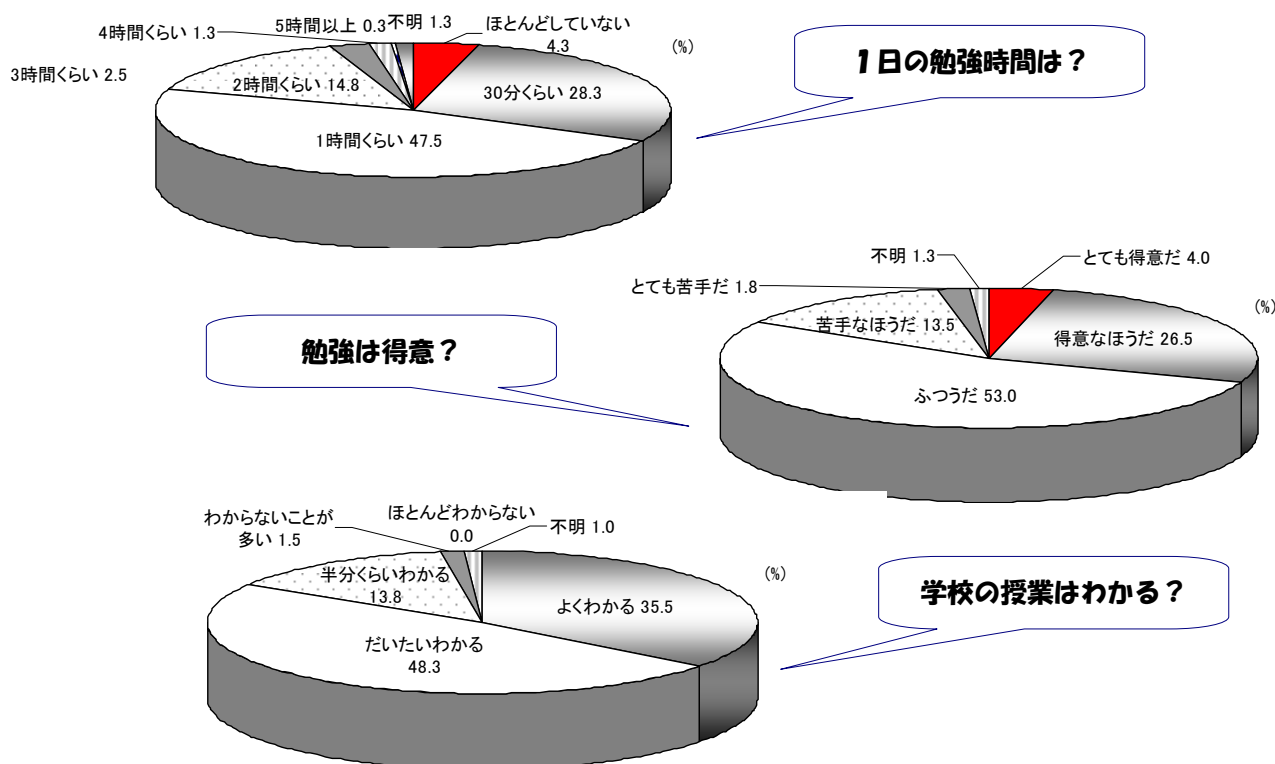
	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	児童館	幼児～高校生	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする場を提供する。	—	—	—	福祉課
	野外宿泊学習	小学5年生・中学1年生	小学5年生及び中学1年生全員を対象に、集団規律行動を学ぶための校外宿泊学習を行う。	実施回数	1回/年	1回/年	学校教育課
追加	道德教育の推進	小中学生	道德授業の充実及び道徳的実践場面の盛り込みに取り組む。	実施回数	週1時限	週1時限	学校教育課
追加	家庭における子どもの読書活動	子ども・保護者	家庭における10分間読書運動を推奨する。「長与の子どもたちに読ませたい200冊の本」を活用する。	—	—	—	生涯学習課
追加	学校支援会議	小中学生・教職員・地域住民・保護者	学区の教職員、保護者、地域住民の代表者が集い、学校教育活動への支援、地域との連携や協働を図る。	設置箇所	全学校に設置	全学校に設置	生涯学習課 学校教育課
	学校評議員	小中学生・教職員・地域住民・保護者	学校運営に関し、意見、助言を行う。	開催回数・委員数	2回/年 各校3名	2回/年 各校3名	学校教育課
追加	有害情報対策	小中学生	情報社会に正しく参画する態度を身につけた子どもを育成するために、情報モラル教育の充実に努める。	実施回数	1回/年	1回/年	学校教育課
拡充	学校における読書活動	小中学生	始業時前10～15分の読書タイム設定や、学校図書館の活用指導を行う。	小学生回数 中学生回数	数回/週 15分 毎日 10分	毎日 15分 毎日 15分	学校教育課
追加	職場体験学習	小中学生	商工会など地域の協力を得て職場体験を行い、職業観の育成と労働への感謝の心を育成する。	実施回数	1回/年	1回/年	学校教育課
追加	福祉体験学習	小中学生	子どもの頃からの福祉の心を学ぶため社会福祉協議会との協力により、福祉体験学習を行う。	実施回数	1回/年	1回/年	学校教育課

② 個に応じた指導の充実

本町の現状と課題

□小学4～6年生では、学校以外の勉強時間は30分～1時間くらいが約76%と最も多いものの、「ほとんどしていない」(4.3%)も見られます。また、勉強が苦手とするのは約15%（「苦手なほうだ」13.5%、「とても苦手だ」1.8%の合計）、学校の授業が理解できない（「半分くらいわかる」13.8%、「わからないことが多い」1.5%、「ほとんどわからない」0.0%の合計）も約15%となっています。学習についていけない子どもには個別支援が必要です。

図表 45 学習に関すること



資料：小学4～6年生本人

□本町においても少人数制を推進しており、全小中学校にチームティーチング（2～3人制）での指導を実施しています。また、小学校1年生を対象に、教員補助員を平成16年度から全小学校に配置し、生活支援を行っています。

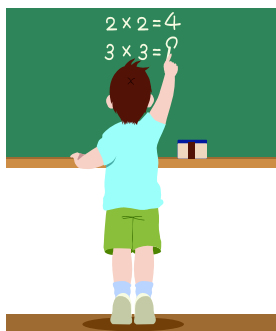
また、平成20年度から「ながよ検定」（漢字の読み書きと計算の認定試験）を実施しており、目標を立てて学習することや達成感を持たせながら基礎学力の向上を図っています。

後期の方針と事業

◇少人数学級に取り組み、一人ひとりの習熟の程度に応じたきめ細やかな指導により、基礎的学力の向上を図るとともに、学習意欲を高めます。

◇心の教育を充実するため、積極的な生徒指導の推進、道徳教育の充実、体験的な活動の充実を図ります。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	少人数学級編制の推進	小学1、2、6年生・中学1年生	1クラスを小学1年生30名、小学2・6年生及び中学1年生を35名により編制する。	—	—	—	学校教育課
	個に応じた指導	小中学生	チームティーチングによる指導、習熟の程度に応じた少人数指導、ICT活用授業を行い、基礎学力の向上を図る。	実施校	全小中学校	全小中学校	学校教育課
追加	ながよ検定（学校版）	小中学生	基礎学力の向上や、チャレンジ精神の育成のため漢字の読み書きと計算の検定試験を行う。	実施回数	2回/年	2回/年	学校教育課
拡充	教員補助員	小学1年生	小学校に配置し、低学年の学校生活、学習への手助けなど支援を行う。	配置人数	5名	5名	学校教育課
	コンピュータ等の活用による授業	小中学生	総合的な学習の時間、調べ学習の時間に活用する。	実施回数	週1時限	週1時限	学校教育課



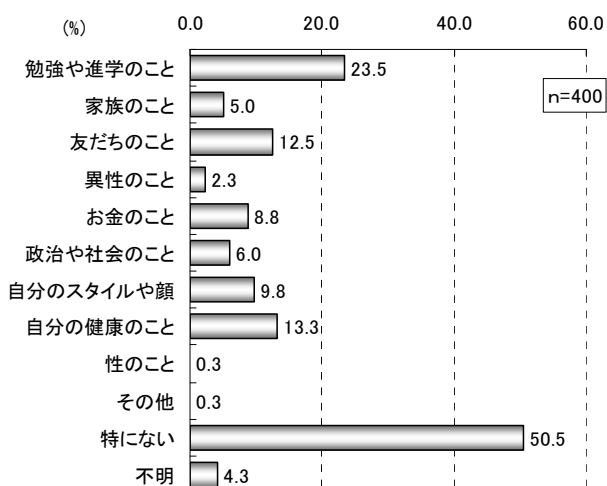
2 ころとからだの健康

① 子どもの様々な悩みへの支援

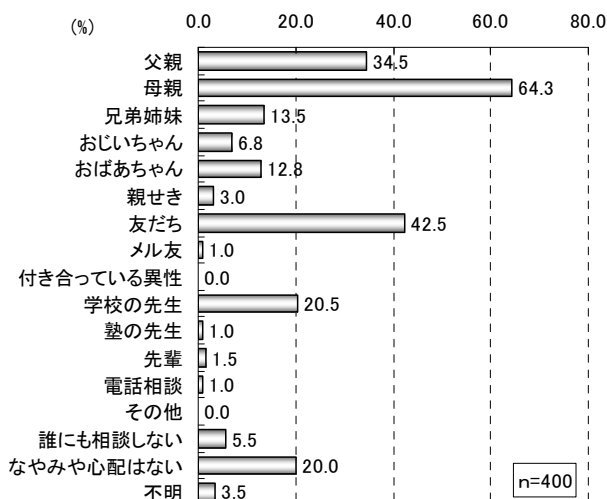
本町の現状と課題

□小学4～6年生の悩みは「勉強や進学のこと」(23.5%)が最も多く、続いて「自分の健康のこと」(13.3%)、「友だちのこと」(12.5%)となっており、「異性のこと」(2.3%)や「性的なこと」(0.3%)も挙がっています。また、悩みを相談する相手としては、母親(64.3%)が最も多いものの、第2位には「友だち」(42.5%)となっており、「誰にも相談しない」(5.5%)も見受けられました。深刻な悩みを同年代の友だちに相談することは対応を誤る可能性があり、両親や先生、専門家など適切な対応が求められます。

図表 46 なやみや心配事について



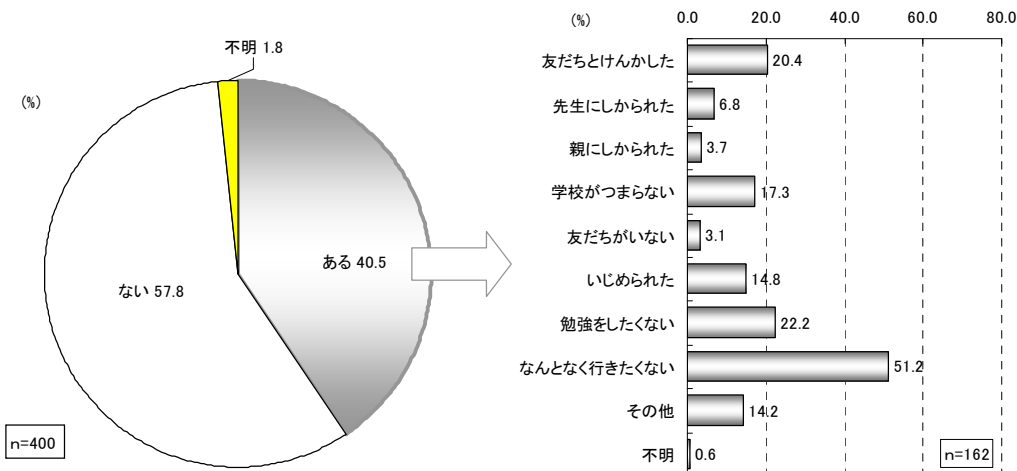
悩みの相談相手



資料：小学4～6年生本人

□また、学校に行きたくないと思ったことが「ある」小学4～6年生は 40.5%に上り、その理由としては「なんとなく行きたくない」(51.2%)を筆頭に様々な理由が見られました。

図表 47 学校に行きたくないと思ったこと・その理由



資料：小学4～6年生本人

Ⅱ 子どもの生きるかつ（活）力をそだてよう 2 こころとからだの健康

□いじめを受けた場合、またはいじめを目撃した場合は、「親に相談する」(54.0%)、「先生に相談する」(47.5%)が半数前後にとどまり、「友達に相談する」が39.5%に上るなど、適切な対応に不安を残す結果となっています。

□本町では、平成5年から教育委員会内に学校教育相談指導員を配置し、教育相談や就学相談に対応しています。不登校やいじめ対策として、各小学校に「子どもと親の相談員」、各中学校には「心の教育サポーター」を各1名配置しているほか、平成19年度から「適応指導教室」を開設し、集団生活になじめず学校に行くことができない子どもに専任の相談員が指導にあっています。

後期の方針と事業

◇不登校児童生徒や保護者への相談体制の充実を図り、一人ひとりの子どもの状況に応じた学校生活等への復帰を支援していきます。

◇保健所、学校との連携を図り、思春期の保健・教育に取り組んでいきます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	学校運営指導員・学校教育相談指導員	幼児・小中学生・保護者・学校	学校経営や人事、教育相談や就学相談、療育相談等にあたる。	指導員数	2名	2名	学校教育課
	子どもと親の相談員	小学生・保護者・教職員	いじめ・不登校等問題行動の未然防止や早期発見対応を目的として、児童とその親を対象とした相談員を配置し、教育相談体制の充実を図る。	相談員数	5名	5名	学校教育課
	心の教育サポーター	中学生・保護者・教職員	生徒や保護者の悩みや不安に早期に対応し、円滑な学校生活を支援するため相談員を配置する。	相談員数	3名	3名	学校教育課
	適応指導教室	小中学生	不登校児童生徒に対し、個別及び小集団による相談指導を行うことにより、学校生活への復帰を目指し集団生活への適応能力の回復・育成を図る。	指導員数	1名	1名	学校教育課
	健康相談コーナーの開催	高校生	北陽台高校において出前の健康相談コーナーを設置し、思春期の健康の悩みに対応する。	—	—	—	健康保険課
拡充	家庭教育学級での思春期講座	中学生保護者	思春期の子どもを持つ親のための子育て講座を各中学校で開催する。	開催回数	年6回	年6回	生涯学習課

② 食育の推進

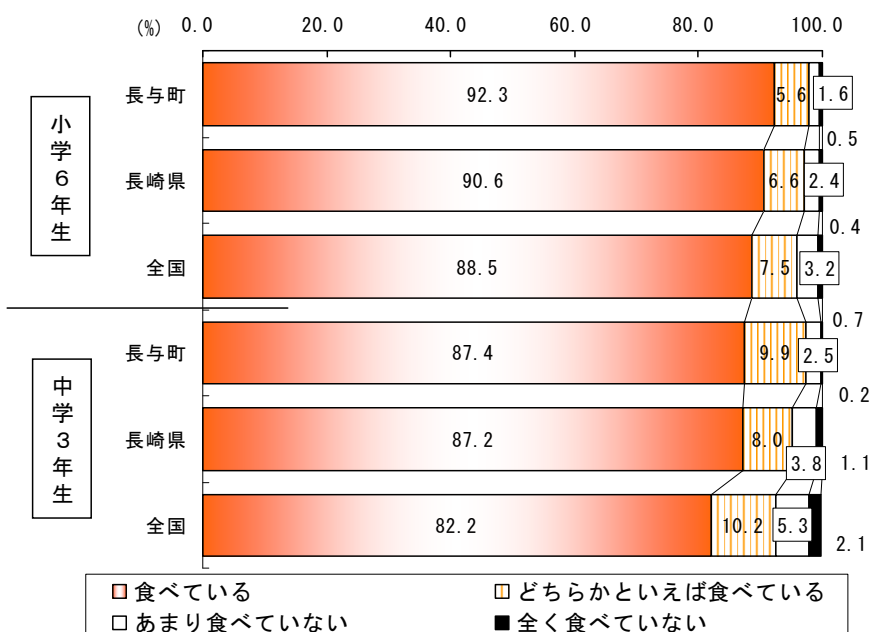
本町の現状と課題

□近年、子どもの生活は「夜型化」し、朝食の欠食など生活習慣に乱れが生じています。また、家族それぞれの生活時間の違いから、家族そろって食卓を囲む機会が減っています。「食」に関する知識やマナー、食文化を身に付けていくことは、本来は家庭が担うべきものですが、現状では家庭の食習慣が大きく変化している状況です。

本町においても、毎日朝食を食べている小学6年生は92.3%、中学3年生は87.4%です。また、約1割の児童生徒に朝食の欠食が見受けられるほか（図表48）、家族そろって朝食を食べている小学6年生は41.4%、中学3年生は29.6%にとどまるなど、家族そろって食事をする機会が少ない状況です（図表49、図表50）。

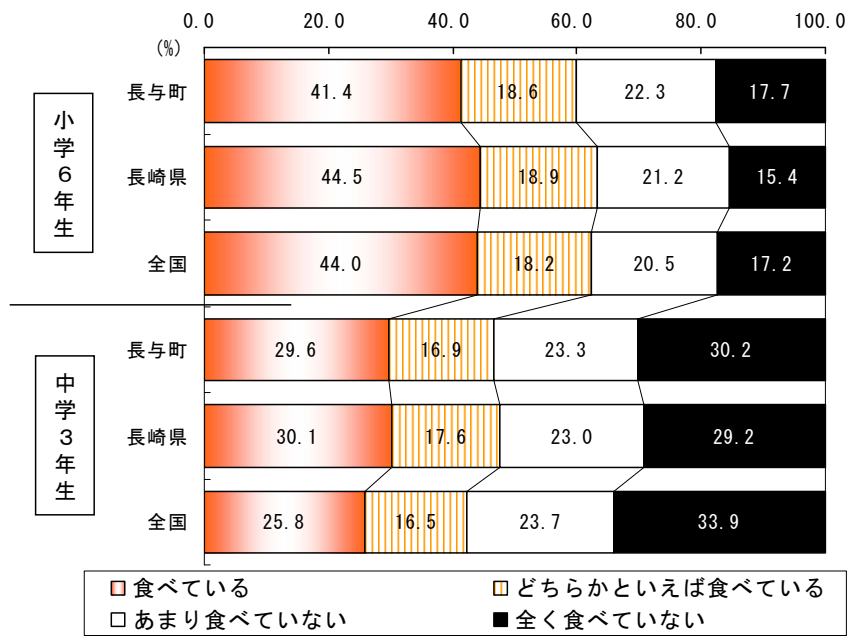
このような現状を受け、本町では平成21年度に「長与町食育推進計画」を策定し、健全な食生活を実践できる住民が増え、次の世代に受け継がれていく活力ある社会を実現することができるよう、家庭、幼稚園、保育所（園）、学校、地域等を中心に「食育」を総合的、計画的に推進することとしました。

図表 48 朝食の欠食状況



資料：平成21年度全国学力・学習状況調査

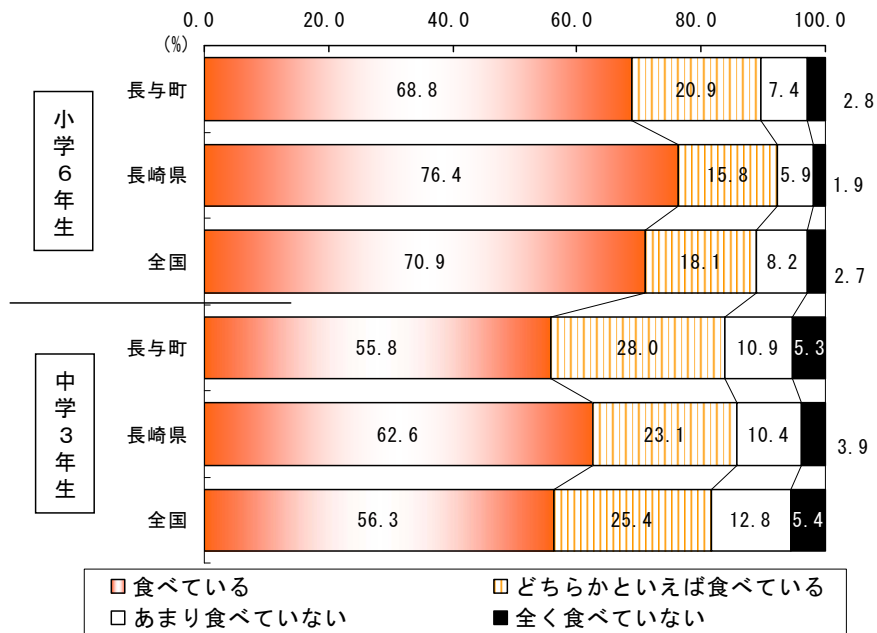
図表 49 家族との朝食の状況



資料：平成 21 年度全国学力・学習状況調査



図表 50 家族との夕食の状況



資料：平成 21 年度全国学力・学習状況調査

後期の方針と事業

- ◇「長与町食育推進計画」に基づき「食育」を総合的、計画的に推進します。
- ◇「早寝、早起き、朝ごはん」を合言葉に健全な生活リズムの定着に取り組みます。
- ◇幼稚園、保育所（園）、学校給食の充実を図るとともに給食の残食が出ないように取り組みます。
- ◇農業体験を通じて食への感謝や関心を高めます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
新規	食育の啓発	住民	長与町食育推進計画に基づき、食育に関する情報の一元化を図り、総合的な食育情報の発信に取り組む。 また、毎年6月を「食育月間」、毎月19日を「食育の日」として食事の大切さを考える日とする。	—	—	—	健康保険課 福祉課 学校教育課 農林水産課 地域政策課
拡充	離乳食教室	4～5か月児と保護者	初期の離乳食を指導する。	第1子参加率	70%	75%	健康保険課
追加	食に関する指導	小中学生	給食時間をはじめとして、教科・特別活動・道徳・総合的な学習時間などすべての教育活動を通じて、食に関する指導を行う。	実施校	全小中学校	全小中学校	学校教育課
	教育ファームの推進	保育所（園）・幼稚園	保育所（園）、幼稚園で教育ファームを推進する。	実施箇所数	1園	3園	福祉課 農林水産課
	地産・地消の推進	小中学生	学校給食における地元（県内）の生産物利用を推進し、地域の食材への関心を高める。	利用率	67.1%	700%	学校教育課
追加	食生活改善推進員活動（夏休み子供料理教室）	小学生	つくる楽しさやおやつ大切さを体験するため、夏休み期間中、推進員が各保育所（園）で子どもと一緒に簡単なおやつをつくり、その後、交流を図る（町内3か所で開催）。	実施回数	5回/年	5回/年	健康保険課
追加	健康づくり推進員活動（保育園児とおやつづくり）	保育園年長児	つくる楽しさやおやつ大切さを体験するため、推進員が各保育所（園）で子どもと一緒に簡単なおやつをつくり、その後、交流を図る。	実施箇所数	全保育園	全保育園	健康保険課



③ スポーツに親しむ機会の充実

本町の現状と課題

□本町の児童生徒の体力は図表 51 の通りです。小学生の全8種目のうち、男子は「上体おこし」「反復横跳び」「20m シャトルラン」「50m走」「立ち幅跳び」の5種目が県・全国を上回る水準で、シャトルランといった持久力が特に優れています。小学生女子について「50m走」「ソフトボール投げ」以外の6種目で県・全国を上回っています。

中学生は全9種目になりますが、男子で県・全国を上回る種目は「反復横跳び」「持久走 1500m」の2種目、中学生女子は「上体おこし」「反復横跳び」「持久走 1500m」「立ち幅跳び」の4種目となっており、小学生も含め総じて女子が運動能力が高いという結果です。

図表 51 本町の児童生徒の体力

		握力 (kg)	上体おこし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (点)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ソフトボール投げ (m)
小学 5年生 男子	長与町	16.84	20.56	32.16	44.60	62.41	9.30	156.85	26.73
	長崎県	16.98	19.44	31.27	42.46	55.95	9.33	154.54	26.80
	全国	17.01	19.12	32.68	40.99	49.39	9.39	153.96	25.39
小学 5年生 女子	長与町	16.70	18.58	37.59	41.84	48.55	9.66	146.37	15.03
	長崎県	16.55	18.14	35.47	40.31	44.27	9.60	146.17	15.70
	全国	16.45	17.63	36.64	38.77	38.72	9.64	145.77	14.85

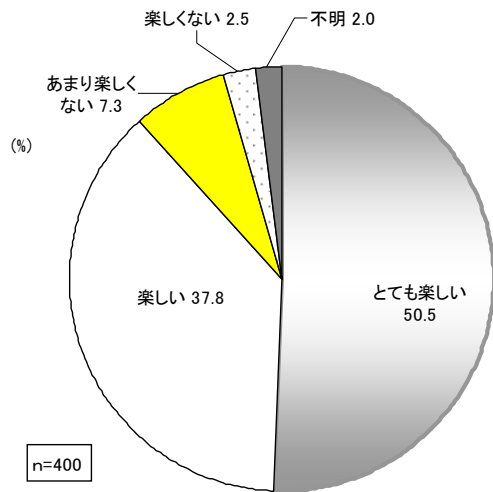
		握力 (kg)	上体おこし (回)	長座体前屈 (cm)	反復横跳び (点)	持久走1500m (秒)	20mシャトルラン (回)	50m走 (秒)	立ち幅跳び (cm)	ソフトボール投げ (m)
中学 2年生 男子	長与町	29.17	27.17	40.93	52.43	364.17	88.59	8.25	190.48	20.21
	長崎県	29.76	27.24	40.63	51.69	381.76	89.81	8.08	196.03	21.04
	全国	30.05	26.70	43.02	50.49	396.50	83.36	8.06	195.30	21.27
中学 2年生 女子	長与町	23.24	23.67	42.58	47.48	280.85	62.41	9.04	168.93	13.07
	長崎県	23.69	23.06	42.14	45.85	282.98	63.77	8.88	167.47	13.55
	全国	24.22	22.21	44.56	44.57	293.15	56.30	8.89	166.59	13.51

資料：全国体力・運動能力、運動習慣等調査（平成 20 年度）

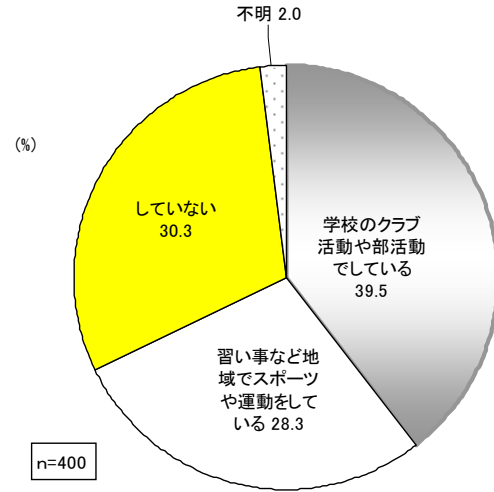


□小学4～6年生でスポーツが“楽しい”（「とても楽しい」「楽しい」の合計）は9割近くに上り、子どもにとってスポーツはたいへん楽しいことがわかりました。一方で、30.3%は運動・スポーツをしていないことも把握されました。

図表 52 スポーツは楽しいか



運動やスポーツの取組み状況



資料：小学4～6年生本人

□中学校3校で約50のスポーツクラブの指導者を確保するため、町としての支援を行っていますが、指導者の確保が難しい状況になっています。

□前期計画で記載していた総合型地域スポーツクラブは、平成21年3月7日に長与スポーツクラブとして設立されました。今後は円滑な運営に向けて支援していくことが必要です。

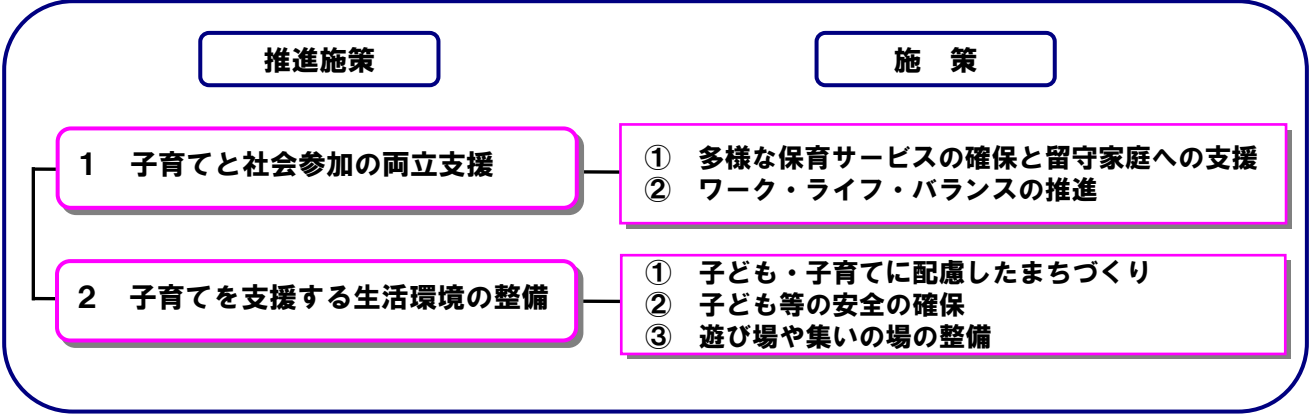
後期の方針と事業

◇スポーツを身近なものとして親しむことができるよう地域の社会資源を活用し、運動する環境の整備に取り組むとともに、指導員の確保に努めます。

事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
			内容	H20年度	H26年度	
中学校部活指導員	中学生	課外クラブの活動推進のため、活動手当をクラブ後援会を通じて支給し、指導員を確保する。	対象校	3中学校	3中学校	教育総務課
総合型地域スポーツクラブの支援	住民	住民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる総合型地域スポーツクラブを支援する。	スポーツクラブ数	1クラブ	1クラブ	スポーツ振興課

基本目標

Ⅲ よりよい子育て環境をつくろう



成果指標

指 標	現 状 値(H20 年)	目 標 値(H26 年)
通常保育定員	810 人	810 人
ファミリーサポートセンター会員数	会員数 (利用会員・両方会員・援助会員合計) 354 人	450 人
父親が家族と過ごす時間(平日)	就学前 2.9 時間 小学生 2.8 時間	現状値を上回る
子育てしやすいまちと答える割合 (「そう思う」「どちらかというと思う」の合計)	就学前 79.6% 小学生 65.1%	現状値を上回る

1 子育てと社会参加の両立支援

① 多様な保育サービスの確保と留守家庭への支援

本町の現状と課題

□平成 20 年度現在、本町では7園で合計 810 人の定員の保育所（園）が整備されています。
このほか認可外保育所3園に 42 人が入所しています。

図表 53 町内保育所（園）の入園状況（各年 4 月 1 日現在）

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
保育所数（園）		7	7	7	7
保育所定員数（人）		810	810	810	810
入所児童数（人）	0歳	44	43	40	42
	1歳	119	110	114	113
	2歳	169	165	131	141
	3歳	174	174	179	131
	4歳	157	185	180	180
	5歳	196	158	193	186
	計	859	835	837	793
(うち 3 歳未満児)		(332)	(318)	(285)	(296)
入所率(%)		106	103	103	97.9

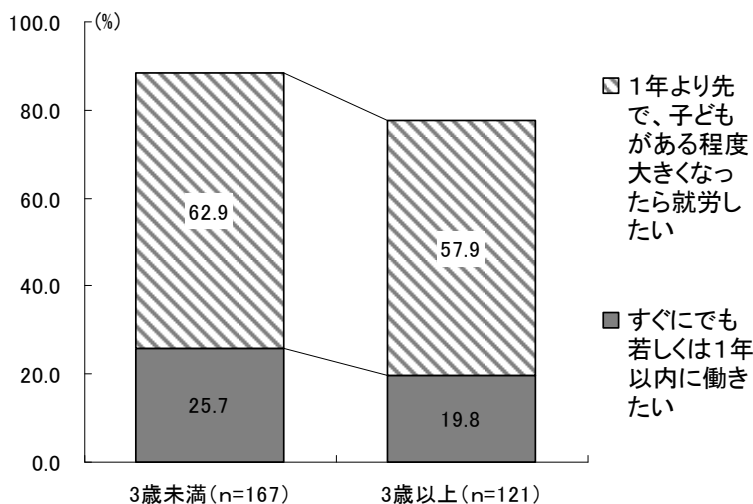
図表 54 認可外保育所の状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
入所児童数(人)	68	74	60	42
施設数(箇所数)	1	2	2	3

資料：福祉課

□現在働いていない母親に今後の働く意向を質問したところ、「すぐにでも若しくは1年以内に働きたい」とする人が3歳未満児で25.7%、3歳以上児で19.8%となっており、低年齢児の保育ニーズが高いことを示しています。

図表 55 子どもの年齢別母親の就労意向



資料：就学前

□本町の各種保育サービスの利用状況は以下の通りです。平成 20 年 10 月には、時津町と共同で病児保育「さくらっこルーム」を開設しましたが、利用者が急増しています。



図表 56 延長保育の利用状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
延長保育				
利用者数(人)	42,897	45,012	42,751	39,105
実施箇所数(か所)	6	6	6	6
病児保育				
利用者数(人)	—	—	—	136
実施箇所数(か所)	—	—	—	1
ショートステイ				
利用者数(人)	—	—	2	0
実施箇所数(か所)	—	—	2	2
一時保育(一時預かり)				
利用者数(人)	2,053	2,000	2,002	1,610
実施箇所数(か所)	7	7	7	7

資料：福祉課 ※平成 21 年度より一時預かり事業

□平成 18 年度に創設された認定こども園⁸の制度では、幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型という4つの類型があります。本町においては制度利用にいたっていません。

□保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めた保育所保育指針が平成 20 年 3 月に改定されました（厚生労働大臣告示）。主な改定は、「保育所の役割の明確化」「保育の内容の改善」「保護者支援」「保育の質の向上」となっています。

□本町では平成 17 年より住民相互の支え合いによる子どもの預かりとして、ファミリーサポートセンター事業を長与町社会福祉協議会に委託して実施しています。会員数も順調に伸びていますが、一層の周知を行うとともに、協力会員を増やしていくことが大切です。

図表 57 ファミリーサポートセンターの状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
利用会員(人)	56	109	173	221
両方会員(人)	4	5	5	6
協力会員(人)	79	108	116	127

資料：福祉課

⁸ 認定こども園：

就学前の教育・保育を一体として捉え、幼稚園と保育園を一体化した施設です。

□放課後児童クラブは町内5か所で実施しています。平成20年度の登録児童数は470人と増加してきており、今後、国の基準に合った適切な規模で見直していく必要があります。

図表 58 放課後児童クラブの利用状況

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
実施箇所数(か所)	5	5	5	5
登録児童数(人)	455	390	383	470
1日平均利用者数(人)	256	255	254	266

資料：福祉課

後期の方針と事業

◇利用者の立場に立った多様なサービスを実現していくとともに、子どもの幸せを第一に考えた保育サービスの質的向上に計画的に取り組みます。

◇多様な保育ニーズに対応し、住民相互の支え合いによる子育て支援の利用を促進します。

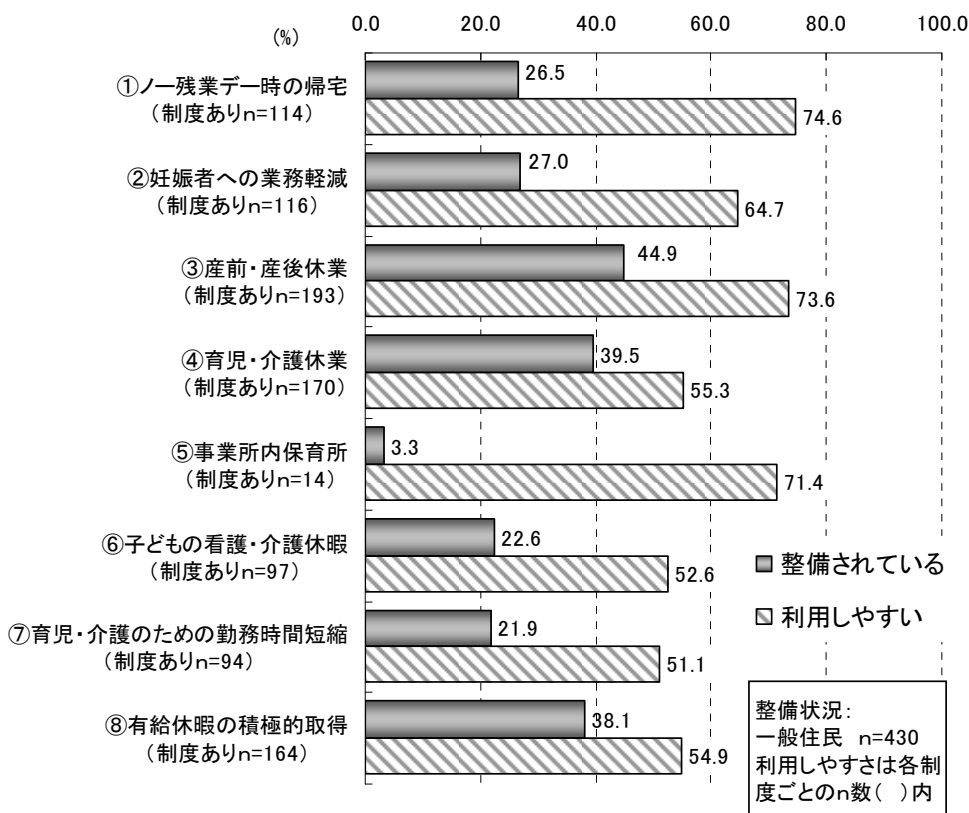
	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	一時預かり	乳幼児	育児疲れ解消、急病や継続的勤務・短時間勤務等の勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育に対する需要に対応する。	実施箇所数	7か所	7か所	福祉課
	通常保育	乳幼児	「保育に欠ける児童」の入所について、入所希望の動向を見ながら、適切な対応を図る。	定員(施設数)	810名(7園)	810名(7園)	福祉課
	延長保育	乳幼児	11時間の開所時間の後、1時間の延長保育を実施する(民間保育所6ヶ所)。	実施箇所数	6園	6園	福祉課
	病児保育	乳幼児	保育所(園)、幼稚園へ通園中の児童等が病気の回復期又は病氣中にあり、集団保育の困難な期間、その児童を病院等の専用スペースで一時的に預かる。	施設数	1か所	1か所	福祉課
	子育て短期支援事業	乳幼児・児童・及びその母	保護者が疾病等の社会的事由等によって、養育が一時的に困難になったとき、及び母子が緊急一時的に保護を必要とするときに実施	—	—	—	福祉課
検討	認定こども園	乳幼児	施設の共用化や保育内容・教育内容の整合性の確保など、就学前の保育・教育を一体として捉える認定こども園制度の利用を検討する。	—	—	—	福祉課
新規	保育所アクションプログラム	保育所(園)	障害児保育の充実、小学校等との連携や保育の専門性を高めるための支援等、保育の質の向上や保護者への支援などに総合的に取り組む。	推進	—	—	福祉課
検討	保育サービス第三者評価	保育所(園)	園の自己評価を含め、利用者をはじめ地域住民に信頼される保育サービスを提供するため、サービス内容の評価方法を検討する。	—	—	—	福祉課
拡充	ファミリーサポートセンター	乳幼児・小学生	育児の援助等を行いたい者と当該援助を受けたい者との調整等により、住民相互の支え合い活動体制を推進する。	会員数(利用・両方・協力)	354人	450人	福祉課(社会福祉協議会)
拡充	放課後児童健全育成事業	小学生	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供する。	登録児童数	470人	490人	福祉課

② ワーク・ライフ・バランスの推進

本町の現状と課題

□仕事と子育ての両立支援について一般住民に質問したところ、整備されている制度としては「産前・産後休業」(44.9%)、「育児・介護休業」(39.5%)、「有給休暇の積極的取得」(38.1%)などにとどまりました。制度の利用しやすさについては、「子どもの看護・介護休暇」(52.6%)、「育児・介護のための勤務時間短縮」(51.1%)、「育児・介護休業」(55.3%)、「有給休暇の積極的取得」(54.9%)は半数程度にとどまります。

図表 59 仕事と子育ての両立のための制度の整備状況



資料：一般住民

□また、子どもが病気やけがの時に看護するために仕事を休んだ人（子どもが小学生以下の就労している一般住民）の83.8%は有給休暇を使っており、「子の看護のための休暇制度」を利用したのは21.6%にとどまりました。「欠勤扱い」(13.5%)も見受けられるなど、仕事と子育ての両立制度が整備されていても利用が難しい状況がうかがわれます。

□現役子育て家庭を見ると、父親の育児休業の取得は0.4%とごくわずかとなっています。

図表 60 育児休業の取得状況

(%)	父親	母親	父親と母親の両方
就学前	0.4	18.0	3.5
小学生	0.4	16.7	0.0

□父親の育児時間、家事時間や家族とともに過ごす時間については、特に平日の育児、家事などは短時間です。父親の意識啓発とともに、事業所に対しても父親の育児、家事や家族と過ごす時間を確保するよう呼びかけていくことが必要です。

図表 61 父親の家庭生活の1日あたりの時間

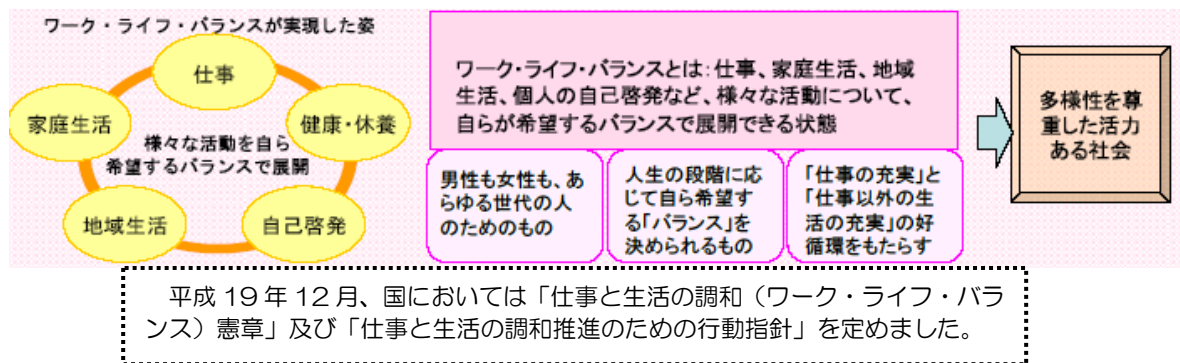
(時間)		育児時間	家事時間	家族と過ごす時間
就学前	平日	1.5	0.4	2.9
	休日	7.0	1.2	12.9
小学生	平日	1.1	0.5	2.8
	休日	4.6	1.1	11.0

資料：就学前・小学生

□平成19年12月18日、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針⁹」が、政労使による調印の上、決定され、国を挙げてワーク・ライフ・バランスを推進しているところです。憲章において“仕事と生活の調和が実現した社会”とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期など人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

仕事と生活の調和を実現することは社会全体の運動として進めていくこととされており、地域においても、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要です。

□アンケート（就学前、小学生、住民）では、ワーク・ライフ・バランスの「名前も内容も知らない」とするのは60～80%台となっており、「名前も内容も知っている」は10%程度に届かないことから、周知が必要です（図表 30）。



⁹ 仕事と生活の調和推進のための行動指針：

行動指針とは、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」に向けて、企業や働く者、国民の効果的な取組み、国や地方公共団体の施策の方針を定めるものです。

「就労による経済的自立が可能な社会」「健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「多様な働き方・生き方が選択できる社会」の3つの社会について必要な条件を示しています。

後期の方針と事業

- ◇ワーク・ライフ・バランスの正しい知識の普及と本町の実情に応じた取組みを推進します。
- ◇男性が子育てに参加できるよう事業主や労働者への周知を行っていきます。
- ◇入札参加資格審査申請時に少子化対策や男女共同参画の取組みを調査し、町の姿勢を示すとともに、ファミリーフレンドリー企業¹⁰の募集によって少子化対策に取り組む企業（事業所）の社会的評価を周知します。
- ◇子育てする人が学習活動や地域活動など社会参加ができるよう託児付き事業を推進します。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
追加	ワーク・ライフ・バランスの周知と促進	事業所・住民	ワーク・ライフ・バランスの周知を図り、各事業所における取組みを促進する。	—	—	—	企画課
	次世代育成支援対策推進法の周知	事業所	一般事業主行動計画の策定に取り組むよう、リーフレット等により推進法の周知を図る。	広報回数	—	1回/年	地域政策課
	ファミリーフレンドリー企業の周知	住民	ファミリーフレンドリー企業の認証取得した事業所を広報紙等で紹介する。	—	—	—	地域政策課
	少子化対策に取り組む事業所の公表	住民	働き方の見直し等について出前講座の開催など積極的に少子化対策に取り組む事業所を広報紙等により紹介する。	—	—	—	地域政策課
	商工会と連携した労務講座・経済講座の開催	事業所	商工会と連携した労務講座・経済講座等の開催時に働き方の見直しなど少子化対策への関心を高める。	広報啓発回数	—	1回/年	地域政策課
	入札参加資格審査申請にあたっての男女共同参画取組み状況の報告	事業所	入札参加資格審査申請時に男女雇用状況、育児休業制度及び介護休業制度の有無などの報告を協力要請することにより各事業所への意識付けを行います。	—	—	—	管財課
拡充	ファミリーサポートセンター（再掲）	乳幼児・小学生	育児の援助等を行いたい者と当該援助を受けたい者との調整等により、住民相互の支え合い活動体制を推進する。	会員数（利用・両方・協力）	354人	450人	福祉課（社会福祉協議会）



¹⁰ ファミリーフレンドリー企業：

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組みを行う企業のことをいいます。

2 子育てを支援する生活環境の整備

① 子ども・子育てに配慮したまちづくり

本町の現状と課題

- 子育ての負担のうち経済的負担は、就学前では5.3ポイント、小学生では8.4ポイント前回調査を上回りました（図表26）。国の動向を注視しながら引き続き経済的な支援が求められています。
- 現役の子育て家庭が地域住民に望むこととして、「道で会った時に気軽に声をかけてほしい」のほか、「いじめられている時には助けてほしい」や「子どもの規範となるような態度を示してほしい」など、地域の大人の規範意識や子どもの育成にとって良好な環境が求められています（図表34）。
- 本町では、家庭・学校・地域・行政が一体となった「あいさつ、声かけ運動」をはじめとする様々な育成活動を行っています。また平成13年度から県の「ココロねっこ運動」を推進しており、子どもと向き合う取組みを行っています。
- 最近インターネットを使う子どもが増えています。親の目の届かないところで出会い系サイトやアダルトサイト、自殺方法に関するサイト等の有害情報が含まれるサイトに簡単にアクセスできてしまったり、個人情報を書き込んでトラブルになる可能性が高まっており、このようなサイトから発生する事件やトラブルが年々多く発生しています。
- 平成21年4月、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律¹¹」が施行され、保護者や事業者が努める役割を示しました。家庭においてもネット社会のモラルやマナーを身に付けることに関心を高めていく必要があります。
- 西彼福祉事務所の協力の下、町内の有害図書コーナーの設置状況の把握や未成年者への販売禁止などに取り組んできましたが、携帯電話販売所におけるフィルタリングの設置状況調査及び指導も始めました。

¹¹ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）：

子どもたちが安全に安心してインターネットを利用できるようにすることを目的として、

- ① 青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させる
- ② フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化する
- ③ 民間の関係者の自主的・主体的な取組みを政府が支援する

上記①～③を基本としてインターネット関係事業者に義務などを課すとともに、保護者や、インターネットの利用者みんなで、子どもたちを有害情報から守る取組みを求めています（内閣府HPより）。

後期の方針と事業

◇経済的支援をはじめ子育てがしやすいまちづくりを進めるとともに、次代を担う子どもにとってよりよい環境をつくります。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
拡充	子ども手当	中学3年生までの保護者	中学校修了前の児童生徒を養育している保護者に対し支給する。	—	—	—	福祉課
	乳幼児福祉医療	就学前	医療費（保険診療分）の自己負担額との差額を助成する。	—	—	—	福祉課
追加	幼稚園就園奨励費補助	幼稚園児保護者	町内在住の幼児が通う幼稚園が、住民税に応じ、入園料や保育料を一定額減免する場合に、町がその相当額を幼稚園に助成し、保護者の負担軽減を図る。	—	—	—	教育総務課
追加	保育料の軽減	乳幼児家庭	保育所（園）、幼稚園等に同時入所（園）の場合、保育料を軽減する。	—	—	—	福祉課
	通学路の薬剤散布の低減	農業者	環境保全型農業の取組みとエコファーマー ¹² の推進を図る。	—	—	—	農林水産課
	幼児遊園の安全性の確保	住民	3 町営住宅のすべてに整備している幼児遊園を点検する。	実施回数	1回/年	1回/年	管理課
拡充	有害図書の調査	住民・事業所	有害図書やビデオの少年に対する販売の禁止、及び「有害図書コーナー」設置表示ステッカー貼付の協力を依頼する。また、携帯電話販売所においてフィルタリング設置状況の調査及び指導を行う。	実施回数	2回/年	2回/年	生涯学習課



¹² エコファーマー：

「食の安心・安全」「環境に優しい農業」の理念に基づき、土づくり、化学肥料・農薬の低減を一体的に行う農業生産方式の導入計画を策定し『持続性の高い農業生産方式』として県知事の認定を受けた農業者をいいます。

② 子ども等の安全の確保

本町の現状と課題

□町が積極的に取り組むべき子育て支援策として、就学前も小学生も「子どもが安全で安心して暮らせる環境の充実」を求める声が8割に上るなど、安全対策への高い要望がありました（図表 24）。地域の安全対策は行政のみで実現できるものではなく、地域と一体となって取り組む必要があります。

□本町では子ども110番の家、自主防災パトロール、青色回転灯パトロール車や夜間パトロールをはじめ、自治会や青少年健全育成協議会、子ども会など地域の団体と協働した環境浄化や安全対策に取り組んでいます。子ども110番の家については地域の協力で普及してきており、着実に増えていますが、今後も一層の協力を求めていくことが大切です。平成16年度からは「こども110番の車」も設置しています。

図表 62 子ども110番の家設置の状況

（件）	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
子ども110番の家	238	284	328	329

資料：生涯学習課

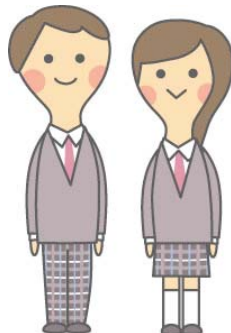
□防犯対策としては、本町及び時津町で構成する「時津地区連合防犯協会」で生活安全ニュースを全世帯に配布しています。また、「もってこいネットワーク」によって県警からのメールを受け、保育所（園）・幼稚園、放課後児童クラブ、町内小中学校、児童館に不審情報を提供しています。

後期の方針と事業

◇交通安全教育の徹底に努めるとともに、時津警察署との連携のもと、防犯意識と犯罪への対応力を高めます。

◇子ども110番の家の設置など、町をあげて子どもを対象とした犯罪の予防・防止に努めます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	交通安全教室	保育園児・幼稚園児・小学生	保育所(園)・幼稚園・小学校単位で交通安全教室を開催する。	実施回数	1回/年	1回/年	地域政策課
	防犯灯の設置・管理	住民	自治会等からの要望を受けて防犯灯を設置・管理する。	実施回数	随時	随時	地域政策課
	歩道・街灯の整備	住民	毎年、道路維持費の中で、緊急箇所より対応する。	—	—	—	管理課
	子ども向け防犯対策	小中学校全校	警察官による防犯指導を行う。	実施回数	1回/年	1回/年	学校教育課
拡充	子ども110番の家	子ども	子どもが危険を感じた場合、駆け込んで保護する緊急避難場所を確保する。	設置箇所数	329件	350件以上	生涯学習課
追加	こども110番の車	子ども	誘拐や暴力、痴漢などの被害に遭った、または遭いそうになった時に保護するとともに、警察などの関係機関に通報する。	車の台数	80台	90台	地域政策課
追加	青色回転灯パトロール車	子ども	子どもの安全確保・犯罪の抑止効果のためパトロールを実施する。	車の台数	8台	10台	地域政策課
	夜間パトロール	子ども	夏休みにおける青少協による夜間パトロールを実施する。	実施回数	2回/年	2回/年	生涯学習課
	防犯ブザーの配布	小学校全校	小学1年生の児童に支給するための防犯ブザーを防犯協会へ要望する。	対象者	小学1年生	小学1年生	学校教育課



③ 遊び場や集いの場の整備

本町の現状と課題

□アンケートでは、平日、児童館で過ごす小学生は平日で最大 1.0%にとどまり、「家でひとりで過ごす」小学生が散見されました。

図表 63 平日の子どもの居場所

No.	カテゴリー名	平日					
		9～12時 %	12～14時 %	14～16時 %	16～18時 %	18～20時 %	20時以降 %
1	学校にいる	93.8	94.0	77.9	1.3	0.3	0.3
2	保護者や祖父母などの家族・親族と過ごす	0.0	0.1	5.5	30.5	83.6	89.4
3	家で兄弟姉妹や友達だけで過ごす	0.0	0.0	1.4	7.3	1.8	1.8
4	友達の家にいる	0.0	0.0	1.3	6.3	0.0	0.0
5	家でひとりで過ごす	0.0	0.0	0.4	3.6	0.7	0.1
6	ベビーシッターなどと過ごす	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
7	ファミリー・サポート・センターを利用する	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
8	放課後児童クラブで過ごす	0.0	0.0	5.0	11.3	0.4	0.1
9	児童館で過ごす	0.0	0.0	1.0	0.6	0.0	0.0
10	公共の施設にいる	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
11	学習塾や習い事に行く	0.0	0.0	0.6	17.6	3.9	0.7
12	クラブ活動や子ども会活動をする	0.0	0.0	0.1	11.8	2.0	0.1
13	その他	0.0	0.0	0.6	3.4	0.3	0.1
	不明	6.2	5.9	6.2	6.2	7.0	7.3
	全体	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：小学生

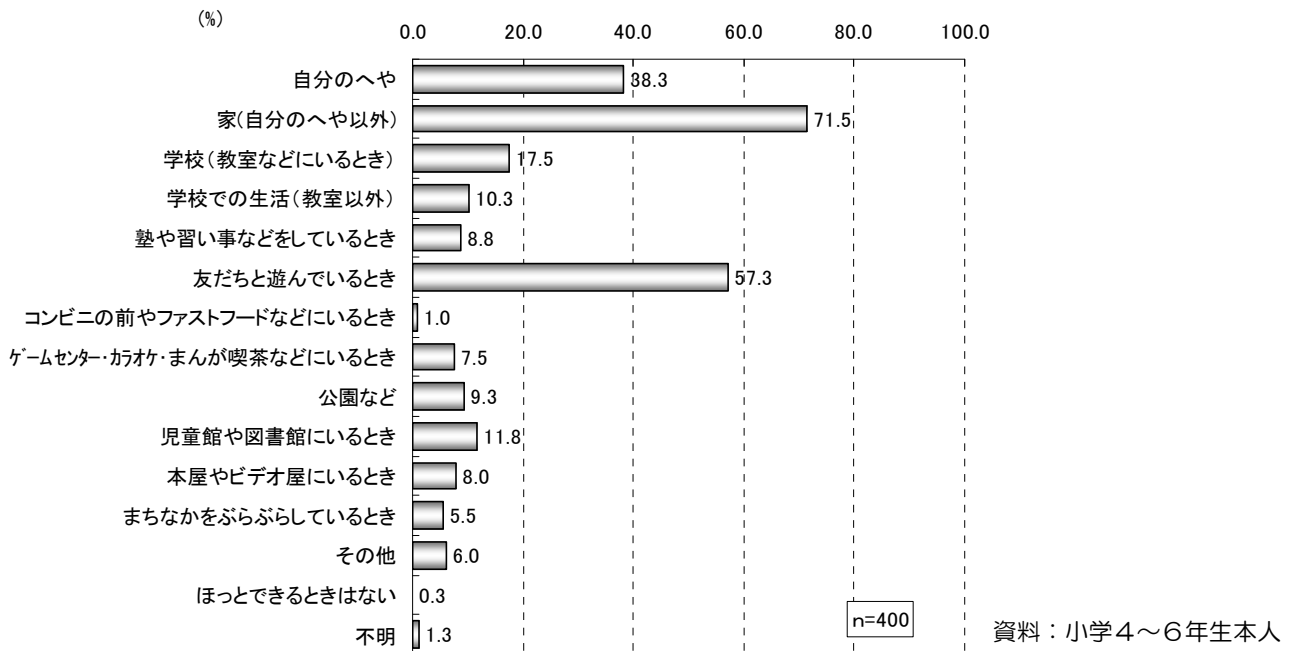
□本町には長与児童館、高田児童館、長与南児童館、長与北児童館、上長与児童館とすべての小学校区に児童館が整備されています。1日の利用者数は300人台です。

図表 64 児童館の利用状況

(人)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
1日平均利用者数	321	339	338	343

□小学4～6年生にほっとできる場所を聞いたところ、自宅に次いで「友だちと遊んでいるとき」が57.3%に上りました。一方でゲームセンター、カラオケ等、コンビニの前やファストフードなどにいるときと答える子どもも見受けられます。

図表 65 くつろげる場所



□小学校高学年や中高生になると、生活の場は家庭、学校以外の場所を求めるようになってきます。また、就労が進み、放課後児童クラブの利用を希望する家庭は少なくありませんが、保護者の就労の如何にかかわらず、家庭と学校の間で安全に遊び、過ごせる場所、いろいろな人と接して体験を増やせる場所が求められています。

後期の方針と事業

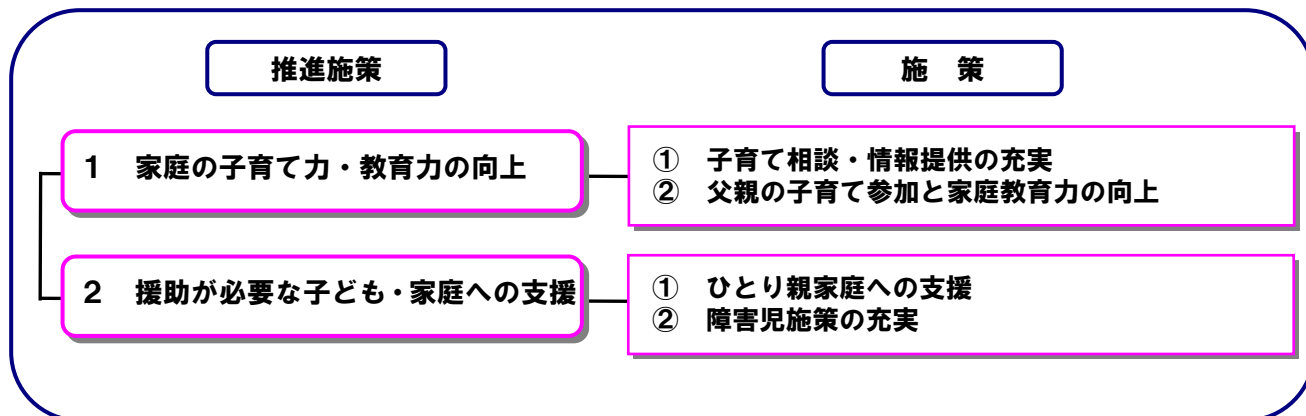
◇児童館の内容充実を図るとともに、中高生の居場所づくりにも取り組みます。

◇子育て中の家庭の要望を聞きながら、安全に遊べる公園の整備を計画的に進めます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
追加	児童館（再掲）	幼児～高校生	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにする場を提供する。	—	—	—	福祉課
検討	中高生の居場所づくり	中高生	児童館等の再活用を図り、中高生の居場所づくり推進を検討する。	—	—	—	福祉課
	公園整備事業	住民	各自治会等の要望により、各公園を整備する。	実施状況	随時	随時	都市整備課
	遊具の点検	住民	公園の遊具の点検により安全性の確保に努める。	実施回数	1回/年	1回/年	都市整備課

基本目標

IV 家庭の子育てを支援しよう



成果指標

指 標	現 状 値(H20年)	目 標 値(H26年)
父親が子育てによく参加していると答える割合	就学前 47.4% 小学生 35.9%	現状値を上回る
子育ては「楽しいと感じる時のほうが多い」と答える就学前の割合	66.7%	現状値を上回る
パパママ学級父親の参加率	29%	35%

1 家庭の子育て力・教育力の向上

① 子育て相談・情報提供の充実

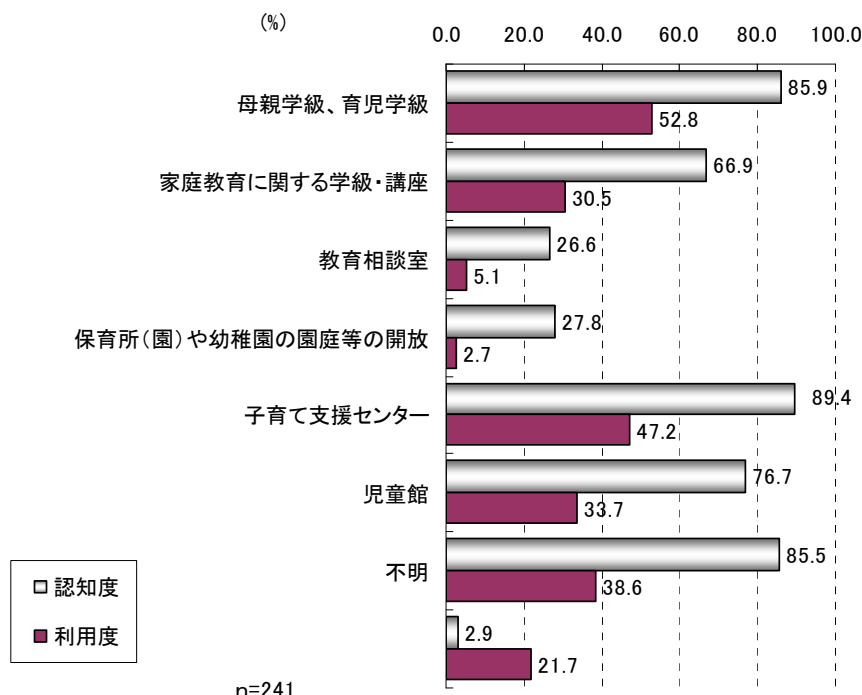
本町の現状と課題

□平成 20 年より「長与っ子の子育てガイドブック」(大きくな〜れ!)を配布しています。ライフステージ別に整理したサービスや子育て支援関連施設のマップが掲載されているほか、相談の具体的な例を挙げて相談先をガイドするなど利用者の立場に立った情報を満載しています。今後も内容充実に努めていく必要があります。

□本町では妊娠期から出産、子育て、それぞれの月齢に合わせてマタニティ広場、乳幼児相談・健診を健康センターで実施しています。その中で子どもの健康に関することや日常生活に関すること、予防接種に関すること等の相談や情報提供を行っています。また、母親同士のつながりができるよう支援しています。

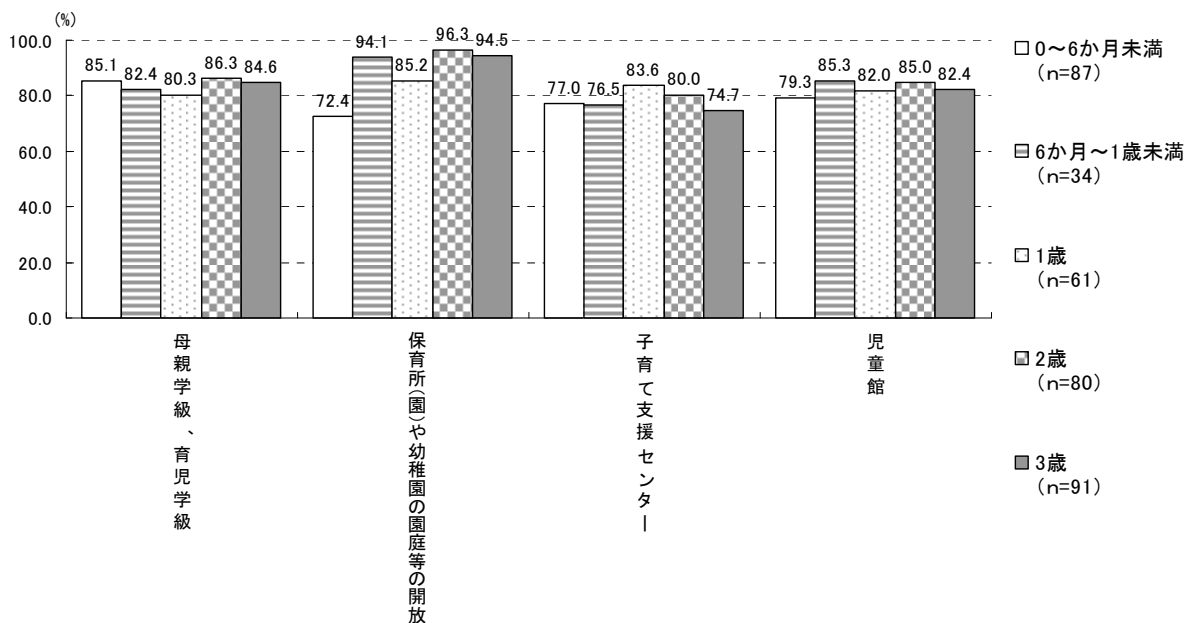
□本町が実施している主な子育て支援サービスについて知っているかどうかを質問したところ、母親学級、育児学級、保育所(園)等の園庭開放など一般的によく知られているサービスについては70~80%台の認知度となりました。しかし3歳以下の主なサービスの認知状況を見ると、保育所(園)や幼稚園の園庭開放は高いものの子育て支援センターについてはやや低い結果となっています。

図表 66 子育て支援サービスの認知状況と利用状況



資料：就学前

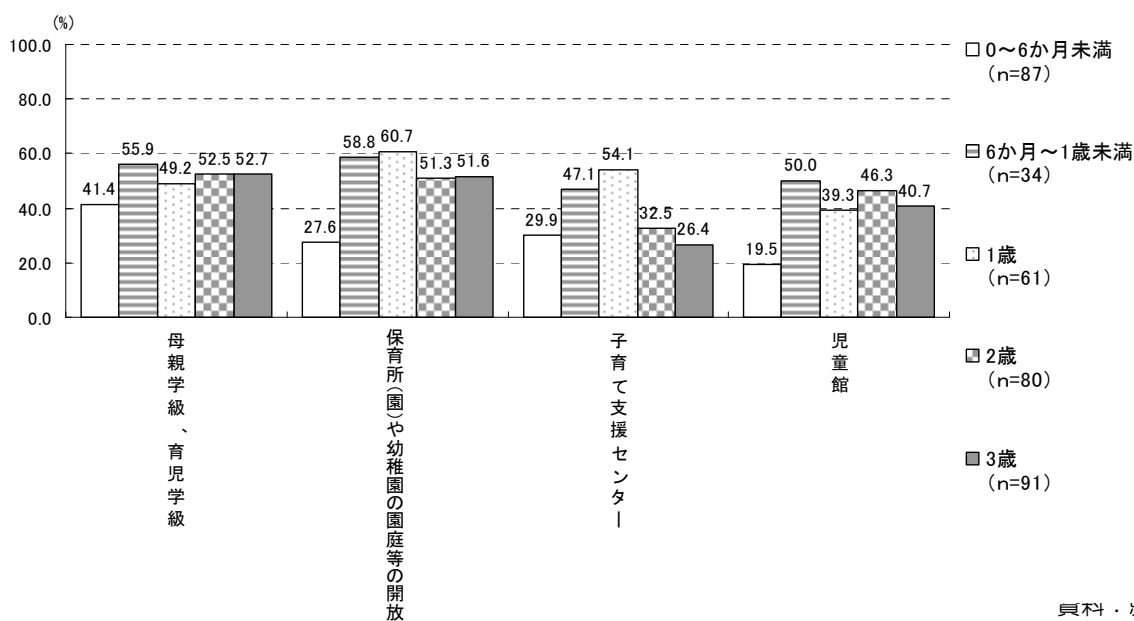
図表 67 主な子育て支援サービスの年齢別認知状況



資料：就学前

また、主な子育て支援サービスの利用状況は、認知状況と同様、保育所（園）等の園庭開放が子育て支援センターをやや上回っています。

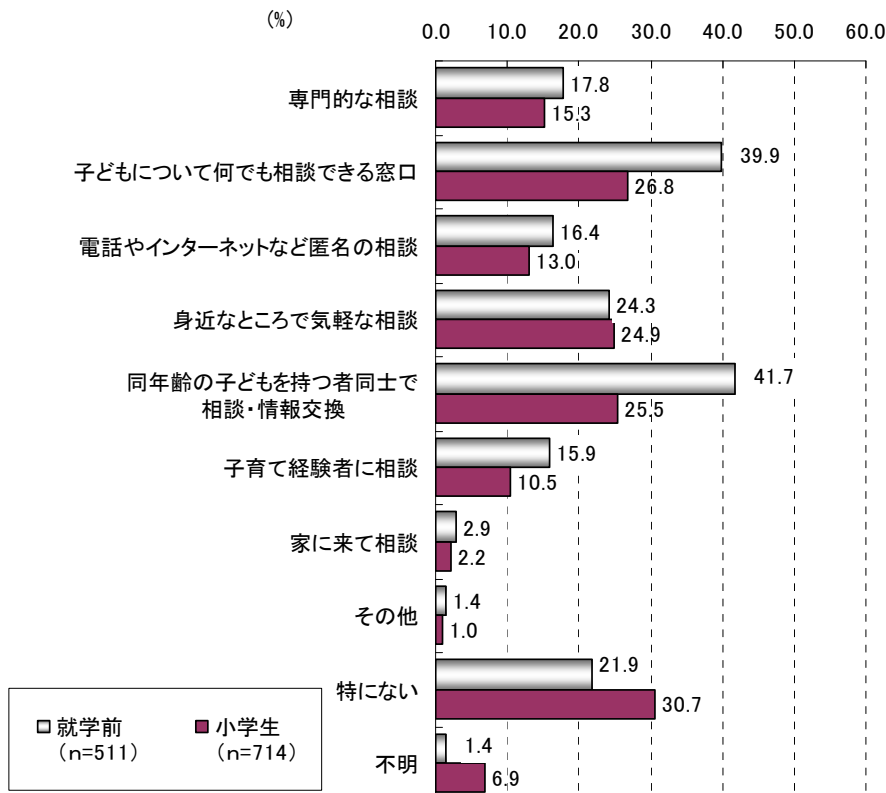
図表 68 主な子育て支援サービスの年齢別利用状況



資料：就学前

就学前の子育て家庭が求めている相談機能は、「同年齢の子どもを持つ者同士で相談・情報交換」(41.7%)、「子どもについて何でも相談できる窓口」(39.9%) や「身近なところで気軽な相談」(24.3%) が多くなっています。

図表 69 希望する相談



資料：就学前・小学生

後期の方針と事業

- ◇乳幼児相談、健診において医師・臨床心理士等の専門職との連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。
- ◇職員の資質の向上を図りながら、利用者の立場に立った子育て相談を行っていきます。
- ◇子育て情報の一元化を図る子育てガイドブックや母子保健事業実施計画表を配布し、情報提供の充実を図ります。

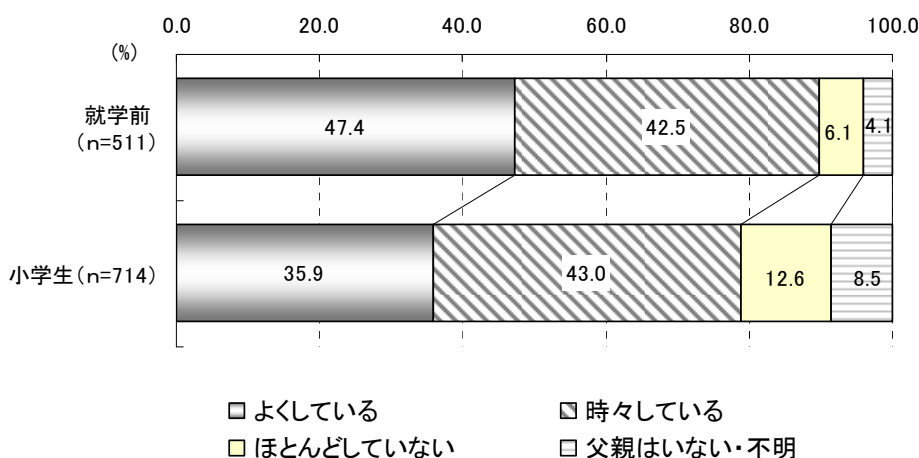
	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	地域子育て支援センター事業（再掲）	乳幼児・保護者	支援センターの充実を図り、センター型として中学校区ごとに各1か所設置し、育児不安等についての相談指導や地域の保育資源の情報提供等、地域の子育て家庭に対する育児支援を実施する。	実施箇所数	4園(直営1園・民間3園)	3園(直営1園・民間2園)	福祉課
	子育てガイドブックの配付	子育て家庭の保護者	各課で実施する各種の子育て支援メニューに係るパンフレット等を体系化し、利用者にわかりやすい「子育てガイドブック」(大きくな～れ!)を配布する。	—	—	—	福祉課
	インターネットを活用した情報提供	住民	おひさまひろばのホームページ上の子育て情報を充実する。	—	—	—	福祉課 健康保険課
追加	母子保健事業実施計画表の配布	住民	母子保健事業実施計画表を全世帯に配布し情報提供を行う。	—	—	—	健康保険課

② 父親の子育て参加と家庭教育力の向上

本町の現状と課題

□就学前の89.9%、小学生の78.9%は父親が概ね子育てに参加しているという結果ですが、小学生でやや低下する傾向が見られます。子育ての負担感の中にも「配偶者や家族の協力が得られない」（図表 25）が挙がっており、母親一人に過度の子育て負担とならないよう、父親に子育ての責任を伝えていく必要があります。

図表 70 父親の子育て参加状況

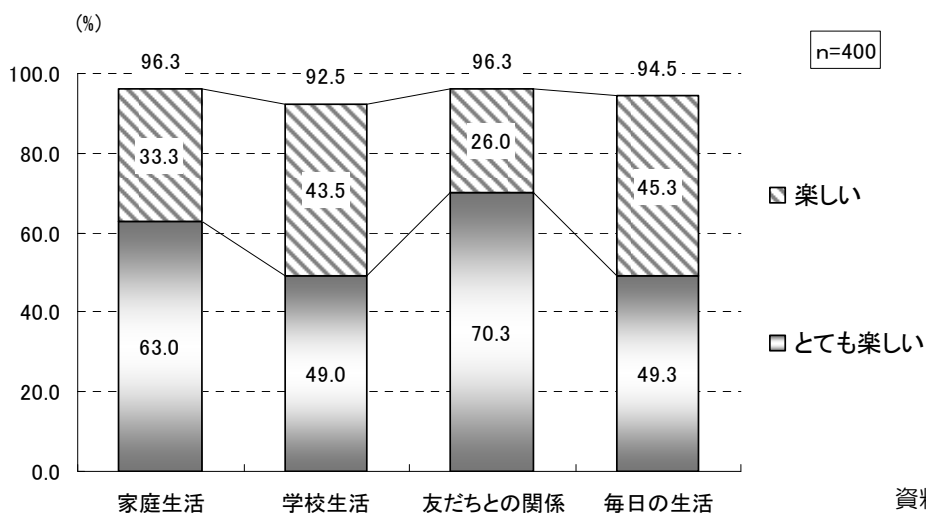


資料：就学前・小学生

□平成 20 年度から参加型の「親育ち講座」（NP講座）を開催しており、家庭の子育て力を支援しています。年間約 100 組の親子の参加があります。

□小学4～6年生が「とても楽しい」とするのは、「友だちとの関係」が70.3%で最も多く、「家庭生活」（63.0%）、「学校生活」（49.0%）を超えています。

図表 71 様々な生活分野における楽しさの実感



資料：小学4～6年生本人

□小学校期から思春期にかけての家庭では、親子の会話や接する時間、親自身の家庭生活への満足度が、子どもに対する理解度と大きく関係しています。子どもは、親が自分を理解してくれていると感じると、家庭生活や学校生活などへの満足度が高くなるとされています。また、思春期は、学童期から脱した若者がさらに大人へと成長していく移行期であり、自分らしさを確立するための模索期として位置づけられます。年齢が高くなるほど家庭生活の満足度は低くなる傾向がありますが、思春期では父母との信頼関係が満足度と関係するといわれ、発達段階に応じた親子のコミュニケーションが求められます。

後期の方針と事業

- ◇実習や体験を含め、妊娠中から子育てへの関心を高めながら、夫婦で出産を迎える準備を支援します。
- ◇乳幼児相談、健診において医師・臨床心理士等の専門職との連携を深め、相談支援体制の充実を図ります。
- ◇参加しやすい機会を捉えて親子で参加する事業を実施し、子育て家庭を支援します。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
追加	親育ち講座（N P講座）	就学前の保護者	気づきや交流の中で子育て力を強化する「参加者中心」の講座を開催する。	開催回数	1回/年	2回/年	福祉課
	パパママ学級	妊婦と夫	グループワーク（参加者間での情報交換）・沐浴実習・妊婦体験実習（夫）を行う（夫婦での参加が原則）。	父親の参加率	29%	35%	健康保険課
	家庭教育学級（幼稚園・小中学校）	園児・児童生徒・保護者・教職員	子どもをめぐる今日的な問題に焦点を当てながら基本的な生活習慣の形成など家庭が担う役割を啓発していく。	開催回数	32回/年	30回程度/年	生涯学習課
	親子教室（再掲）	乳幼児・保護者	「働く婦人の家」において、0歳からの乳幼児を対象に、親子活動や育児支援を行うとともに、社会性の向上などへの関心も高めていく。	開催回数	100回/年	100回/年	生涯学習課



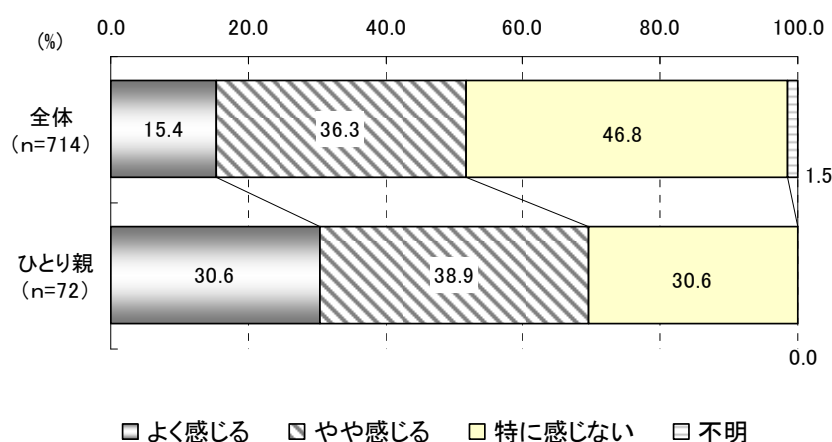
2 援助が必要な子ども・家庭への支援

① ひとり親家庭への支援

本町の現状と課題

□離婚の増加に伴いひとり親家庭が増加しています。アンケートからも特に小学生において、仕事と子育ての両立の困難さがうかがわれます。また、子育ての不安や悩みを気軽に相談できるところがないという傾向も見受けられ、一層の支援が求められています。

図表 72 ひとり親家庭の仕事と子育ての両立の難しさ



資料：小学生

後期の方針と事業

◇安心して子どもの養育を行うことができるよう計画的にひとり親家庭等の自立を支援していきます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
拡充	ひとり親家庭への医療費の助成	ひとり親家庭の親及び子	ひとり親家庭の親又は子が医療機関において診療を受けた時、支払った保険診療金額の一部を助成する。	—	—	—	福祉課
拡充	児童扶養手当	ひとり親及び養育者	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の増進のため、手当を支給する。	—	—	—	福祉課
追加	要保護及び準要保護児童生徒就学援助	小中学生・保護者	経済的理由によって就学困難な小中学生に対して学用品費や給食費の援助を行う。	—	—	—	教育総務課

② 障害児施策の充実

本町の現状と課題

- 「障害者自立支援法」の施行を受けて、本町では新しいサービス体系によりサービスを確保に努めてきました。児童デイサービスについては、これまで町内に事業所がありませんでしたが、平成 21 年度より社会福祉協議会で実施することとなり、利便性の向上を図りました。
- 平成 17 年 4 月に「発達障害者支援法」が施行され、発達障害¹³の早期発見、国及び地方公共団体の責務、発達障害者の自立及び社会参加への支援が定められました。また、都道府県等に発達障害者支援センターの設置が義務付けられ、長崎県では諫早市に「長崎県発達障害者支援センター しおさい」が設置されました。
- 本町では、乳幼児健診において発達に心配がある乳幼児の早期発見を行い、なるべく早い段階からの支援ができるよう体制づくりを行っています。健診結果等で通園が適切と判断されたケースについては、町内の「ひばり学級」において早期療育を行っています。
- 障害児保育については 7 園で受け入れ可能となっており、今後も保育の内容充実を図りながら受け入れを推進していく必要があります。

図表 73 障害児の保育所（園）の受け入れ状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施箇所数(か所)	7	7	7	7
登録児童数(人)	9	13	7	8

資料：福祉課

- 平成 20 年度実績で 3 か所の放課後児童クラブが利用されています。

図表 74 障害児の放課後児童クラブ利用状況

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
実施箇所数(か所)	1	2	3	3
利用者合計(人)	3	4	6	8
1年生	2	1	0	0
2年生	1	2	1	0
3年生	0	1	4	0
4年生	0	0	1	4
5年生	0	0	0	3
6年生	0	0	0	1

資料：福祉課

- 平成 19 年 4 月には「学校教育法」が改正され、障害の種別・程度等に応じ特別な場で指導を行う「特殊教育」から、自閉症をはじめとする発達障害児も含めた障害のある児童生徒一人ひとりに

¹³ 発達障害：

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいいます。

とりの教育的ニーズに応じた支援を行う「特別支援教育」へ転換されました。

□本町では平成 19 年度は洗切小学校、平成 20 年度は長与南小学校に特別支援学級を新設し、町内において4つの小学校と1つの中学校に特別支援学級が、2つの小学校と1つの中学校に通級指導教室が開設されています。また教育に配慮が必要な児童生徒については、学校における日常生活上の補助や学習活動上のサポートを行うために、平成 20 年度から特別支援教育支援員を全中学校に、平成 21 年度から全小学校に配置しています。

後期の方針と事業

- ◇障害の早期発見・早期対応に努めるとともに、乳幼児の基本的な生活習慣の形成や健全な発達を促すため、早期療育体制を充実します。
- ◇障害のある子どもとない子どもが可能な限り、ともに保育や教育を受けることができるよう体制づくりを進めていきます。
- ◇障害児の個々のケースに応じた相談、様々なサービスの組み合わせ、障害児への総合的な支援を行います。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
追加	障害児等療育支援事業	障害の疑い、発達の偏りがある児童	幼稚園・保育所(園)を訪問し、児童が集団生活における適応を高めるよう対応を検討支援する。	—	—	—	福祉課 健康保険課
	乳幼児支援関係者連絡会	関係機関のスタッフ	心や身体に問題がある乳幼児を早期に発見、支援するために関係者が情報交換を行い、協力体制を図る。	—	—	—	福祉課 健康保険課 学校教育課
	障害児通園事業(ひばり学級)	乳幼児及び保護者	心身の発達に障害のある幼児を対象とした早期療育を行う。	—	—	—	福祉課
	障害福祉サービス等の提供	障害児	短期入所(ショートステイ)、補装具などの障害福祉サービスを提供するとともに、日常生活用具の給付、移動支援、日中一時支援事業など地域生活支援事業を行う。	—	—	—	福祉課
追加	児童デイサービス	障害児	障害のある児童生徒に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	町内施設数	0	1	福祉課
	通常保育への受け入れ	就学前の障害児	障害の程度に応じ、集団保育が適切な場合の受け入れを行う。	—	—	—	福祉課
	放課後児童クラブへの受け入れ	小学生の障害児	障害の程度に応じ、集団保育が適切な場合の受け入れを行う。	—	—	—	福祉課

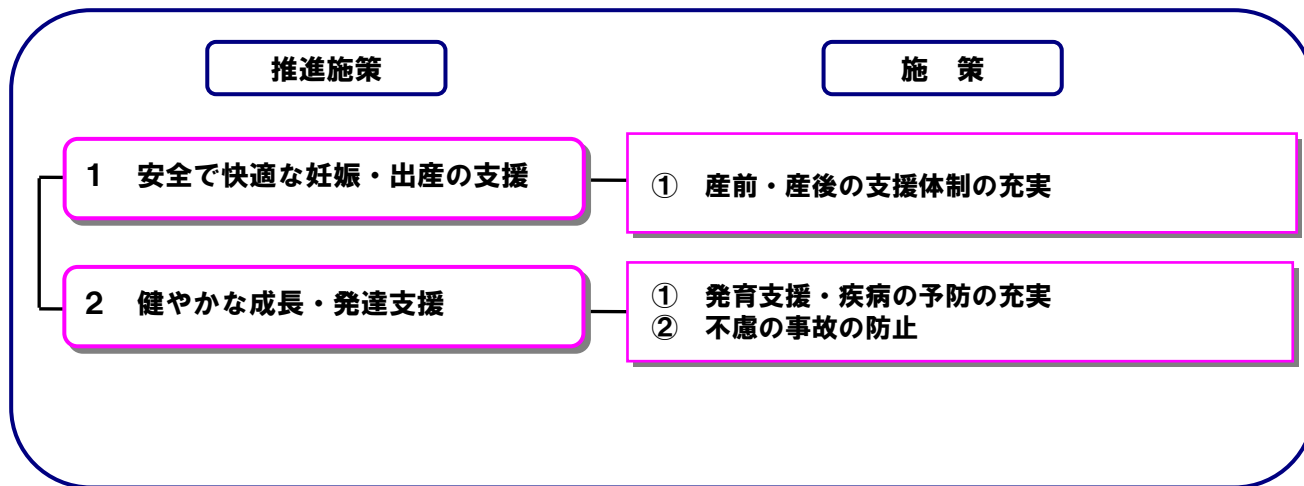
IV 家庭の子育てを支援しよう 2 援助が必要な子ども・家庭への支援

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	特別支援教育体制の充実	小中学生	障害の種類や程度に応じて、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行えるよう各学校における特別支援学級や通級指導教室の設置に努め、支援員を配置する。	配置校(支援員)	全中学校	全小中学校	学校教育課
追加	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級児童・生徒の保護者	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品等の一部を補助する。	—	—	—	教育総務課
	学校運営指導員・学校教育相談指導員(再掲)	幼児・小中学生・保護者・学校	学校経営や人事、教育相談や就学相談、療育相談等にあたる。	指導員数	2名	2名	学校教育課
	障害児(者)福祉手当	障害児及び保護者	在宅の障害児で日常生活において、常時介護を必要とする方に手当を支給する。	—	—	—	福祉課
	特別児童扶養手当	障害児及び保護者	在宅の障害児で重・中程度の障害児の保護者に手当てを支給する。	—	—	—	福祉課
	障害児(者)等への医療費の助成	障害児及び保護者	身体障害児・知的障害児が医療機関において診療を受けた時、支払った保険診療金額の一部を助成する。	—	—	—	福祉課
	福祉タクシー助成	障害児及び保護者	身体障害児・知的障害児が容易に外出できるよう、タクシー料金の一部を助成する。	—	—	—	福祉課
	知的障害児・者交通費助成	障害児及び保護者	在宅の知的障害児が施設(事業所)に通所するために公共の交通機関等を利用した時、本人及び保護者へ交通費を助成する。	—	—	—	福祉課
	在宅介護者見舞金	障害児の保護者	在宅の重度障害児の保護者に見舞金を支給する。	—	—	—	福祉課



基本目標

V 子どもと母親の生命と健康を守ろう



成果指標

指 標	現 状 値(H20年)	目 標 値(H26年)
マタニティ広場参加者数	71人	80人
乳幼児健診受診率		
3～4か月児	100.0%	100.0%
9～10か月児	88.7%	
1歳9か月児	94.5%	
3歳児	91.6%	

1 安全で快適な妊娠・出産の支援

① 産前・産後の支援体制の充実

本町の現状と課題

□平成 21 年 4 月から公費による妊婦健康診査が 5 回から 14 回となり、健診項目が増加しました。受診券は母子健康手帳交付時に交付しています。また、出産までの準備としてマタニティ広場やパパママ教室を開催しています。

図表 75 母子手帳の交付数の推移

(冊)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
母子手帳交付数	479	438	468	444

図表 76 マタニティ広場の参加人数

(人)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
マタニティ広場参加者数	102	109	74	71

図表 77 パパママ学級の参加人数

(組)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
パパママ学級参加者数	68	80	59	65

□訪問が必要と思われる妊産婦・新生児に対し、専門家による家庭訪問を行い、身長、体重等の計測、育児や発達について指導を行っています。

□各地区では担当の母子保健推進員が、妊娠期から生後 3 歳まで定期的に訪問を行っています。平成 20 年度からは 4 か月未満の乳児について「乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）」として継続しており、育児に難しさを感じる家庭のサインを早期にキャッチして適切な支援に結び付けるよう努めています。

図表 78 こんにちは赤ちゃん事業

(人)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
家庭訪問	660	651	720	736



後期の方針と事業

◇心身の変化が著しい妊娠・出産期・産褥期において、妊産婦の健康づくりを支援します。

◇家族の理解を高め、安全で快適な妊娠・出産の環境の確保を支援します。

◇仲間同士や先輩ママとの交流、父親の参加促進などにより妊娠・出産に対する不安の解消を図ります。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	母子健康手帳の交付	妊婦	妊婦健診の受診票発行、妊娠中や出産後の事業紹介を行う。	—	—	—	健康保険課
追加	父子健康手帳の交付	妊婦の夫	母子健康手帳と同時に交付し両親での子育てを考えるきっかけとする。	—	—	—	健康保険課
	妊婦健康診査	妊婦	医療機関で妊婦の健康診査の受診ができるよう助成する。	助成回数	5回/人	14回/人	健康保険課
	マタニティ広場	妊婦	グループワーク（妊婦間の交流・仲間づくり）・赤ちゃんや先輩ママとの交流・妊婦体操・出産準備・乳房管理を行う。	初産婦参加率	29%	35%	健康保険課
	マタニティクッキング	妊婦	調理実習を含んだ妊娠中からの食生活に関する知識や技術を提供する。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課
	パパママ学級（再掲）	妊婦と夫	グループワーク（参加者間での情報交換）・沐浴実習・妊婦体験実習（夫）を行う（夫婦での参加が原則）。	父親の参加率	29%	35%	健康保険課
追加	妊婦歯科健康チェック	妊婦	妊娠中の歯科の健康相談及び子どもの歯の健康について指導を行う。	実施回数	4回/年	4回/年	健康保険課
追加	妊婦・乳幼児家庭訪問（乳児家庭全戸訪問を含む）	妊婦・乳幼児・保護者	各地区の担当推進員が妊娠期から生まれて3歳になるまで定期的に訪問を行い、育児相談や情報提供などの支援を行う。	訪問達成率	98%	100%	健康保険課
	新生児訪問	新生児	発達チェック・体重測定・育児相談・沐浴指導・子育て支援に関する社会資源の紹介などを行う。	—	—	—	健康保険課
	1～2か月児相談	1～2か月児の母	主に第1子に対し、親の健康づくり、赤ちゃんについて講話、グループワークなどを行う。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課
	おやこ相談	3か月～就学前児童の保護者	参加者の希望で、子どもの「計測」「栄養相談」「保健相談」を行うほか、親子の交流の場として自由に活用してもらう。	実施回数	2か所 23回/年	2か所 23回/年	健康保険課
	母子栄養食品支給	妊産婦及び乳児	栄養強化を行うことが必要な者にミルクの支給を行う（住民税・所得税非課税世帯）。	—	—	—	健康保険課

2 健やかな成長・発達支援

① 発育支援・疾病の予防の充実

本町の現状と課題

□乳幼児の健康診査については、医療機関へ委託している9～10 か月児健康診査以外は町健康センターで集団健診を行っています。未受診者に対しては母子保健推進員が家庭訪問して受診勧奨を行っています。

図表 79 乳幼児健康診査の受診率の推移

(%)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
3～4か月児健診(集団)	97.4	99.6	100.0	100.0
9～10 か月児健診(個別健診)	88.6	93.1	93.7	88.7
1歳9か月児健診	95.6	92.4	96.1	94.5
3歳児健診	94.5	92.4	93.0	91.6

図表 80 乳幼児のむし歯の推移(3歳児)

(%)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
乳幼児のう蝕有病率(長与町)	44.5	38.2	39.0	35.7
参考(長崎県)	40.84	40.11	37.34	—
参考(全 国)	28.01	26.64	25.86	—

注：長崎県・全国の平成 20 年度の数値は調整中（公表時期等未定）

□適正な時期に予防接種を受けることができるように各種事業において指導・教育を行っています。また、学校教育課と連携し周知を図り、各種予防接種の接種率の向上に努めています。

図表 81 各種予防接種者数の推移

(人)	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
BCG	456	455	422	472
ポリオ	921	897	887	926
三種(二種)混合	2,013	1,778	1,738	1,790
麻疹・風しん	—	886	852	1,811



後期の方針と事業

◇乳幼児健康診査などを充実し、乳幼児期の疾病の予防・早期発見に努めます。

◇予防接種に関する正しい知識を普及し、各種予防接種の接種率の向上を図ります。

◇かかりつけ医・かかりつけ歯科医をもつよう引き続き啓発を行っていきます。

	事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
				内容	H20年度	H26年度	
	1～2か月児相談	1～2か月児	身体測定・発達チェック・グループワーク・栄養指導・保健指導を行う。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課
	乳児健康診査	3～4か月児	問診・身体測定・内科健診（集団検診）・栄養指導・保健指導を行う。	受診率	100%	100%	健康保険課
		9～10か月児	医療機関による個別健診を行う。	受診率	88.7%	100%	
	お誕生相談	1歳児	身体計測、栄養指導・保健指導・歯科指導を行うとともに情報交換を行う。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課
	幼児学級	1歳7か月児	保健、栄養、歯科の相談や情報提供を行うとともに情報交換を行う。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課
	1歳9か月児健康診査	1歳9か月児	問診・身体測定・尿検査・内科検診・歯科検診・保健指導・栄養指導（必要者ブラッシング指導・心理相談員の個別相談）を行う。	受診率	94.5%	100%	健康保険課
	3歳児健康診査	3歳4か月児	問診・身体測定・尿検査・内科検診・歯科検診・保健指導・栄養指導・歯科ブラッシング指導・心理相談員の個別相談を行う。	受診率	91.6%	100%	健康保険課
	おやこ相談（再掲）	3か月～就学前児童の保護者	参加者の希望で、子どもの「計測」「栄養相談」「保健相談」を行うほか、親子の交流の場として自由に活用してもらう。	実施回数	2か所 23回/年	2か所 23回/年	健康保険課
追加	妊婦・乳幼児家庭訪問（乳児家庭全戸訪問を含む）（再掲）	乳幼児・保護者	各地区の担当推進員が妊娠期から生まれて3歳になるまで定期的に訪問を行い、育児相談や情報提供などの支援を行う。	訪問達成率	98%	100%	健康保険課
	こども相談	母子関係の不安や問題をもつ親子	心・身体・ことばなどが心配な乳幼児から小中学生と保護者に保健師・臨床心理士が対応する。	実施回数	12回/年	12回/年	健康保険課
	すくすくキッズ	乳幼児・保護者	発達が境界域の児、母子関係に問題のある親子で継続フォローが必要な人に対し、保育士による親子遊びの指導を中心に、生活や発達に関するミニ講話（保健師・小児科医・言語聴覚士・栄養士）や個別相談を行う。	実施回数	6回×3回/年	6回×3回/年	健康保険課
	家庭訪問	妊婦・乳幼児	健診においてフォローが必要な人に対し、発達確認・身体測定・保健相談・栄養相談・歯科相談・社会資源の紹介など（保健師・栄養士・歯科衛生士）行う。	—	—	—	健康保険課
	予防接種	乳幼児・小中学生	（集団接種）BCG・ポリオ （個別接種）三種混合・麻しん・風しん・日本脳炎、インフルエンザを実施する。	—	—	—	健康保険課
	かかりつけ医・歯科医を持つことの啓発	15歳までの児童の保護者	かかりつけ医・歯科医を持つことの必要性を啓発する。	—	—	—	健康保険課

② 不慮の事故の防止

本町の現状と課題

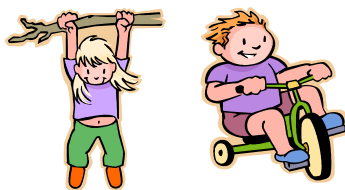
□疾病による子どもの死亡率は著しく減少している一方で、不慮の事故による死亡が1歳以降の子どもの死亡原因の第1位を占めています。1～4歳、5～9歳の死因順位の第1位である「不慮の事故」についても保護者への啓発により防止される可能性が高いといわれています。また、0歳の死因順位の第3位である「乳幼児突然死症候群（SIDS）」については、「うつぶせ寝を止める」などのキャンペーンにより、死亡数が半数近くに減少しました。

本町では乳幼児相談、健診時に事故予防について講話を行っています。さらに、3～4か月児健診・お誕生相談時に事故予防パンフレットを配布し、事故予防の啓発を行っています。

後期の方針と事業

◇乳幼児突然死症候群(SIDS)、揺さぶられっ子症候群等の防止や子どもの事故防止に努めます。

事業名	対象者	事業の概要	数値目標			担当課
			内容	H20年度	H26年度	
事故防止の啓発	乳幼児	乳幼児相談・健診、お誕生相談時にリーフレットを配布し、乳幼児の事故予防を啓発する。	—	—	—	健康保険課





第5章 計画の推進



この章では、計画を推進する上で必要なことを記載しています。

1 住民や関係機関などとの連携

本計画の推進にあたっては、他の部門別計画などとの整合を図るとともに、関係する行政機関・団体と連携を図りながら取り組みます。

また、多様化する住民ニーズにきめ細かく対応していくために、行政サービスにとどまらず、社会福祉協議会をはじめとする地域の団体、ボランティア、NPOなどの各種団体との関わりが重要となることから、連携と協力関係を築いていきます。

2 公表・進行管理

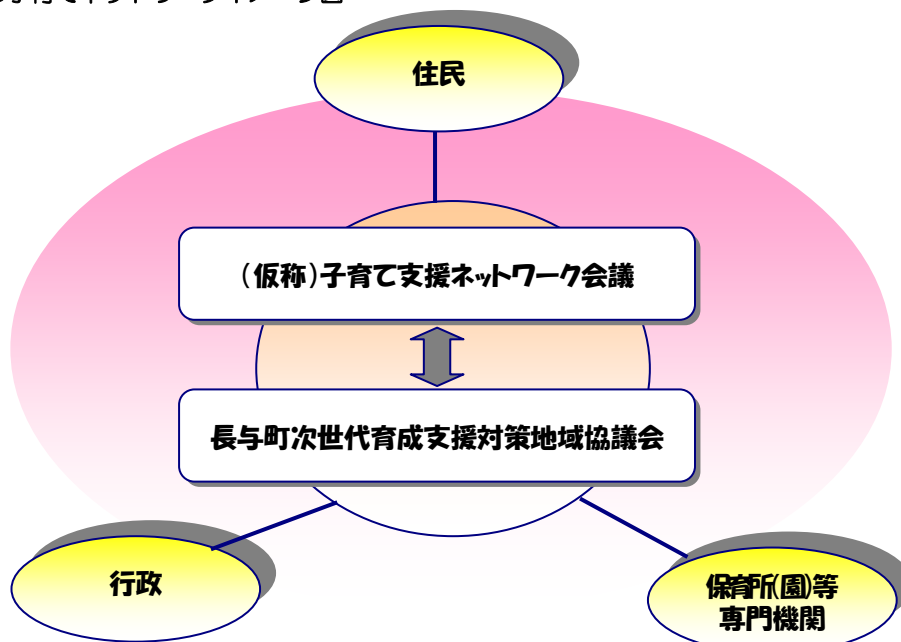
本計画の実施状況については、毎年、福祉課が点検を行うとともに、「長与町次世代育成支援対策地域協議会」がこれを評価し、その結果を住民に公表するものとします。

3 ネットワーク機能の強化

本町を「子育て・子育て応援のまち・ながよ」にするためには、身近な地域で活動する子育て・子育てに関わる活動団体や行政を有機的につなぎ、連携を強化する必要があります。

前期計画に引き続き、行政は「みんなで子育てする」という意識を醸成していくとともに、地域の活動団体が活動しやすい環境づくりを進め、全体の調整役を担う「(仮称)子育て支援ネットワーク会議」の設置を検討していきます。

図表 82 本町の子育てネットワークイメージ図



4 調査研究

本計画では5年間で実施に向け検討する事業についても計上しています。住民ニーズへの的確な対応、社会・経済情勢や国の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するためにも、先進事例の研究などにも取り組んでいきます。



